

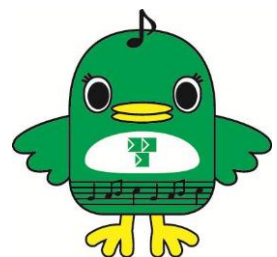


(写真：藤崎森林公園のカワセミ)

# データで見る

## 習志野市の環境

習志野市 環境白書 平成 30 (2018) 年版



ご当地キャラ  
ナラシド♪



# はじめに



平成 30（2018）年度、谷津干潟がラムサール条約登録湿地となってから 25 周年の節目を迎えました。6 月には初めての試みとして、夏場の悪臭の原因となるアオサの除去活動を、環境省との共催にて行いました。ラムサール条約登録湿地であり、国指定鳥獣保護区でもある谷津干潟は、普段は厳しく立ち入りが制限されていますが、この貴重な機会に約 300 人のボランティアの方々とともに私自身も入り、谷津干潟と直接ふれあい、皆さんと体験することができました。

都市と自然の共生を図るため、貴重な自然財産である谷津干潟の保全・活用の取組を、市民と行政の協働により進めてまいります。

現代は、便利で豊かな生活を享受する一方で、資源やエネルギーの大量消費、森林破壊、ごみの廃棄問題といった深刻な環境問題により、異常気象や災害も数多くもたらされています。これらの問題に対し、市民一人ひとりが認識を深め、意識的に行動することが必要です。

このようなことを踏まえ、本市といたしましても、昨年度に引き続き地球温暖化対策実行計画の改定等、取組を進めてまいります。

この白書は、本市における平成 29（2017）年度の環境行政をまとめたものです。市民の皆様の環境問題に対する理解を一層深め、環境保全のための行動を展開するための一助としていただければ幸いです。

平成 30（2018）年 12 月

習志野市長 宮本 泰介

## 習志野市文教住宅都市憲章

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めま

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくりま
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくりま
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくりま

## 目次

1. 特 集	- 3 -
1. 1. 芝園清掃工場長寿命化	- 3 -
2. 習志野市の概要	- 9 -
2. 1. 習志野市の位置・地勢	- 9 -
2. 2. 人口・世帯数	- 9 -
2. 3. 気象	- 10 -
2. 4. 産業	- 10 -
2. 5. 土地利用	- 10 -
2. 6. 交通	- 11 -
3. 習志野市における環境施策 総論	- 15 -
3. 1. 習志野市環境基本計画	- 15 -
3. 2. 習志野市地球温暖化対策地域推進計画	- 27 -
3. 3. 習志野市地球温暖化防止実行計画	- 28 -
3. 4. 習志野市新エネルギービジョン	- 29 -
3. 5. 習志野市一般廃棄物処理基本計画（改訂版） （平成 19（2007）年 3 月策定 平成 24（2012）年 5 月改訂）	- 30 -
3. 5. 1. ごみ処理基本計画	- 30 -
3. 5. 2. 生活排水処理基本計画	- 34 -
3. 5. 3. 推進体制と進行管理	- 35 -
3. 5. 4. 災害廃棄物処理	- 35 -
3. 6. 習志野市緑の基本計画	- 36 -
3. 7. 習志野市生活環境保全計画	- 41 -
4. 習志野市における環境施策 各論	- 45 -
4. 1. 地球温暖化対策推進事業	- 45 -
4. 1. 1. 住宅用省エネルギー設備普及促進事業	- 45 -
4. 1. 2. 習志野市・イオン環境フェア	- 46 -
4. 1. 3. 地球温暖化防止パネル展示会	- 47 -
4. 1. 4. 省エネ法に対する習志野市の取組	- 48 -
4. 2. 自然環境	- 49 -
4. 2. 1. 自然環境の現況	- 49 -
4. 2. 2. 谷津干潟の保全対策	- 49 -
4. 2. 3. 谷津干潟の日行事	- 51 -
4. 2. 4. ラムサール条約登録湿地関係市町村会議	- 53 -
4. 2. 5. ブリスベン市との湿地交流	- 53 -

4.2.6.	習志野市谷津干潟自然観察センター	- 54 -
4.2.7.	自然とのふれあいの推進	- 56 -
4.2.8.	自然保護地区等の保全	- 59 -
4.3.	公園・緑地	- 62 -
4.3.1.	緑の現況	- 62 -
4.3.2.	都市公園等の整備	- 64 -
4.3.3.	緑化推進の啓発運動の展開	- 65 -
4.4.	廃棄物対策	- 66 -
4.4.1.	ごみの収集	- 66 -
4.4.2.	ごみの処理	- 66 -
4.4.3.	し尿処理の現況	- 69 -
4.4.4.	資源循環型社会の形成	- 70 -
4.4.5.	その他の衛生	- 73 -
4.5.	公害の未然防止と苦情相談	- 74 -
4.5.1.	環境保全条例の運用	- 74 -
4.5.2.	公害等に係る苦情相談	- 74 -
4.6.	大気	- 77 -
4.6.1.	大気汚染の概要	- 77 -
4.6.2.	大気汚染の現況	- 77 -
4.6.3.	各大気汚染物質の動向	- 78 -
4.6.4.	大気汚染防止に関して講じた施策	- 81 -
4.6.5.	光化学スモッグ	- 81 -
4.7.	水質	- 83 -
4.7.1.	水質汚濁の概要	- 83 -
4.7.2.	水質汚濁の現況	- 83 -
4.7.3.	水質汚濁に関して講じた施策	- 86 -
4.8.	地質	- 87 -
4.8.1.	地下水汚染の概要	- 87 -
4.8.2.	地下水汚染の現況	- 87 -
4.8.3.	地下水汚染の原因及び汚染機構の解明調査及び除去対策	- 88 -
4.8.4.	土壌汚染の概要	- 89 -
4.8.5.	地盤沈下の概要	- 90 -
4.9.	騒音・振動・悪臭	- 92 -
4.9.1.	騒音・振動の概要	- 92 -
4.9.2.	騒音・振動の現況	- 92 -
4.9.3.	騒音・振動に関して講じた施策	- 96 -
4.9.4.	悪臭の現況	- 97 -
4.9.5.	悪臭の防止対策	- 98 -

4. 10. 有害化学物質.....	- 99 -
4. 10. 1. ダイオキシン類.....	- 99 -
4. 10. 2. 旧陸軍習志野学校跡地等の毒ガス弾等調査状況について.....	- 101 -
4. 10. 3. 放射性物質対策.....	- 102 -
5. 資料編.....	- 107 -
5. 1. 環境行政の推移.....	- 107 -
5. 2. 廃棄物処理.....	- 120 -
5. 3. 衛生処理.....	- 124 -
5. 4. 気象状況.....	- 126 -
5. 5. 大気関係汚染物質測定結果.....	- 128 -
5. 5. 1. 常時監視測定結果.....	- 128 -
5. 5. 2. 酸性雨調査結果.....	- 130 -
5. 6. 水質環境調査結果.....	- 131 -
5. 7. 自動車交通量年度別推移.....	- 134 -
5. 8. 地盤沈下調査結果.....	- 135 -
5. 9. 環境基準.....	- 136 -
5. 9. 1. 大気汚染に係る環境基準.....	- 136 -
5. 9. 2. 水質汚濁に係る環境基準.....	- 136 -
5. 9. 3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準.....	- 140 -
5. 9. 4. 土壌の汚染に係る環境基準.....	- 140 -
5. 9. 5. 騒音に係る環境基準.....	- 141 -
5. 9. 6. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。） 及び土壌の汚染に係る環境基準.....	- 142 -
用語の解説.....	- 143 -

本文中に「※」が付いている用語については、「用語の解説」に詳細を説明しています。

※表紙の写真は、報知新聞社の提供によるものです。





第 1 部  
特 集



芝園清掃工場全景



# 1. 特 集

## 1.1. 芝園清掃工場長寿命化

廃棄物処理施設は、施設を構成する設備・機器が高温・腐食性雰囲気さらされるため、機能や性能の低下及び摩耗の進行が速く、耐用年数は一般的に20年程度とされており、他の公共施設と比較すると短いと言えます。しかし、現状の厳しい財政状況にあつては、既存施設の有効利用を図るべく、適性の保全管理並びに更新整備を通じた長寿命化のための施策が必要であり、本市では、芝園清掃工場の耐用年数を延ばすための取組を行っています。今回の特集では、芝園清掃工場の長寿命化についてご紹介します。

芝園清掃工場は平成14(2002)年11月より稼働を開始しました。その後、稼働年数の経過とともに、老朽化による設備・機器の機能や性能が低下し、設備・機器の不具合が発生していました。そこで平成25(2013)年度に「芝園清掃工場長寿命化計画」を策定し、芝園清掃工場の耐用年数を20年間から30年間に延伸しました。

計画策定後、まず、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度の3年間で老朽化した設備・機器の性能及び機能回復を目的とした「芝園清掃工場老朽化対策事業」により、設備機器の補修や更新を行いました。

次に、平成29(2017)年度から2019年度までの3年間で、耐用年数を30年間に延ばすことを目的とした「芝園清掃工場延命化対策事業」による基幹的設備・機器の更新等を行っているところであります。

「芝園清掃工場延命化対策事業」後は、設備・機器の適切な整備を継続的に行うことで、長寿命化計画に定めた2031年度までの稼働開始から30年間の耐用年数を目標とした適切な維持管理を行い、安定的なごみ処理を継続してまいります。



清掃工場内、設備機器



中央制御室



蒸気タービン発電機（発電能力:2,470kw/h）



ごみピット、ごみクレーン



## 第2部 習志野市の概要



ごみゼロ運動





## 2. 習志野市の概要

### 2.1. 習志野市の位置・地勢

本市は房総半島の北西部、東経 140 度 1 分 38 秒、北緯 35 度 40 分 54 秒(市庁舎位置)に位置し、東京からほぼ 30 km 圏内にあります。東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しており、海岸線は千葉港(東京湾)の一部を形成しています。

面積は県内で 4 番目に小さい 20.97 km<sup>2</sup> あり、地形は東西 8.9 km、南北 6.2 km、海拔最高 30.6m、最低 0.8m で内陸部の自然地形と臨海部の埋立地からなっています。



図 2.1.1 習志野市位置図

### 2.2. 人口・世帯数

平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口は、172,483 人、世帯数は 78,529 世帯、人口密度は約 8,225 人/km<sup>2</sup> です。千葉県が平成 30 (2018) 年 1 月 1 日現在で公表する人口密度では、浦安市、市川市に次ぎ、県内 3 番目に高い状況です。

表 2.2.1 近年の人口推移

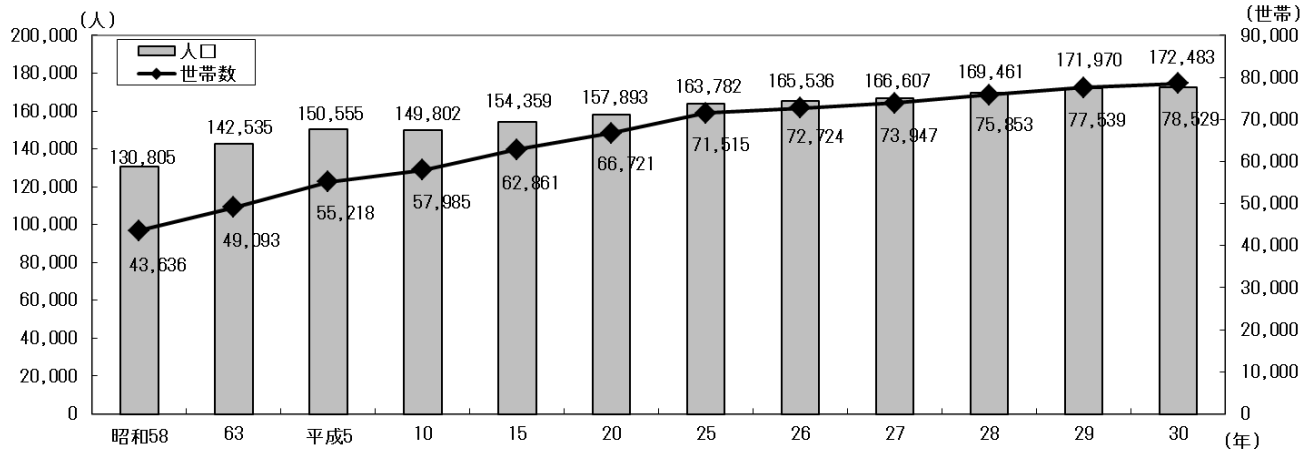
各年 3 月 31 日現在 単位：人

	世帯数	人口			1 km <sup>2</sup> 当り人口密度
		総数	男	女	
平成 26 年	72,724	165,536	82,560	82,976	7,886
平成 27 年	73,947	166,607	83,182	83,425	7,937
平成 28 年	75,853	169,461	84,691	84,770	8,081
平成 29 年	77,539	171,970	85,878	86,092	8,201
平成 30 年	78,529	172,483	86,073	86,410	8,225

(資料：「住民基本台帳人口」より作成)

### 人口・世帯数の移り変わり

各年 3 月 31 日現在



(資料：「住民基本台帳人口」より作成)

図 2.2.1 人口推移

## 2.3. 気象

表 2.3.1 気象状況

年度	気温(°C)			湿度(%)	風速(m/s)		降水量(mm)	
	最高	最低	平均	平均	最高	平均	総量	日最大
平成 元	33.7	-3.8	15.1	72	10.8	2.3	1,689	140
5	35.9	-1.6	14.7	70	19.2	2.6	1,458	110
10	31.5	-6.3	12.7	72	12.1	2.5	1,131	73
15	35.2	-3.9	14.8	73	12	2.7	1,211	76
20	35.6	-2.6	15.4	70	10.5	2.5	1,486	78
25	39.3	-2.5	15.7	64	10.7	2.7	1,413	213
26	36.7	-2.3	15.8	66	11.1	2.6	1,226.5	114.5
27	37.7	-1.4	16.4	69	12.5	2.6	1,371.5	98.5
28	37.5	-2.8	16.6	69	12.1	2.3	1,085	73
29	36.8	-2.2	16.2	71	10.9	2.7	1,110	108.5

※詳細は第5部資料編5.4.を参照

(東習志野計測局)

## 2.4. 産業

表 2.4.1 産業別事業所・従業者数

平成 26 (2014) 年 7 月 1 日現在

全産業	総計	建設業	製造業	通信・運輸業	卸・小売業	金融・保険業	不動産・物品賃貸業	サービス業	その他
事業所数	4,270	299	156	177	996	56	441	2,120	25
従業者人数	55,440	2,188	5,741	6,823	11,803	719	1,306	25,465	1,395

(資料:「平成 29 年版習志野市統計書」産業別事業所の推移)

## 2.5. 土地利用

表 2.5.1 土地利用

平成 30 (2018) 年 1 月 1 日現在 単位: km<sup>2</sup>

総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
20.97	0.02	1.15	11.81	0.08	2.59	5.32

(資料:資産税課「固定資産概要調査」)

表 2.5.2 都市計画区域面積

平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在 単位: ha

市街化区域	市街化調整区域	総面積
1,862	235	2,097

(資料:都市計画課)

表 2.5.3 用途地域面積

平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在 単位: ha

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域
355	10	446	43	401	27
準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
33	36	28	253	137	93

(資料:都市計画課)

## 2.6. 交通

表 2.6.1 交通機関

機関名	社名	駅名・バス路線数
鉄 道	JR 東日本	総武線 : 津田沼駅 京葉線 : 新習志野駅
	京成電鉄	京成本線 : 谷津駅、京成津田沼駅、大久保駅、実籾駅 京成千葉線 : 京成津田沼駅
	新京成電鉄	新京成線 : 京成津田沼駅、新津田沼駅
バ ス	京成バス	8 路線 (習志野市コミュニティバスを含む)
	千葉シーサイドバス	3 路線

(資料:「平成 29 年版習志野市統計書」)

表 2.6.2 主な道路交通量

単位: 台/日

道路名	京葉道路	国道 14 号	東関東 自動車道路	国道 357 号	国道 296 号	左記主要5路線 交通量
交通量	97,568	19,322	81,418	38,652	50,494	287,454

※詳細は第5部資料編5.7.を参照

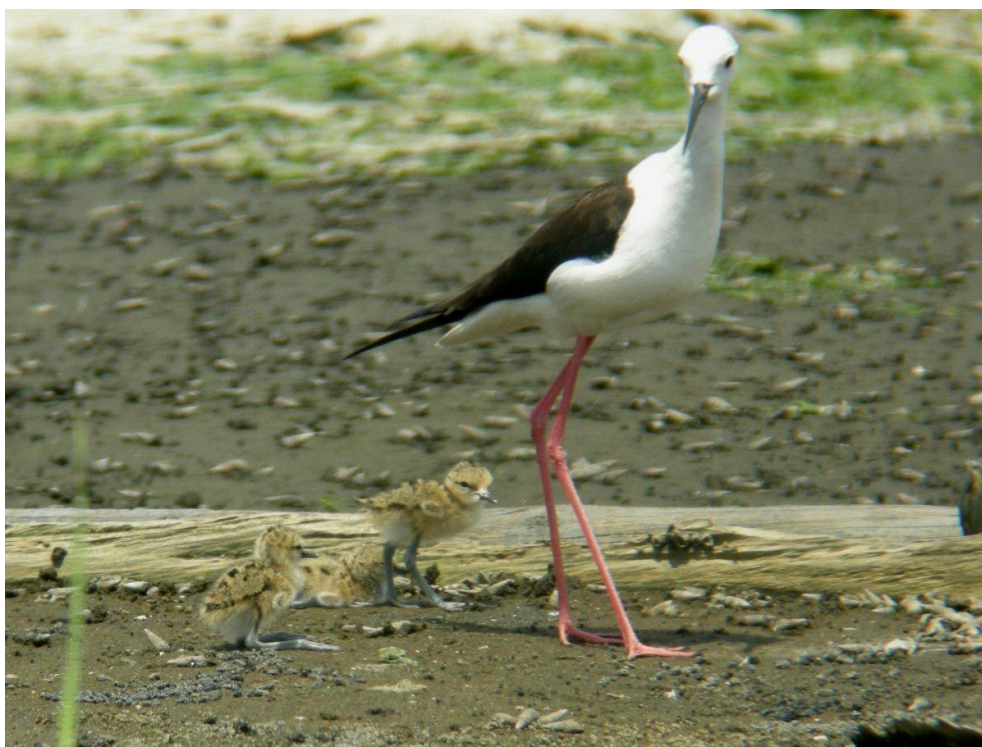
(実施日:平成 29 (2017) 年 11 月 21 日~22 日)



図 2.6.1 習志野市図



## 第3部 習志野市における環境施策 総論



セイタカシギとヒナ



## 3. 習志野市における環境施策 総論

戦後の高度経済成長により国民の生活水準が高まった反面、様々な※公害が生み出されてきました。これらの公害問題の解決を目指し、昭和42（1967）年に公害対策基本法が制定されました。

本市は、昭和45（1970）年に習志野市公害防止条例を制定し、昭和49（1974）年に習志野市公害防止計画を策定する等、様々な公害防止対策を実施してきました。

人の健康や生命への被害という観点から、地域的な問題として公害をとらえてきましたが、近年では、人間だけではなく動植物への被害が地球全体に及び、これらの問題が提起されるようになりました。公害問題から環境問題へと施策を展開させていくため、平成11（1999）年に、環境保全についての理念を定めた習志野市環境基本条例を制定しました。

### 3.1. 習志野市環境基本計画

本市では、平成11（1999）年に制定した習志野市環境基本条例第9条「環境基本計画の策定」に基づき、平成19（2007）年3月に「習志野市環境基本計画」（以下、「環境基本計画」という。）を策定しました。

環境基本計画は、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向及びその他必要な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

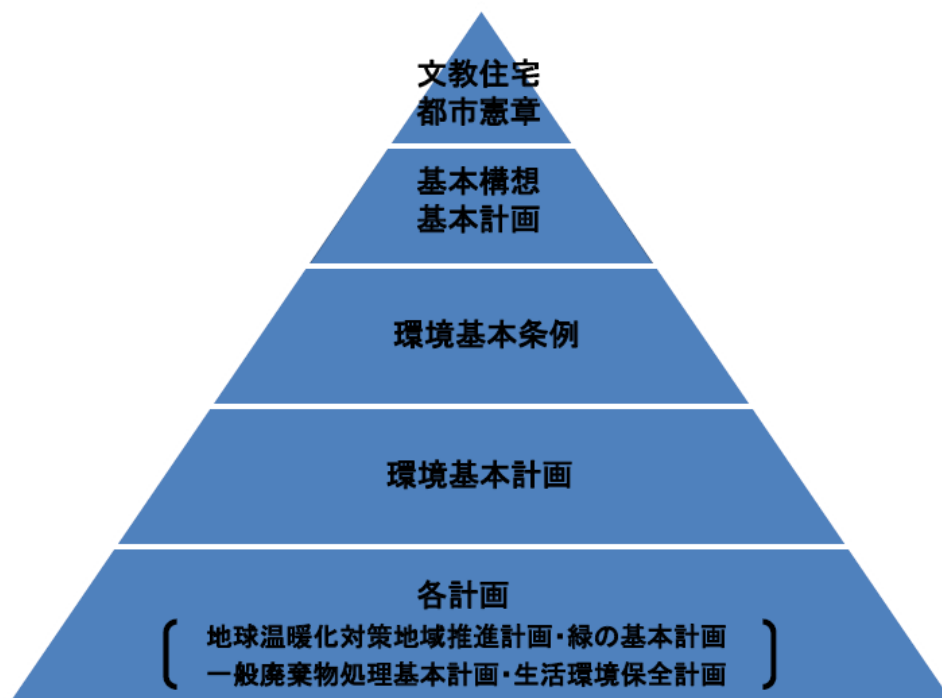
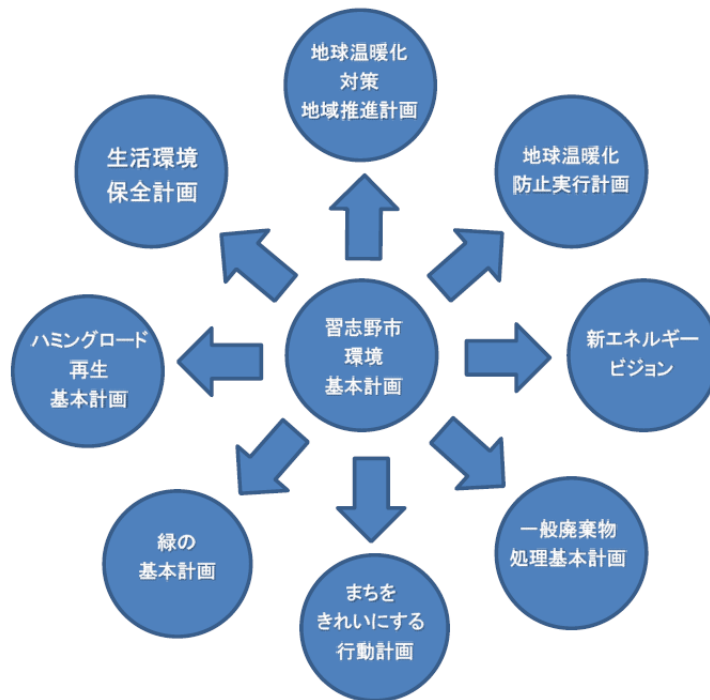


図 3.1.1 環境施策の体系イメージ

環境基本計画で示している指標を実現するために、具体的な行動計画や実施計画を策定しています。



(1) 計画の目標

習志野市文教住宅都市憲章の理念に則り、望ましい環境像として「都市と自然が共生したまち」を掲げています。この環境像を実現していくための指標として、次のとおり環境目標を定めました。





(2) 計画年次

計画期間を前期、中期、後期の3つに区切り、各期間において事業の進行管理を行いません。各期間の終了時には、取組の成果や進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。



(3) 計画の進捗状況

評価と現状は、次のページのとおりです。

[評価判定] ◎…達成度 100～90%    ○…達成度 80～60%    ●…達成度 50～40%  
 △…達成度 30～10%    ▲…今後実施予定    ×…実施予定なし

表 3.1.1 平成 29 (2017) 年度末における環境基本計画の評価・現状

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
1 世界の環境保全へ貢献できる社会 (地球環境関連)	①地球温暖化への計画的な対応	地球温暖化防止率 先行動計画	地球温暖化防止率先行動計画の推進（庁内等における冷暖房の適温設定管理、消灯、紙の削減、エコドライブ等）	◎
			地球温暖化対策検討会による進行管理	○
		地球温暖化対策地域推進計画	地球温暖化対策地域推進計画の策定と推進（家庭や事業所におけるエネルギー使用量の削減や廃棄物の削減など、全市的な削減目標の設定や活動取組）	◎
			情報収集・研究	省エネルギー、新エネルギー等に関する情報提供
	地球温暖化防止に向けた啓発事業の推進	◎		
	②代替エネルギーの導入	公共施設における導入	太陽光や風力などの自然エネルギーによる発電・給湯利用	◎
			清掃工場における余熱・廃熱利用（発電、冷暖房、温水）	×
			清掃工場における天然ガス利用（コークスに変わり一部市営ガス利用）	●
			公用車における低公害車の導入	◎
		習志野市新エネルギービジョンによる、新エネルギーの導入・普及啓発の推進	▲	
		市民・事業者への導入支援	習志野市新エネルギービジョンによる、新エネルギーの導入・普及啓発の推進	▲
	情報収集・研究	生ごみや剪定枝を利用したバイオマス発電の研究	×	
	③渡り鳥を通じた国際協力の推進	谷津干潟の保全	市民との協働による保全活動の展開（市民クリーン作戦等）	△
			アオサ対策の実施	△
			関係行政機関、保護団体等との連携による保全取組	◎
		谷津干潟の生物の保護	鳥類調査の実施	△
			指標生物のモニタリング	△
		湿地保全に関する国内外との連携	湿地交流の推進と拡大	◎
*ラムサール条約登録湿地関係市町村会議への参加	◎			

東日本大震災による原発事故に伴いエネルギー需給事情が大きく変化したことから、計画期間を延長しております。本市の地球温暖化防止実行計画の改定をすすめます。

谷津干潟の保全については環境省の取組となったことから、施策の見直しを行います。

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
2 ごみを減らし、資源を循環利用する社会 (循環型社会)	①3Rの推進 (発生抑制・再使用・再生利用)	家庭からのごみ排出の減量	分別に係る啓発の推進(「ごみの出し方」案内チラシの配布、広報習志野・環境白書・ホームページによる情報提供、イベント開催時における啓発推進等)	◎
			習志野市をきれいにする会、ごみゼロ運動の支援	◎
			ごみの自家処理の支援	×
			ごみ処理の有料化	○
		事業所からのごみ排出の減量	排出適正化指導	○
			多量排出事業所減量計画策定指導	◎
			適正な排出に係る啓発の推進(パンフレット配布等)	○
			ごみゼロ運動実施要請	△
		資源の循環利用の推進	資源物分別収集の推進	○
			不燃物再選別による資源回収	◎
			有価物回収運動の推進	◎
			大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ	○
			剪定枝チップの有効活用	×
			リサイクルプラザでの再生、啓発の推進(自転車及び家具の再生、廃食油の有効活用、リサイクル情報の提供、体験教室等)	◎
		②廃棄物の適正な排出と処理	ごみの収集と適正排出の促進	分別に係る啓発の推進(「ごみの出し方」案内チラシの配布、広報習志野・環境白書・ホームページによる情報提供、イベント開催時における啓発推進等)
	ごみ集積所の設置等に関する指導			○
	環境美化推進員との連携			●
	指定袋使用の徹底			×
	ごみ収集の効率化に関する検討			○
	中間処理及び最終処分		リサイクルプラザでの資源物の選別による最終処分量の減量化	◎
			芝園清掃工場の効率的な運営	◎
	ごみの不法投棄への対応		パトロールの実施	○
			市、市民、事業者の責務の明確化に係る啓発	○
	し尿・浄化槽汚泥の処理		し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理	◎
			し尿処理施設の規模見直し	◎
	災害時のごみへの対応		地域防災計画に基づいた行動計画の策定	◎
		災害時における迅速かつ効率的なごみ処理体制の確立	◎	
施設の早期稼働に向けた対応		◎		
遠隔地の自治体等との連携		○		

3Rの推進とごみの適正な排出と処理を行うことで、ごみの減量化、資源化を図り、※循環型社会の構築を目指します。

第3部 第1章 習志野市環境基本計画

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
3 緑や水辺と共に快適に暮らせる社会 (自然・公園・緑地)	① 干潟や海辺の活用	谷津干潟の活用	観察会等行事の充実	◎
			散策ルートを活用	○
			案内看板等の充実整備	●
		海とのふれあい	臨海部の埋立て事業によって消失した海浜の再生・創出	△
	人工海浜による親水性の高い水際線空間の整備		△	
	② 緑の活用	里山とのふれあい	里山の保全（実籾自然保護地区・都市環境保全地区等の指定及び助成、実籾自然保護地区※ビオトープ構築事業）	○
			里山に生息する生物の保全 （ホタルの生息地づくりワークショップの実施）	×
			里山に親しむ機会の提供 （自然観察会及び夏休みこども自然観察会の開催）	△
			貝塚や古墳の保護	○
		樹木とのふれあい	既存樹木の保全（都市環境保全地区、保存樹木の指定及び助成）	◎
			樹木に親しむ機会の提供（名木百選事業の推進、自然観察会の開催）	△
	③ 公園・緑地等の活用	都市公園等の整備	公園の整備・拡充	○
			公園等の維持管理	○
		ハミングロードの再整備	ハミングロード再整備事業の推進	×
	公園・緑地の防災機能の充実	防災施設（耐震性貯水槽等）の充実	◎	
	④ 緑化の推進	公共施設の緑化	敷地内緑化の推進	◎
			屋上緑化、壁面緑化の推進	◎
		事業所の緑化	緑化協定制度の維持	◎
			屋上緑化、壁面緑化の促進	▲
		居住地等の緑化	「誕生の木」の配布	◎
			植木まつり、園芸講座の実施	×
			緑化の啓発	○
			緑化指導	○
⑤ 農地の活用	農地とのふれあい	市民農園整備事業の推進	◎	
	環境保全機能の維持	農地の保全	◎	
		都市農地環境保全事業（遊休農地での景観作物の植栽）の推進	▲	

都市環境保全地区、自然保護地区等により自然・公園・緑地を維持管理し、開発については緑化協定により保持していく方針に変わりはなく、どう活用していくのかを検討していきます。

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
4 健康で安心して暮らせる社会 (公害関連)	① 大気の保全	大気汚染物質の監視	※窒素酸化物等の監視	◎
		※酸性雨の測定	酸性雨の観測と分析	◎
		工場等への規制	条例・関係法令の規制値遵守の指導	◎
		自動車等への対応	アイドリングストップ看板設置指導	◎
			ノーカーデーの実施や公共交通機関等の利用の啓発	○
			ごみ収集車両等への天然ガス自動車の導入	◎
		クリーンエネルギーへの転換	クリーンエネルギーへの転換指導	◎
		広域的な連携	光化学スモッグ対策	◎
			東京湾広域異臭対策	◎
			三宅島噴煙対策	×
	自動車 NOx-PM 法への対応		○	
	② 水質の保全	水質の監視	※公共用水域等における調査による監視	○
		工場等への規制	条例・関係法令の規制遵守の指導	◎
			条例に基づく立入り調査（排水水検査）の実施	◎
		生活排水への対応	公共下水道の整備推進	◎
			家庭における生活排水対策の啓発（環境月間等における PR 等）	△
		広域的な連携	東京湾岸自治体環境保全会議における連携取組	◎
	花見川水質改善検討会における連携取組		×	
	③ 土壌・地下水・地盤の保全	地下水汚染の監視	地下水水質調査による監視	◎
		地下水の浄化	汚染が確認された事業所等への浄化指導	◎
		土砂等の埋立てへの規制	市条例（土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）による規制	◎
		地下水汲み揚げへの規制	条例・関係法令に基づく規制	◎
		雨水浸透の促進	雨水浸透施設設置事業補助金の交付	×
			市道等への透水性舗装の整備促進	◎
雨水利用の啓発			●	
地下水位の観測		地下水水質調査と併せた水位観測の実施	◎	
	千葉県による観測（水位及び地殻変動）	◎		

### 第3部 第1章 習志野市環境基本計画

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
4 健康で安心して暮らせる社会 (公害関連)	④騒音・振動・悪臭の抑制	環境騒音・振動の監視	道路環境等の騒音・振動測定による監視	◎
		事業活動の騒音・振動・悪臭への規制	条例・関係法令の規制値遵守の指導	◎
			特定建設作業の許可制の実施と指導	◎
		移動発生源の騒音・振動への対応	道路環境等の騒音・振動測定の実施	◎
		近隣生活公害への対応	深夜営業騒音調査の実施	△
	苦情相談対応と防止へ向けた啓発の推進		◎	
	⑤有害化学物質等のリスクの回避	ダイオキシン類の調査	大気・水質及び底質・土壌の調査実施	◎
			情報提供	◎
		アスベスト問題への対応	公共施設の対策の実施	◎
			民間の解体作業に対する指導	◎
			情報提供	×
		その他有害化学物質等への対応	環境ホルモン調査の実施	○
			PCB 廃棄物の適正保管の処理	◎
情報提供			○	

公害を含む環境保全対策は市民生活と直結しているため、今後とも健康保持と発生源の抑制を図り、正確な情報を発信していきます。

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
5 人々が環境を学び、考える社会 (学習)	① 市民の環境学習の普及	人材の育成と活用	ホテルの生息地づくりワークショップ事業の推進	×
			こどもエコクラブへの活動支援	◎
			谷津干潟自然観察センターボランティア事業の推進	◎
			谷津干潟自然観察センターにおける自然案内人入門講座の実施	○
			公民館等での講座の実施	○
			まちづくり出前講座の実施	◎
			市民カレッジにおける講座の活用	△
			6月の環境月間にちなんだ市内施設見学会の実施	●
			人材育成カリキュラムの作成と推進	×
			人材バンクや千葉県環境学習アドバイザー制度などの活用	◎
		活動の場の形成	谷津干潟自然観察センターの活用	◎
			ホテルの生息地づくりワークショップ事業の推進	×
			環境保全活動団体への支援	◎
			自然環境調査の共同実施	×
		学習拠点の活用	芝園清掃工場・リサイクルプラザの活用	◎
			谷津干潟自然観察センターの活用	◎
			市内施設見学会における活用	●
			公民館等での講座の実施	○
		情報の提供・発信	環境白書の発行	◎
			環境月間行事の実施	◎
			各種自然観察会の実施	○
			名木百選事業の推進	●
			リサイクルプラザにおけるリサイクル通信、体験教室等の情報提供	◎
			市民活動ハンドブックの発行（ボランティア団体の紹介）	◎
			市民活動インフォメーションルームの活用（ボランティア活動の紹介）	○

第3部 第1章 習志野市環境基本計画

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
5 人々が環境を学び考える社会 (学習)	② 学校等における環境教育の支援	人材・プログラムの支援	体験学習プログラムの作成（年齢別等）	◎
			教員研修会（谷津干潟等）の実施	◎
			ビオトープづくりプログラムの作成	×
			自然環境調査参加プログラムの作成	×
		教育活動の場の支援	市内全小学4年生を対象とした谷津干潟自然観察センター、芝園清掃工場、リサイクルプラザにおける環境教育の支援	◎
			鹿野山少年自然の家、富士吉田青年の家での自然体験学習	◎
			各学校での地域花壇づくり等の取組	△
		教材・情報の支援	貸し出しできる教材（ビデオ、図書等）のデータベースの整理	△
			教材・備品の貸出し	●
	総合学習や文化祭等の学習資料作りの情報提供		●	
	③ 環境学習への計画的な対応	環境学習の計画的な推進	（仮）環境学習推進計画の策定と推進	×
			谷津干潟自然観察センターにおける環境学習プログラムの提供	◎
全国的・国際的な情報発信・交流		ホームページ等の活用による積極的な情報発信	◎	

本市の文教住宅都市憲章に基づき、常に自然と共生した健康で安心したまちづくりを理想とし、次世代を担う子供達まで幅広く、時代に添った啓発、活動の場の提供等を計画していきます。



環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
6 市・市民・事業者が共に環境保全に取り組む社会 (協働)	①市民との協働の推進	ごみや生活排水に対する取組	習志野市をきれいにする会の活動への支援、ごみゼロ運動の実施	◎
			有価物回収運動の推進	◎
			過剰包装抑制の連携取組	○
			※グリーン購入促進の連携取組	○
			情報提供と啓発	◎
		まちの美観保全・緑化の取組	「まちをきれいにする行動計画」の実施と周知	◎
			習志野市をきれいにする会の活動への支援、ごみゼロ運動の実施	◎
			環境美化推進員との連携	○
			マナーやモラル向上のための啓発の推進	◎
			ごみ集積所利用者による集積所の維持管理	○
			花いっぱい事業の推進	○
		地球温暖化防止の取組	地球温暖化防止に関する講演会の開催	×
			エコワット事業の推進	△
			環境保全活動団体への支援	◎
			情報提供と啓発	○
		自然環境の保全・活用の取組	谷津干潟市民クリーン作戦の実施	△
			谷津干潟の日の開催	◎
			谷津干潟自然観察センターボランティア事業の推進	◎
			自然環境調査の共同実施	×
			ホテルの生息地づくりワークショップ事業の推進	×
			生物の生息環境や自然とふれあう場合の約束ごとについての啓発の推進	×
			環境保全活動団体への支援	◎
		公園・緑地等の整備・運営・活用の取組	町会や子ども会による公園管理の実施	○
			ハミングロード再生実施プランの推進	▲
			住民参加型の公園づくりの推進	▲
		農地の保全・活用の取組	市民農園整備事業の推進	◎
			都市農地環境保全事業（遊休農地での景観作物の植栽）の推進	▲
			野菜直売所のPR	○
学校給食での地元農作物の利用促進	◎			

第3部 第1章 習志野市環境基本計画

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
6 市・市民・事業者が共に環境保全に取り組む社会 (協働)	②事業者との協働の推進	事業活動における環境・地域への配慮	環境保全条例による監視と規制	◎
			ごみゼロ運動の実施要請	△
			過剰包装抑制への連携取組	○
			省エネルギーに配慮した事業活動へ向けた情報提供・啓発	◎
			都市農地環境保全事業（遊休農地の美観保全）	▲
			中小企業資金融資事業（融資対象は事業所緑化、ISO14001取得、アスベスト除去等の費用を含む）	◎
		人材・知識等に関する協力		●
		場・資金等に関する協力	市民農園整備事業の推進	◎
	情報交換・交流		△	
	③大学との協働の推進	人材・知識等に関する協力	自然環境調査の共同実施	×
			学外フィールドの提供	×
			習志野市産学官連携プラットフォームの利用拡大	▲
			市内環境保全のための研究プログラム事業の推進	×
			生涯学習等の環境講座や環境イベントの協働実施	×
		場等に関する協力		△
		情報交換・交流	習志野市産学官連携プラットフォームの利用拡大	△
			学生に向けたインターンシップ制度の検討	◎

身近な取組が大きな効果を生み出す結果につながるため、市と事業者、教育現場、市民と連携した活動を積極的に取り入れる体制づくりに努めていきます。

### 3.2. 習志野市地球温暖化対策地域推進計画

日々深刻化する地球温暖化を防止するため、市民・事業者・市が一体となった地域レベルの行動をより一層強化することが不可欠であり、地域に根ざした取組を着実に実行していくことが重要です。本市では、地球温暖化対策の施策を総合的かつ計画的に進めていくことを目的として、平成21（2009）年6月に「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」（以下、「地域推進計画」という。）を策定しました。目標として、市民、事業者の二酸化炭素排出量をそれぞれ家庭1世帯あたり10%削減、事業所等の床面積1㎡あたり10%削減することとしています。

国は平成27（2015）年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて掲げた、2030年度に2013年度比で26%削減を達成するため「地球温暖化対策計画」を策定しています。千葉県は平成28（2016）年9月に千葉県地球温暖化対策実行計画～CO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>（コツコツ）スマートプラン～を策定しています。本市は国及び千葉県、その他近隣市の動向を踏まえた上で今後の対応を検討しています。

#### （1）市民（家庭）での二酸化炭素排出量削減目標達成状況

平成27（2015）年度の市民（家庭）における排出量は33万5千トンで、前年度より1万2千トン減少しましたが、平成17（2005）年度（基準年度）比では3.1%（1万トン）増加で、本市が目標とした、二酸化炭素排出量10%削減目標は達成できませんでした。世帯あたりの排出量では9.7%減少となり、本市が計画した目標値10%削減には至りませんでした。

主な理由として、1世帯あたりにおける電気・都市ガス・水道の使用量は減少傾向が続いているものの、電力のCO<sub>2</sub>排出係数が大幅に増加しているために（平成17（2005）年度0.368→平成27（2015）年度0.491（単位はkg-CO<sub>2</sub>/kWh）、電力消費によるCO<sub>2</sub>排出量が増加するという状況が挙げられます。市民生活（家庭部門）は電力使用の割合が大きいため、排出係数の上昇は、目標達成に大きな影響を及ぼしています。

表 3.2.1 市民(家庭)の二酸化炭素排出量削減目標達成状況

項目	1990年度	2005年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2015年度達成状況	
	基準年度	現況年度	実数	実数	実数	実数	実数	実数	2005年度比	
									増減量	増減率(%)
排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	246	<b>325</b>	331	344	317	373	347	<b>335</b>	10	3.1%
世帯数(世帯)	52,135	<b>64,803</b>	68,340	69,285	69,880	71,515	72,724	<b>73,947</b>	-	-
世帯あたりの排出量(t-CO <sub>2</sub> /世帯)	4.72	<b>5.02</b>	4.84	4.96	4.54	5.22	4.77	<b>4.53</b>	-0.48	-9.7%

(2) 事業者の二酸化炭素排出量削減目標達成状況

平成 27 (2015) 年度の事業者における二酸化炭素排出量は、62 万 4 千トンで、前年度より 6 万 8 千トン増加し、平成 17 (2005) 年度 (基準年度) 比では 17.7% (9 万 4 千トン) 増で、本市が目標とした 10%削減を達成できませんでした。床面積あたりの二酸化炭素排出量では平成 17 (2005) 年度 (基準年度) 比で 9.8%削減となり、10%削減目標に至りませんでした。

主な理由として、製造業における排出量が前年度に比べて 36% (5 万 7 千トン) 増加したことが挙げられます。習志野市の製造品出荷額は前年度比で 15%増加しており、このことが二酸化炭素の増加の要因となっていると考えられます。

表 3.2.2 事業者(産業+業務+運輸+廃棄物)区分の二酸化炭素排出量削減目標達成状況

項目	1990年度	2005年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2015年度達成状況	
	基準年度	現況年度	実数	実数	実数	実数	実数	実数	2005年度比	
									増減量	増減率(%)
排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	527	<b>530</b>	492	517	564	477	556	<b>624</b>	94	17.7%
床面積(千m <sup>2</sup> )	1,036	<b>1,867</b>	2,227	2,291	2,289	2,312	2,480	<b>2,438</b>	-	-
床面積あたりの排出量 (t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> )	0.51	<b>0.28</b>	0.22	0.23	0.25	0.21	0.22	<b>0.26</b>	-0.03	-9.8%

(注) 床面積は、習志野市統計書「用途別建物(課税家屋)床面積」より

### 3.3. 習志野市地球温暖化防止実行計画

平成 10 (1998) 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」、更に平成 17 (2005) 年 4 月に「\*京都議定書目標達成計画」が策定され、本市でも「習志野市エコオフィスプラン」、「習志野市地球温暖化防止率先行動計画」に基づき、\*温室効果ガスの削減に努めてきました。

平成 21 (2009) 年 10 月にはこれまでの取組を踏まえ、第 3 次の実施計画として「習志野市地球温暖化防止実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定しました。

実行計画では、市の事務事業において排出される温室効果ガスを床面積 1 m<sup>2</sup>あたり 10%削減することを目標としています。

なお、実行計画は、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化対策を推進するために策定した地域推進計画の目標達成に貢献することから、地域推進計画同様、次期計画の策定まで計画期間を延長することとしています。

表 3.3.1 習志野市地球温暖化防止実行計画における目標および結果

	基準年 平成17(2005) 年度	目標	平成29(2017) 年度結果
温室効果ガス総排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	49,810,000	44,827,000	58,374,359
床面積1㎡あたり排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /㎡)	123.65	111.28	149.32
温室効果ガス総削減量 (kg-CO <sub>2</sub> )	-	4,983,000	▲8,564,359
床面積1㎡あたり削減量 (kg-CO <sub>2</sub> /㎡)	-	12.37	▲21.91
計画対象床面積 (㎡)	402,827	-	390,937

### 3.4. 習志野市新エネルギービジョン

私たちの社会は、産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求め、環境への負荷を増大させながら、経済活動や日常生活を営んできました。このことにより、化石燃料の大量消費を促し、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の進行等、様々な環境問題が顕在化・深刻化しています。

このような状況を踏まえ、太陽光等の自然エネルギーの導入、清掃工場の余熱・廃熱の利用、クリーンエネルギー自動車の導入等、各分野における新エネルギー施策の総合的な拡大と充実を図るため、平成19(2007)年2月に「習志野市新エネルギービジョン」を策定しました。

しかし、東日本大震災以降のエネルギー需給事情の大きな変化を受けて、エネルギー施策として地球温暖化対策と密接な関係があることから、平成24(2012)年11月より停止しており、国や千葉県及び近隣市の動向を踏まえた上で本市のエネルギー施策を検討していきます。

### 3.5. 習志野市一般廃棄物処理基本計画（改訂版） （平成19（2007）年3月策定 平成24（2012）年5月改訂）

#### 3.5.1. ごみ処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき作成するもので、本市の区域内から発生する※一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本的事項について定めるものです。

国では循環型社会の形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法など、様々な法の整備が行われてきました。

本市においても、国によるこれら法制度の見直し、県における目標値の見直し、更に社会経済情勢の変化等により、清掃行政を取り巻く状況が大きく変化してきました。また、稼働から9年（計画策定時）が経過した清掃工場の老朽化や長寿命化への対応など、様々な問題が生じてきました。

このようなことから、平成23（2011）年度から改訂作業を行い、平成24（2012）年5月に、改めて本市の今後の清掃行政の方向性を示す「習志野市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」を策定しました。

#### （1）計画目標年度

平成24（2012）年度を初年度とし、平成28（2016）年度を中間目標年度、2021年度を計画目標年度としています。なお、中間目標年度には、ごみ量の変化等、状況に応じて見直しを行うものとしています。

#### （2）基本理念

本市では循環型社会の実現を目指し、環境負荷の少ないごみ処理体系を市民・事業者・市が一体となって形成することを目指します。

**市民・事業者・市が一体となった循環型社会の形成**

(3) 基本方針

**基本方針1 再生利用率の向上**

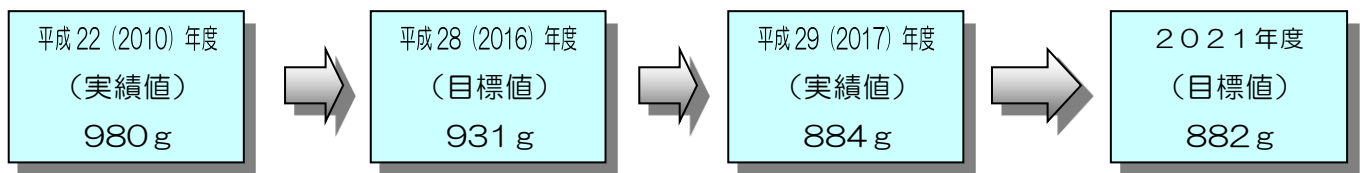
市民・事業者・市が一体となり、分別を徹底させることにより、再生利用率向上を目指します。

**基本方針2 排出ルール徹底**

啓発を積極的に行い、市民・事業者の意識の高揚を図り、排出ルールの徹底に向けた施策に取り組みます。

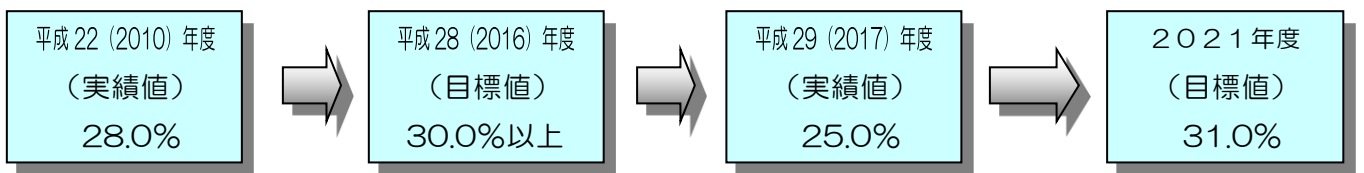
(4) 数値目標・実績

① 1人1日あたりのごみ総排出量



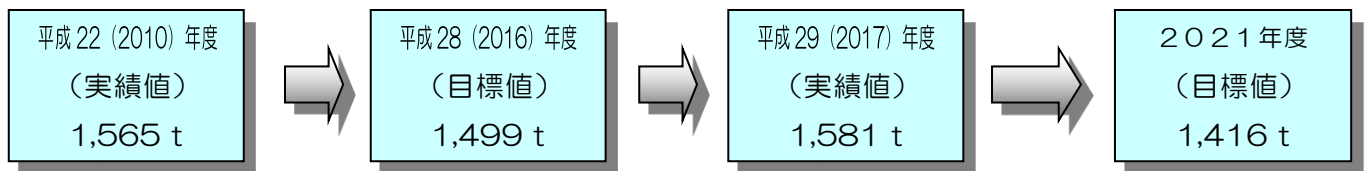
※1人1日あたりのごみ総排出量 (g/人・日)  
 = 年間総排出量(家庭系ごみ+事業系ごみ+有価物団体回収量) ÷ 常住人口 ÷ 365日

② 再生利用率



※再生利用率 = (選別資源量+有価物団体回収量+スラグ・メタル) / 年間総排出量 × 100

③ 最終処分量



(5) 計画の施策の評価

平成 29 (2017) 年度は基本計画改訂版に基づき、下記の施策に取り組みました。

[評価判定]	
○	施策を実施したもの
△	施策を実施中のもの、検討中のもの、拡充が必要なもの
×	見直しが必要なもの、事業を実施しなかったもの

I. 効果的な施策

<1>再生利用率の向上

施策	平成 29 (2017) 年度の取組	実施状況
① 家庭ごみ収集処理の有料化による研究等	家庭ごみ収集処理の有料化について、近隣市や先進市の情報を収集しました。また、連合町会等で組織された「習志野市をきれいにする会」において、有料化について意見を聞き取りました。	○
② ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討	平成 26 (2014) 年度に開始した、使用済小型家電の拠点回収に係る周知を行いました。	○
③ 古紙の徹底分別	広報紙やホームページ、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」により、古紙の分別の方法について啓発を行いました。	○

<2>排出ルールの徹底

施策	平成 29 (2017) 年度の取組	実施状況
① 市指定ごみ袋の義務化	家庭ごみ収集処理の有料化等の研究を行っている中で、市指定ごみ袋の義務化についても今後検討していきます。	△
② ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発の推進	広報紙やホームページによる情報発信、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布、環境美化推進員への講習会におけるごみの減量等にかかる啓発を行いました。	○

II. 継続して取り組む施策

<1>減量化・資源化の推進

ア 発生抑制

施策	平成 29 (2017) 年度の取組	実施状況
① 過剰包装の抑制	広報紙での啓発や 3R に関するポスターの掲出を行いました。	○
② 大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ	大型店に協力をいただき、店内放送での啓発を行いました。	○
③ 事業系ごみの手数料の適正化	平成 28 (2016) 年度に手数料の改正を行い、それに伴う周知を行いました。	○

イ 再使用

施策	平成 29 (2017) 年度の取組	実施状況
① イベントの開催支援	町会や自治会等が行う、環境美化活動への啓発物資の貸出し及び提供を行いました。	△
② リサイクルプラザでの再生・販売の推進	リサイクル可能な家具を再生加工し、販売を行いました。また、不用品に関する情報交換の場を提供しました。	○

ウ 再生利用

施策	平成 29 (2017) 年度の取組	実施状況
① 体験教室を通じた再生利用の推進	参加者にびんの欠片からブローチを作るなど、実際にリサイクルの体験をしてもらうことで、意識の高揚を図りました。	○
② グリーン購入の推進	庁用品に環境負荷ができるだけ小さいものの購入を推進しました。	△
③ バイオマスエネルギーの検討	バイオマスエネルギーについての調査・研究等を行いました。	△



<2>市民・事業者・市の3者協働

ア 市民の役割

施策		平成29(2017)年度の取組	実施状況
①	分別排出の徹底	広報紙やホームページ、テレビ広報「なるほど習志野」などで分別排出の啓発を行いました。また、適正な分別がされていない集積所の指導等を行いました。	○
②	リサイクル活動の促進	有価物を分別回収した登録団体に対し、奨励金を交付し、リサイクル活動の推進を図りました。	○

イ 事業者の役割

施策		平成29(2017)年度の取組	実施状況
①	事業所における減量化対策	多量排出事業者に減量化・資源化計画書を提出してもらい、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらいました。	○
②	事業系ごみのリサイクル	多量排出事業者に、減量化・資源化計画書を提出してもらい、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらいました。中小企業者等への啓発が今後の課題となっています。	△

ウ 市の役割

施策		平成29(2017)年度の取組	実施状況
①	分別・ごみ減量・資源化にかかる啓発の推進	「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸に配布し、周知を行いました。また、ごみの出し方50音別分類表、地区別収集カレンダーをホームページに掲載し、啓発を図りました。	○
②	ごみ減量・資源化の啓発	小学校4年生における工場見学の受入れを行いました。また、紙バックはがき作りなどのリサイクル体験教室を開催しました。	○
③	有価物回収運動奨励金、補助金の交付	有価物を分別回収した登録団体に対し奨励金を交付し、また、回収事業者に対し補助金を交付しました。	○
④	庁内リサイクル活動の推進	コピー用紙・プリンタ用紙は、裏紙や再生紙を使うなど、ごみの減量化・リサイクルに取り組みました。	○
⑤	環境美化活動にかかる地域との連携・支援	習志野市をきれいにする会を中心にごみゼロ運動を実施するとともに、連合町会等の協力により、市内各駅において、歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーンを実施しました。また、市内の大学と協働して、喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同キャンペーンを実施しました。	○
⑥	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の見直し	条例の見直しを行う案件はありませんでしたが、今後、必要に応じて見直しを行っていきます。	○

<3>適正な処理の実施

ア 収集・運搬

施策		平成29(2017)年度の取組	実施状況
①	ごみ集積所の設置等に関する指導	開発行為の事前協議等において指導を行うとともに、集積所の新設・変更・廃止についての協議を行いました。	○
②	集積所の適正な管理等に関する指導	適正なごみの排出がされていない集積所に対して指導を行うとともに不法投棄禁止看板を必要な集積所に配布しました。	○
③	効率的な自己搬入ごみの搬入者住所確認と分別搬出指導	ごみの自己搬入の際に受付において、搬入者住所を確認するとともに、搬入ごみは、排出者に分別して廃棄をしてもらうよう指導を行いました。	○
④	環境負荷の低減	パッカー車等の車両について、更新を行う際は、低公害車を導入していきます。	○
⑤	運搬許可業者への適正指導	適正な運搬が行われるように、必要に応じて指導を行いました。	○

イ 中間処理

施策	平成 29 (2017) 年度の取組	実施状況
① クリーンセンターの効率的運営と情報提供	芝園清掃工場及びリサイクルプラザ（前処理施設・再生施設）の適正な維持管理を行いました。また、処理状況を環境白書等で公表しました。	○
② スラグ・メタルのリサイクル	溶融処理に伴い発生したスラグ・メタルを資源物として売却し、再資源化を図りました。	○
③ サーマルリサイクルの推進	ごみを焼却（溶融）する際に発生する熱エネルギーを利用して、電気を発電し、工場で使用するとともに、余った電力を売却しました。	○
④ リサイクルプラザの効率的な運営	再生品の販売・提供、リサイクル体験教室の実施、リサイクル情報の提供等を行いました。	○
⑤ 不燃物再選別による資源回収	リサイクルプラザにおいて、再選別を行い、燃えないごみに含まれている資源の回収を行いました。	○
⑥ スtockヤードの整備	循環型社会形成推進地域計画に位置付けているStockヤードの整備について検討しました。	△
⑦ 災害時の廃棄物対策	災害廃棄物の処理に関して、計画の策定に係る研修会に参加するなどし、情報の収集を行いました。また、「習志野市震災廃棄物処理マニュアル」を平成 29 (2017) 年 4 月に策定しました。	○

ウ 最終処分

施策	平成 29 (2017) 年度の取組	実施状況
① 最終処分量の削減	スラグ・メタルの資源化を行うとともに、ごみの減量に取り組みました。	○
② 最終処分用地の確保	リスク分散のため、複数の最終処分場の確保を行いました。	○

<4> その他

施策	平成 29 (2017) 年度の取組	実施状況
① 芝園清掃工場の延命化対策	芝園清掃工場長寿命化計画に基づき設備の耐用年数を 20 年から 30 年に延伸するために基幹的設備機器の更新等を行いました。	○

3.5.2. 生活排水処理基本計画

(1) 基本方針

**基本方針 1 公共下水道を中心とした生活排水処理の促進**

公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の推進と未接続住宅に対する指導、啓発をより一層推進し、下水道への接続率の向上を図ります。

**基本方針 2 将来の処理量を見据えたし尿処理施設の整備**

し尿・浄化槽汚泥の処理量は年々減少の傾向であるため、平成 19 (2007) 年度から平成 21 (2009) 年度にかけて、処理施設の縮小化整備を行いました。今後も将来の処理量を見据えて、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理できるよう、し尿処理施設の整備の検討を行っていきます。

※習志野市一般廃棄物処理基本計画（平成 24 (2012) 年 5 月）より抜粋

(2) し尿処理施設の将来計画

平成 25（2013）年 3 月に下水道の普及により減少傾向にある、し尿及び浄化槽汚泥の処理について、いくつかのケースを検討し、今後の方向性や考え方をまとめた「習志野市し尿処理施設将来計画」を策定しました。同計画に基づき、市川市と、し尿・浄化槽汚泥処理についての協議を行った結果、平成 27（2015）年 4 月 1 日から委託をしています。

3.5.3. 推進体制と進行管理

「循環型社会形成推進基本計画」（環境省 平成 20（2008）年 3 月）では、循環型社会の形成に向けて、国民、NGO/NPO、大学、事業者、地方公共団体のそれぞれに期待される役割を掲げており、お互いが協働体制を築くことが望まれています。

また、本計画を効率的に運用し、実効性のあるものにするために PDCA サイクルを導入し、1 年サイクルと 5 年サイクルによる進行管理を行っています。

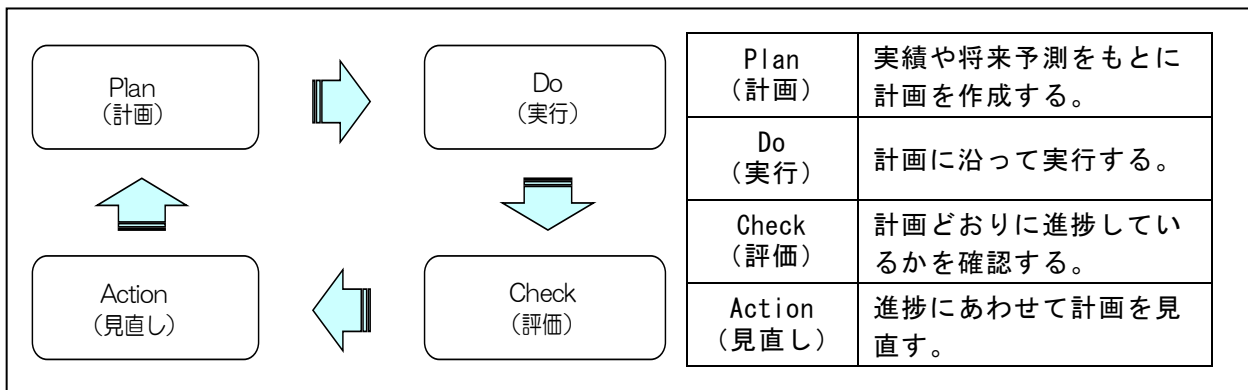


図 3.5.1 PDCA サイクルの概念

3.5.4. 災害廃棄物処理

(1) 基本方針

災害時の基本方針については、「習志野市地域防災計画」（平成 25（2013）年度習志野市防災会議）において定めています。

地域防災計画は、必要に応じて適宜見直しを行うこととしており、災害廃棄物の処理についても、それに併せて見直しを行っていきます。

(2) 取り組み

大規模地震発生後に、大量に発生する廃棄物は迅速に処理を行う必要があります。

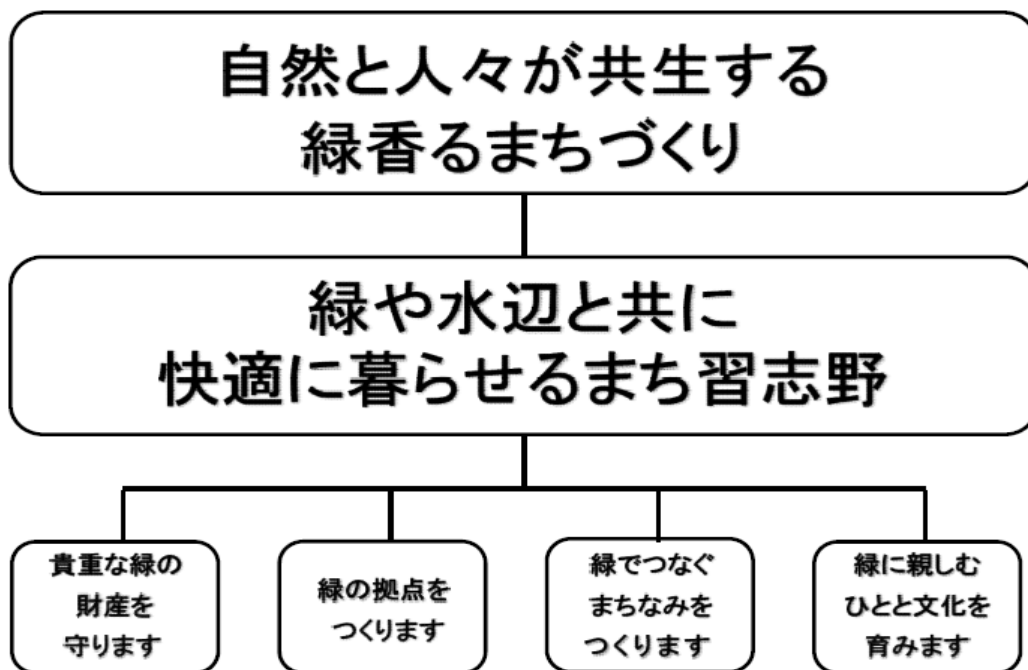
このことから、震災廃棄物の円滑な処理の推進を目的に、「習志野市震災廃棄物処理マニュアル」を平成 29（2017）年 4 月に策定しました。

### 3.6. 習志野市緑の基本計画

「習志野市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に基づき、平成19(2007)年3月に策定、平成27(2015)年3月に見直しました。

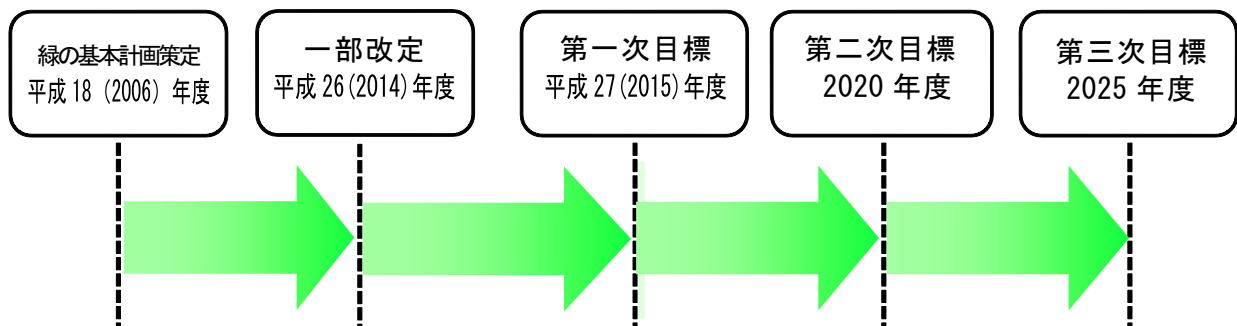
#### (1) 基本計画のテーマ～緑の将来像～基本方針

緑の基本計画では、感じるものが少なくなりつつある木々の香り、草花の香り等、それぞれの香りを身近に感じる緑の創出に向けて、テーマと目指す将来像を定めています。テーマ及び将来像で示した緑のまちづくりを実現するために、4つの基本方針を定めています。



#### (2) 目標年次

緑の基本計画は、平成18(2006)年度から2025年度までを計画期間としています。長期的な計画であるため、期間の途中に目標を設定し、実施状況の確認や見直しを行います。



(3) 進捗状況

平成29(2017)年度における緑の基本計画の進捗状況は、基本方針ごとに次のとおりです。

表 3.6.1 平成29(2017)年度末における緑の基本計画の実施状況(その1)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(1) 貴重な緑の財産を守ります	干潟や海辺の保全と活用	干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	アオサ除去事業	○
			鳥類調査	○
			指標生物のモニタリング	×
			谷津干潟保全関係行政連絡協議会の開催	×
			谷津干潟環境保全交流会の開催	平成22年度で廃止
		干潟に親しむ機会の推進	観察指導事業	○
			散策ルートの再構築	△
			散策マップ等の作成、共通案内板等の設置	△
			谷津干潟市民クリーン作戦事業	○
			谷津干潟の日事業	○
		ウォーターフロントの創出	習志野海岸整備事業	△
		湿地を有する国内外の自治体との交流	湿地交流事業(プリズベン市との湿地交流)	○
			湿地交流事業(国内交流)	○
		優れた自然環境の保全と活用	特別緑地保全地区の指定検討	特別緑地保全地区の指定
	自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大		自然保護地区・都市環境保全地区等の指定	○
			自然保護地区・都市環境保全地区等への助成	○
	身近な水辺の保全		身近な水辺の保全	○
	里山の保全と里山に親しむ機会の推進		実籾自然保護地区ビオトープ構築事業	×
			自然観察会の開催	×
	樹木医による樹木診断事業		古木・巨木等の樹木診断および処置	△
	習志野らしい歴史・文化的環境の保全	文化財の指定継続と活用	埋蔵文化財調査事業	○
		社寺林の保全	都市環境保全地区等の指定	○
			都市環境保全地区等への助成	○
			松枯れ・雑木伐採	○
	ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用	ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用	△	
	農地の保全と活用	生産緑地地区の保全	生産緑地地区の保全と指定	△
		農用地区域の保全	野菜指定産地振興対策事業	△
			土壌改良事業	△
			価格安定対策事業	△
			農業団体育成事業	△
		市民農園の拡充	市民農園整備事業	△
		未利用農地の活用	都市農地環境保全事業	△

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施(東日本大震災の影響で中止したものを含む)

表 3.6.2 平成 29 (2017) 年度末における緑の基本計画の実施状況 (その 2)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(2) 緑の拠点をつくります	都市公園の整備	住区基幹公園の整備	街区公園の整備	△
			近隣公園の整備	△
			地区公園の整備	△
		市民の様々な利用に向けた公園の整備	安全な子育て広場の整備	△
			自然とふれあえる公園の整備	△
			その他の様々な利用に向けた公園の整備	○
		借地公園の導入検討	借地公園の導入	×
		立体都市公園制度の活用	立体都市公園制度の活用	×
		総合公園の整備	総合公園の整備	×
		風致公園の整備	風致公園の拡張整備	△
	都市緑地の整備	都市緑地の整備	△	
	緑のネットワークの構築	ハミングロードの再整備	ハミングロード再整備事業	△
		新市庁舎建設に伴う鷺沼遊歩道の整備	鷺沼遊歩道整備事業	△
		香りの道づくり	香りの道づくり	△
		緑道の整備	緑道の整備	△
		街路樹再整備 (道路緑化技術基準の改定に伴う見直し)	景観・環境を考慮した街路樹再整備	△
	公共施設緑地の整備	公共施設緑地の整備	緑地の保全と活用	△
			花壇の維持管理	○
			河川・水路の活用	×
			旧水路・旧調整池の活用	△
	防災に役立つ緑の整備	防災公園の整備	防災公園の整備	△
		公園緑地・河川等の防災機能の向上	既存の公園緑地の避難地としての整備	△
			河川空間の防災機能の向上	×
	公園の運営・管理	既存の公園緑地の魅力アップと利用促進	安全・安心な利用に向けた公園等維持管理事業	○
			既存公園のバリアフリー化	△
		省エネルギー対策	省エネルギー施設の導入	△
		公園・緑地・緑道・街路樹等樹木管理指針の導入	巨木化・過密化している樹木の管理	△
		指定管理者制度の導入検討	指定管理者制度の導入	△
公園台帳等の整備		公園台帳、街路樹台帳の整備と更新	△	
公園施設の保守プラン検討	遊具等施設の点検・メンテナンス	△		

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施 (東日本大震災の影響で中止したものを含む)

表 3.6.3 平成 29 (2017) 年度末における緑の基本計画の実施状況 (その 3)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(3) 緑でつながるまちなみをつくります	公共公益施設の緑化	公共公益施設の緑化	敷地内緑化の推進	○
			屋上緑化や壁面緑化の推進	○
			学校ビオトープづくりの支援	×
		道路の緑化	道路等の緑化推進	○
			街路樹の育成・管理	○
			鉄道施設の緑化	鉄道施設の緑化推進
	住宅地の緑化	緑地協定制度の活用	緑地協定制度の活用	△
		地区計画制度の活用	地区計画制度の啓発	○
			地区計画の都市計画決定手続き	○
		緑化計画制度の検討	緑化計画制度の導入	×
		花と緑のまちなみ登録制度の検討	花と緑のまちなみ登録制度の導入	×
		住宅開発時の緑化指導	住宅地緑化の新たな基準づくり	△
		接道部の緑化や生垣化の推進	接道部の緑化や生垣化の推進	○
	維持管理に対する支援制度の導入		×	
	工場・事業所等の緑化	工場・事業所の緑化推進	工場・事業所緑化の新たな基準づくり	△
		緑化協定の締結推進と緑地の保全	緑化協定継続のしくみづくり	×
		工場・事業所・大学の市民開放の促進	工場・事業所・大学の市民開放の促進	×
	商業地の緑化	花で彩られた魅力ある商店街づくり	花で彩られた商店街づくり	△
		駐車場・駐輪場の緑化	駐車場・駐輪場の緑化推進	×
		緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用	緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度の活用	△

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施（東日本大震災の影響で中止したものを含む）

表 3.6.4 平成 29 (2017) 年度末における緑の基本計画の実施状況 (その 4)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	事業概要	実施状況
(4) 緑に親しむひとと文化を育みます	緑を支える市民活動の推進	緑の愛護会・自然保護団体の育成アダプト制度導入の検討	緑の愛護会の育成 自然保護団体の活動	× ×
		「名木百選」の拡充と推進	名木百選事業	△
		花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進	パートナーシップ事業(地域花いっぱい事業)	× (事業変更)
			花いっぱい花壇づくりへの支援	○
		オープン・ガーデンの普及	オープンガーデンの普及	×
		習志野の緑を再発見する活動の展開	緑を再発見する活動の展開	×
	「桜守」による品種桜日本一事業	桜守による桜の保護・育成事業	△	
	緑を支えるしくみづくり	緑の表彰制度の継続と活用	緑の表彰制度の継続と活用	×
		緑のリサイクルシステムの構築検討	剪定枝チップ有効活用事業	○
		緑と花の講習会の開催と相談員の育成	緑と花の講習会の開催	×
		プレイリーダーの育成	プレイリーダーの活動	×
		緑のキャラクターづくり	イメージキャラクターづくり	×
		あじさい16万本計画	あじさい16万本計画事業	△
		「誕生の木」の配布	「誕生の木」の配布	○
		アカシアの森計画	アカシアの森広場の整備	×
		植木まつり等イベントの開催	植木市の開催	×
			緑の絵画コンクールの開催	×
	シェードガーデン植物見本園	日陰～半日陰の庭の緑化紹介	△	
	緑の情報発信の充実	広報・パンフレット・映像等による情報発信	広報・パンフレット等による情報発信	△
		緑と公園のホームページの充実	ホームページの充実	△
		緑のマップ・緑の副読本づくり	緑のマップ等の作成	△
	緑と水の計画・調査・研究	緑の基本計画・実施計画の策定	個別事業ごとの整備計画の策定	○
		緑の現況調査の定期的実施	緑の現況調査の定期的実施	△
		美しい緑の景観づくりの検討	景観行政団体への移行	○
			景観計画の策定・景観条例の制定	△
		公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	△
		緑と水のこども探検隊の設立検討	緑と水のこども探検隊の設立	×
		教育機関との連携	教育機関との連携	×
	市民による緑と水の調査・研究	自然環境調査の実施	×	

実施状況の判定基準

○：目標を達成済み

△：目標は未達成だが、達成に向けて施策を実施中または検討中のもの

×：見直しが必要、未実施（東日本大震災の影響で中止したものを含む）

目標年次のとおり、今後は第二次目標年次の 2020 年度に計画の進捗度を確認し、計画の実現性及び目標数値の見直しを行います。



### 3.7. 習志野市生活環境保全計画

習志野市環境基本計画において掲げられた環境目標「健康で安心して暮らせる社会」、5つの基本方針の実現に向けて、分野別基本計画として平成21（2009）年3月に策定しました。

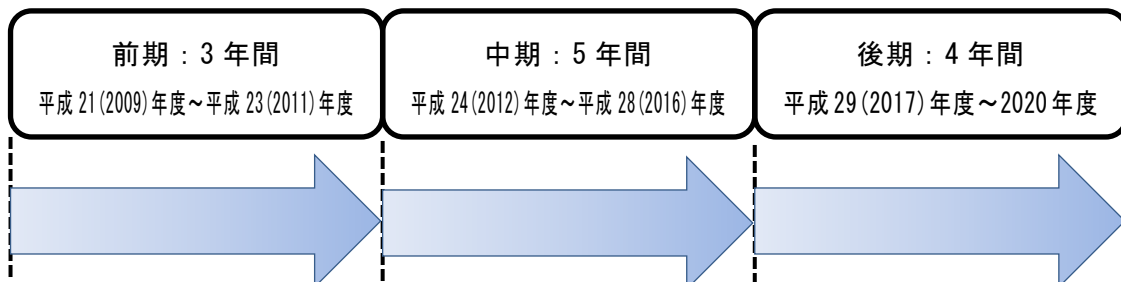
#### (1) 計画の基本方針

いわゆる典型7公害とされる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下の他、ダイオキシン等の有害化学物質から、市民の良好な生活環境を守るための基本方針及び施策を定めました。



#### (2) 計画年次

計画期間を環境基本計画に合わせて前期、中期、後期の3つに区切り、各期間や公害関係法令の改正時等、必要に応じて計画の見直しを行います。平成24（2012）年度からの見直しに際し※微小粒子状物質（PM2.5）の※環境基準が定められたことから、その測定に着手しています。



(3) 計画の目標達成状況

平成29(2017)年度における目標の達成状況を表3.7.1にまとめています。なお、詳細については参照欄に掲げる第4部各章に掲載しています。

表 3.7.1 平成29(2017)年度 生活環境保全計画の目標達成状況

監視項目		目標値	実施方法及び評価方法	目標の達成状況	達成率	参照		
大気	二酸化硫黄	環境基準	一般局(2)常時監視 1日平均値の2%除外値	2/2	100%	第4部 第6章		
	二酸化窒素	千葉県 環境目標	一般局(3)常時監視 1日平均値の98%値	3/3	100%			
			自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値	0/1	0%			
		環境基準	一般局(3)常時監視 1日平均値の98%値	3/3	100%			
			自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値	1/1	100%			
	光化学オキシダント	環境基準	一般局(1)常時監視 1時間値	0/1	0%			
	浮遊粒子状物質	環境基準	一般局(3)常時監視 1日平均値の2%除外値	3/3	100%			
			自排局(1)常時監視 1日平均値の2%除外値	1/1	100%			
微小粒子状物質	環境基準	一般局(1)常時監視 1日平均値の98%値	1/1	100%				
		自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値	1/1	100%				
非メタン系炭化水素		中央公害 対策審議会答申	一般局(1) 常時監視	年平均 日別	1/1 343/364	100% 94%		
水質	河川	健康項目 重金属等27項目	環境基準 (河川)	27項目×3地点 年4回 年間平均値(シアンは最高値)	81/81	100%	第4部 第7章	
		生物化学的 酸素要求量 水素イオン 浮遊物質 溶存酸素量	環境基準 生活環境項目 河川E類型	・3地点 ・年4回	日間平均値の 年間75%値	2/3		67%
					日間平均値	11/12		92%
					日間平均値	12/12		100%
	汽水域	健康項目 重金属等25項目	環境基準	25項目×2地点 年1回 年間平均値(シアンは最高値)	50/50	100%		
		海域	化学的 酸素要求量 水素イオン 溶存酸素量	環境基準 生活環境項目 海域C類型	・1地点 ・年4回	日間平均値の 年間75%値		1/1
	全窒素 全りん		同生活環境項目 海域IV類型	日間平均値		4/4		100%
				年間平均値		4/4		100%
	全亜鉛 ノニルフェノール LAS		同生活環境項目 生物A類型	年4回	年間平均値	0/1		0%
					年間平均値	0/1		0%
	トリクロロ エチレン等 ※ほう素 ※ふっ素		環境基準	122本・年1回	年間平均値	1/1		100%
		年間平均値			1/1	100%		
	地質	地下水	環境基準	15本・年1回	96/122	79%		
				9本・年1回	13/15	87%		
地盤		年間沈降量が 2cm以下	16地点・年1回 千葉県準点測量調査 H29年1月1日測定	8/9	89%			
騒音・ 振動	道路交通騒音	環境基準	昼間12地点・年1回 6時～22時の等価騒音レベル	15/15	100%			
			夜間12地点・年1回 22時～6時の等価騒音レベル	10/12	83%			
			面的評価	8/12	67%			
	一般環境騒音	環境基準	昼間10地点・年1回 6時～22時の等価騒音レベル	1路線 1地点	53%			
			夜間10地点・年1回 22時～6時の等価騒音レベル	10/10	100%			
			年間平均値	5/10	50%			
	道路交通振動	55dB以下	昼間6地点・年1回 8時から19時の80%上端値	6/6	100%			
			夜間6地点・年1回 19時から8時の80%上端値	6/6	100%			
有害化学 物質等	ダイオキ シン類	大気	環境基準	4地点・年2回 年間平均値	4/4	100%	第4部 第10章	
		水質	環境基準	3地点・年2回 年間平均値	3/3	100%		
		水底の底質	環境基準	3地点・年1回	3/3	100%		
		土壌	環境基準	1地点・年1回	1/1	100%		

## 第4部 習志野市における環境施策 各論



谷津干潟の日セレモニー



## 4. 習志野市における環境施策 各論

### 4.1. 地球温暖化対策推進事業

#### 4.1.1. 住宅用省エネルギー設備普及促進事業

本市では家庭における地球温暖化の防止ならびに、エネルギーの安定確保およびエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置した方に対し、設置費の一部を補助しています。

##### (1) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

平成 21 (2009) 年度より、太陽光発電システムの補助金制度を実施しています。

表 4.1.1 太陽光発電システム設置費補助金交付実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付件数	215 件	146 件	110 件	83 件	79 件	16 件
平均出力	3.92kW	4.14kW	5.01kW	4.61kW	4.29kW	4.39kW
補助額	平成 28 (2016) 年度までは、太陽電池の最大出力（単位は kW とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する）に 2.5 万円を乗じた額で、上限 10 万円。平成 29 (2017) 年度からは、最大出力に 2 万円を乗じた額で、上限 9 万円。					

##### (2) 住宅用省エネルギー設備設置費補助金

平成 25 (2013) 年度（平成 26 (2014) 年 1 月）より、「定置用リチウムイオン蓄電システム」「エネルギー管理システム (HEMS)」「電気自動車充給電設備 (V2H)」の補助金制度を実施し、平成 27 (2015) 年度より「太陽熱利用システム」を、平成 28 (2016) 年度より「地中熱利用システム」を補助対象設備に追加しました。

なお、平成 28 (2016) 年度をもって、「エネルギー管理システム (HEMS)」及び「電気自動車充給電設備 (V2H)」の補助金制度を廃止しております。

表 4.1.2 省エネルギー設備設置費補助金交付実績

設備の種類	定置用 リチウムイオン 蓄電システム	エネルギー 管理システム (HEMS)	電気自動車 充給電設備 (V2H)	太陽熱 利用システム	地中熱 利用システム
交付 件数	平成 26 年度	9 件	13 件	1 件	
	平成 27 年度	13 件	11 件	0 件	
	平成 28 年度	16 件	13 件	1 件	2 件
	平成 29 年度	14 件	廃止	廃止	0 件
補助額	上限 10 万円	上限 1 万円	上限 5 万円	上限 5 万円	上限 10 万円

(3) 家庭用燃料電池設置費補助金

平成 26 (2014) 年度より、家庭用燃料電池の補助金制度を実施しています。

表 4.1.3 家庭用燃料電池設置費補助金交付実績

仕様		都市ガス (市営ガス)	都市ガス (市営ガス以外)	LPガス
補助額		30万円	10万円	10万円
交付 件数	平成 26 年度	4 件		0 件
	平成 27 年度	5 件		1 件
	平成 28 年度	5 件		0 件
	平成 29 年度	0 件	0 件	1 件

4.1.2. 習志野市・イオン環境フェア

地球温暖化防止や節電等の環境問題について、多くの市民に考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業であるイオン津田沼店と協働で開催しました。

家庭において、みどりのカーテンに取り組んでいただくため、袋に標語をプリントしたアサガオの種子を配布しました。



表 4.1.4 習志野市・イオン環境フェア実施内容

開催日	平成 29 (2017) 年 6 月 8 日 (木) ~11 日 (日)
場所	イオンモール津田沼 1 階さくら公園入口特設会場
内容	<p>1. 展示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) パネル展示等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境問題、地球温暖化防止等に関するパネルの展示</li> <li>・ 「住宅用太陽光発電システム」「住宅用省エネルギー設備」「家庭用燃料電池」の設置費補助制度に関するパネル</li> <li>・ 谷津干潟に関するパネル</li> </ul> </li> <li>(2) 谷津バラ園の紹介を兼ねたバラの展示</li> </ul> <p>2. 体験イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6 月 10 日 (土) 発砲トレイと端切れでコースター作り</li> <li>6 月 11 日 (日) オリジナルエコバッグ作り</li> <li>千葉県環境財団の診断員による家庭の省エネ診断</li> </ul>

### 4.1.3. 地球温暖化防止パネル展示会

国では平成10（1998）年度より毎年12月を「地球温暖化防止月間」と定めています。

本市では、環境問題や地球温暖化防止について多くの方々に考えていただくことを目的に、パネル展示会を開催しました。



表 4.1.5 地球温暖化防止パネル展示会実施内容

開催日	平成29（2017）年12月1日（金）～7日（木）
場所	市庁舎グランドフロア 市民協働スペース
内容	<p>1. 展示</p> <p>（1）パネル展示等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境問題、地球温暖化防止等に関するパネルの展示</li> <li>・ 「住宅用太陽光発電システム」「住宅用省エネルギー設備」「家庭用燃料電池」の設置費補助制度に関するパネル</li> <li>・ 市庁舎の省エネ機能の紹介</li> </ul> <p>（2）各種チラシの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化防止啓発のチラシ類を設置</li> </ul> <p>2. DVD上映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日毎に異なるものを1日3回以上放映</li> </ul>

4.1.4. 省エネ法に対する習志野市の取組

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）は、より一層のエネルギー使用の合理化により、燃料資源の有効な利用を確保するために平成20（2008）年に改正され、平成22（2010）年より年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上の特定事業者に対して、事業1単位当たりのエネルギー使用量（エネルギー原単位）の報告及び年平均1%以上の改善が求められています。

本市は、市長部局、習志野市教育委員会及び習志野市企業局がそれぞれ特定事業者となり、平成21（2009）年度実績分から国に対してエネルギー使用量の報告をしています。

表 4.1.6 エネルギー使用量の実績値

	平成27（2015）年度 エネルギー使用量	平成28（2016）年度 エネルギー使用量	平成29（2017）年度 エネルギー使用量	平成28（2016）年度と 平成29（2017）年度を 比較した増減率
市長部局	6,572 kl	6,570 kl	6,394 kl	2.7%減
教育委員会	2,594 kl	2,679 kl	2,626 kl	2.0%減
企業局	2,085 kl	2,127 kl	2,046 kl	3.8%減

平成29（2017）年度は新市庁舎に移転し、BEMS・LED・太陽光発電システム等の運用を開始しました。

原油換算にして市長部局は対前年度比で2.7%のエネルギー使用量の削減、教育委員会は2.0%のエネルギー使用量の削減、企業局は3.8%の削減となりました。

平成29（2017）年度は市庁舎移転による延床面積の変更（P29表3.3.1参照）がありましたが、特定事業者すべてが前年度比で削減となりました。

表 4.1.7 省エネ対策の具体例

夏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クールビズの実施（平成29（2017）年5月1日～10月31日） 室内温度28℃を目安に設定、ノーネクタイ</li> <li>・スーパークールビズの実施（平成29（2017）年6月1日～9月30日） ポロシャツ、チノパンなど、暑さをしのぎやすい服装を推奨</li> <li>・クールアースウィークの実施（平成29（2017）年8月12日～18日） 午後5時15分以降速やかに退庁し、全庁的に消灯を行い、空調を止めることで、より効果的な省エネに取り組みました。</li> </ul>
冬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォームビズの実施（平成29（2017）年11月1日～平成30（2018）年3月31日） 室内温度20℃を目安に設定、寒さをしのぎやすい服装を推奨</li> <li>・冬季省エネウィークの実施（平成30（2018）年2月10日～16日） 午後5時15分以降速やかに退庁し、全庁的に消灯を行い、空調を止めることで、より効果的な省エネに取り組みました。</li> </ul>



## 4.2. 自然環境

### 4.2.1. 自然環境の現況

本市南部は、昭和30年代後半（1960年代前半）からの二度にわたる東京湾の埋立てにより、自然海岸線は姿を消し、埋立地に囲まれた形で「谷津干潟」が存在しています。この谷津干潟はシギ・チドリ類やカモ類の渡り鳥の飛来地となっており、本市に残された貴重な自然の象徴となっています。

一方北部は、海拔20～30mほどの関東ローム台地が広がっており、かつて台地には枝状に谷が入り込み、そこに※谷津田が点在していました。しかし、谷津田も宅地などに変わり、市内には数か所残るだけとなっています。実籾地区に残る谷津田は、市内でも自然が豊かで、景観にもすぐれており、平成4（1992）年8月に「実籾自然保護地区」に指定し、将来にわたって良好な自然環境を保全していくこととしています。

### 4.2.2. 谷津干潟の保全対策

#### (1) 環境省の取組

谷津干潟は渡り鳥の飛来地であり、都市部に残された貴重な湿地として、昭和63（1988）年に国指定※鳥獣保護区・特別保護地区に指定され、平成5（1993）年にはラムサール条約登録湿地に認定されました。

近年の環境省による調査では、海水の滞留による干出面積の減少、※アオサ類の大量発生や、枯死したアオサの堆積や腐敗による底生生物の減少、※青潮の発生など、水鳥類の採餌環境の悪化が懸念されているとの結果が出されています。また、アオサの腐敗による悪臭は、近隣住民の生活環境にも影響を与えています。



ラムサール条約登録湿地 谷津干潟

本市としては、管理者である環境省に改善を図るように訴えており、環境省はこれまでに様々な保全活動を実施してきましたが、広大な谷津干潟の根本的な解決には至っていません。

環境省は平成22（2010）年度以降、「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」に取り組んでおります。本事業は国が管理している鳥獣保護区の保全を図るためのものです。これまで様々な方法により干潟の保全や周辺環境改善に向けた取組を実施しております。

平成29(2017)年度は、貝類などを堆積させ、成分の経年変化をみる実験を新たに行いました。また、過年度から継続して底質改良試験、流路の堆積物除去試験、嵩上げ試験、及び杭設置試験の効果についてモニタリングを行い、干潟の干出面積・干出時間の増加、鳥類の採餌場の増加、アオサ生育の抑制状況などの調査に取り組んでいます。

地域住民と行政が一体となって実施している「ウェブサイトを用いたアオサ情報の収集」についても、継続的に行っています。

更に保全事業を効果的に推進するため、専門家による検討会を1回、保全事業の取組を市民に周知するための報告会を1回、住民参加イベント「谷津干潟でお魚ウォッチ!」「ホンビノスを探って知って谷津干潟」を開催しました。

住民参加モニタリング



杭設置試験



住民参加イベント①



保全事業 報告会



住民参加イベント②

## (2) 本市の取組

管理者である環境省が主体的に保全事業を行うよう働きかけるとともに、地元住民や保護団体との調整を図る等の支援を行っています。

市の取組としては、谷津干潟自然観察センターを中心に環境保全につながる取組を普及させるとともに、干潟や鳥類をはじめ、自然環境の重要性について啓発などを続けています。

今後も引き続き環境省と連携し、谷津干潟の保全を図るための支援を続けていきます。

## 4.2.3. 谷津干潟の日行事

本市では、平成9(1997)年に、谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を「谷津干潟の日」とすることを宣言し、その後平成11(1999)年に制定した習志野市環境基本条例の第7条において「谷津干潟の日」を規定しました。

毎年6月には、谷津干潟への関心を高めるため「谷津干潟の日」のイベントを行っており、平成29(2017)年度は、谷津干潟の日フェスタ「つながろう みぢかな海とわたしたち」をテーマに、6月10日(土)・11日(日)の2日間で「やつひがたサイエンスカフェ」や「谷津干潟市民クリーン作戦」など、様々なイベントを開催しました。

## 谷津干潟の日宣言

わたくしたちは、1993年6月10日釧路会議において、ラムサール条約登録湿地に認定された谷津干潟を、貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して、「都市と自然との共生」を目指した保全を図ることを誓い、ここに6月10日を「谷津干潟の日」とすることを宣言する。

1997年6月8日

習志野市長 柴本勇

## 谷津干潟の日宣言



谷津干潟の日セレモニー



干潟体験ツアー

表 4.2.1 谷津干潟の日イベント内容・参加者数

「平成 29 (2017) 年度 谷津干潟の日」 平成 29 (2017) 年 6 月 10 日 (土)・11 日 (日) 参加者人数：延べ 9,148 人	
開催日	イベント内容
6 月 10 日 (土) 参加者人数：延べ 4,560 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷津干潟の日セレモニー</li> <li>・プランクトン観察コーナー</li> <li>・谷津干潟 GO!!～ホンビノスを探し出せ～</li> <li>・谷津南小・秋津小による合奏・合唱</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
6 月 11 日 (日) 参加者人数：延べ 4,588 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷津干潟樹木ツアー「木の実を見に行こう」</li> <li>・谷津干潟市民クリーン作戦</li> <li>・やつひがたサイエンスカフェ</li> <li>・香澄小による合奏</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>



アオサの活用展示



小学生による合奏



ホンビノスガイ探し



谷津干潟市民クリーン作戦

#### 4.2.4. ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

本会議は、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村で構成され、ラムサール条約に登録されている湿地とその他の湿地の市町村間の情報交換及び協力を推進することによって地域レベルの湿地保全活動を促進し、湿地の適正な管理に資することを目的として設置された会議です。平成30(2018)年3月31日現在の会員市町村数は69市町村、会員湿地数は50湿地です。

平成元(1989)年6月に釧路市で開催されたことから始まり、主管者会議は毎年1回、市町村長会議は3年に1回開催されています。平成29(2017)年度は主管者会議のみ開催されました。

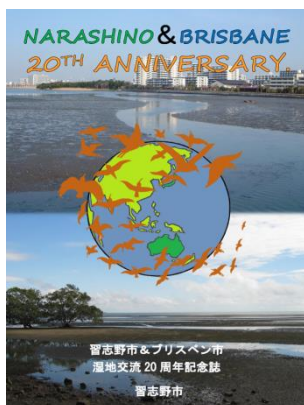
<平成29(2017)年度 主管者会議>

- ① 開催日 平成29(2017)年10月12日(木)から13日(金)
- ② 開催場所 宮城県大崎市
- ③ 参加市町村 24市町村

#### 4.2.5. ブリスベン市との湿地交流

ブリスベン市には谷津干潟と同じくラムサール条約に登録されている\*ブوندル湿地があり、本市とブリスベン市は両市を行き交うシギ・チドリ類の保護や湿地の保全を目的として、平成10(1998)年2月25日に湿地提携協定を締結しました。

その後、協定を円滑に進めていくため、第1次から第3次までそれぞれ「5ヵ年行動計画」の調印を行い、湿地交流を続けてきました。「第3次5ヵ年行動計画」が完了し、現在は「長期実施計画」に基づき、交流を図っています。



習志野市&ブリスベン市  
湿地交流20周年記念誌

平成30(2018)年2月には湿地交流20周年を迎え、「習志野市&ブリスベン市湿地交流20周年記念誌」を発行しました。本市とブリスベン市は湿地や渡り鳥の情報交換だけではなく、市民ボランティアを中心にお互いの地域を訪問し、現在も交流を深めています。

#### 4.2.6. 習志野市谷津干潟自然観察センター

習志野市谷津干潟自然観察センターは、野鳥の観察や環境学習を行うための施設として平成6（1994）年7月に開設されました。

観察センターには、谷津干潟を一望できる観察フロアやビデオ上映等を行うレクチャールーム、野鳥の休息地となる淡水池などがあり、レンジャーによる観察案内も行われています。

なお、観察センターの管理運営は、平成19（2007）年度より指定管理者が行っています。



習志野市谷津干潟自然観察センター

表 4.2.2 習志野市谷津干潟自然観察センター年間入館者数

単位：人

年度	平成 25（2013）	平成 26（2014）	平成 27（2015）	平成 28（2016）	平成 29（2017）
入館者数	53,150	42,271	43,593	45,030	53,571

#### (1) 平成 29（2017）年度に実施した主な事業

##### ①観察会・講座等

谷津干潟及び野鳥をはじめとする生き物に興味を持ってもらうことを目的に、観察会、講座、展示・催し等を開催しました。

表 4.2.3 観察会

行事名	内容	参加者
ぶらっと観察会	初心者を対象とした観察会を11回実施しました。	179名
谷津っこ探検隊	子供たちに谷津干潟の生き物や植物に親しみを持ってもらうための観察会を3回実施しました。	53名
プランクトン観察会	干潟の重要な生き物であるプランクトンを採取し、顕微鏡での観察会を2回実施しました。	25名
体験型観察会	草花など自然の素材を使った遊びや、体の五感を活用する自然体験を通じて自然や生きものに親しむきっかけを提供しました。	593名

表 4.2.4 講座

講座・講演名	内容	参加者
鳥のフィールドサイン講座	生きものが残すフィールドサインの解説についての講座を開催しました。	33名
干潟の恵みでおにぎらず体験教室	東京湾の海苔や貝の佃煮、習志野ソーセージを食材にしたおにぎらず体験教室を開催しました。	14名
上達実感できるぬり絵教室	絵本作家ひるね氏によるカワセミぬりえ教室を開催しました。	28名
スライドトーク「ラムサール条約登録湿地茨城県の涸沼の魅力」	スライドで涸沼の魅力を紹介	93名
海苔漁師さんの海苔すき体験	三番瀬の海苔漁師による海苔づくりのレクチャーと海苔すき体験	24名
小鳥の巣箱づくり	小鳥の巣探しとシジュウカラの巣箱づくり	11名

表 4.2.5 展示・催し

展示名	内容
谷津干潟大解剖展	谷津干潟の歴史や自然を紹介した展示 期間：平成29(2017)年4月20日から6月28日
谷津干潟のオオヨシキリ展	オオヨシキリグループによる調査結果や生態を紹介した展示 期間：平成29(2017)年4月26日から9月15日
谷津干潟の生きものふしぎ展	干潟の生きものふしぎを紹介した展示 期間：平成29(2017)年7月2日から8月31日
箕輪義隆作品展	科学イラストレーターの箕輪義隆さんの作品を約40点展示 期間：平成29(2017)年9月2日から15日
長島充野鳥版画展	版画家の長島充さんの野鳥版画作品48点を展示 期間：平成29(2017)年9月17日から10月31日
美しい水辺の風景と野鳥	ラムサール条約登録湿地茨城県・涸沼の魅力を清水道雄氏の写真で紹介 期間：平成29(2017)年10月14日から平成30(2018)年2月21日
ワイルドライフアート展	谷津干潟で見られる生きものの絵画作品の展示 期間：平成29(2017)年11月3日から12月3日
数内正幸原画展	動物画家の数内正幸さんの原画を展示 期間：平成29(2017)年12月22日から平成30(2018)年1月31日
東京湾の湿地展	大森海苔のふるさと館から借りた海苔繁殖の歴史写真など展示 期間：平成30(2018)年2月1日から25日
写真展ハマシギのふるさとの風景	ハマシギの繁殖地アラスカや中継地のカムチャッカの写真を展示 平成30(2018)年3月1日から31日
みんなの谷津干潟展	谷津干潟の生きものや風景をテーマにした市民作品展 平成30(2018)年3月1日から4月12日

②広報・PR

谷津干潟及び観察センターの認知度を高め、来館促進を図るため、以下のとおり広報活動を行いました。また、近隣の公民館、小中学校、駅に利用促進用ポスターの掲出、定期刊行物やチラシを配布し、積極的な広報を展開しました。

(ア) ホームページ（随時更新）の運用

(イ) 定期刊行物の発行…干潟だより（年3回）、イベントプログラム（年3回）

(ウ) 観察会、講演会等の告知用ポスター・チラシの製作

(エ) マスメディアへの資料提供、取材協力等

③観察センターのボランティア活動

平成7（1995）年からボランティア活動事業を立ち上げてきました。活動内容は来館者への観察案内を中心に観察センターの施設管理等の活動メニューがあります。なお、平成29（2017）年度末のボランティア登録者数は148名で、年間の延べ活動人数は1,622名でした。

#### 4.2.7. 自然とのふれあいの推進

(1) 習志野市名木百選事業

市民の樹木への関心を高め、身近な自然とのふれあいの場を提供するため、平成14（2002）年11月15日に「習志野市名木百選」として75本を指定しました。その後4本が指定解除され、平成30（2018）年3月末現在は71本となっています。

市民への活用を図るため、名木に樹木表示板を設置し、ホームページに「習志野市名木百選一覧」や5つの散策コースを紹介した「ぶらっと散策マップ」を掲載しています。



表 4.2.6 名木百選所在地一覧（その1）

平成30（2018）年3月31日現在

指定番号	樹種名	名木の分類	所在地	めやす
1	アメリカスズカケノキ（プラタナス）	②大きな木	谷津3丁目	谷津公園
2	モクゲンジ、オオモクゲンジ	④めずらしい木	〃	〃
3	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	〃
4	ウコン（サクラ）	④めずらしい木	〃	〃
5	スモークツリー	④めずらしい木	〃	〃
6	タブノキ	②大きな木	谷津1丁目	西光寺山門脇
7	スダジイ	①古くからある木	〃	西光寺境内
9	ウメ	④めずらしい木	秋津4丁目	秋津公園やすらぎ広場
10	ハナミズキ	⑥姿や形がきれいな木	秋津3丁目	秋津公園平和の広場
11	ソテツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	秋津総合福祉センター内
12	ユリノキ	④めずらしい木	香澄5丁目	香澄公園
13	エノキ	⑥姿や形がきれいな木	〃	〃
14	ラクウショウ	④めずらしい木	〃	〃
15	シナサワグルミ	⑥姿や形がきれいな木	香澄3丁目	〃
16	フサアカシア	②大きな木	香澄4丁目	緑道
17	イチョウ	①古くからある木	津田沼4丁目	東漸寺境内
18	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	〃
19	イチョウ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼7丁目	菊田公園
20	シダレヤナギ	⑥姿や形がきれいな木	津田沼3丁目	菊田水鳥公園
21	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	〃
22	クスノキ	②大きな木	鷺沼2丁目	市庁舎
24	スダジイ	⑤地域のシンボルとなっている木	鷺沼1丁目	旧庁舎
25	タブノキ	①古くからある木	津田沼6丁目	スーパー駐車場
26	ソメイヨシノ	⑥姿や形がきれいな木	鷺沼3丁目	白鷺園内
27	スダジイ	①古くからある木	〃	八剣神社境内
28	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼1丁目	さくら公園
29	クロマツ	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	〃
30	イチョウ	①古くからある木	藤崎1丁目	子安観音堂脇
31	イチョウ	②大きな木	〃	子安神社境内
32	タブノキ	①古くからある木	〃	〃
33	スダジイ	②大きな木	〃	〃
34	スダジイ	②大きな木	〃	〃
35	タブノキ	②大きな木	〃	〃
36	ムクノキ	②大きな木	〃	〃
37	タブノキ	②大きな木	〃	〃
38	ヤブツバキ	⑥姿や形がきれいな木	〃	〃（ヤブツバキ群）

## ＜名木の分類＞

- ①古くからある木（明治時代からある木）
- ②大きな木（胸の高さで太さが3m以上の木）
- ③いわれのある木（文献や言い伝えがある木）
- ④めずらしい木（市内では稀少な木、独特の形をしている木）
- ⑤地域のシンボルとなっている木（学校や公園、街の中にあって目印となる木）
- ⑥姿や形がきれいな木（きれいな花やみごとな実をつける木、新緑や紅葉がすばらしい木、香りがよい木）

表 4.2.7 名木百選所在地一覧（その2）

平成30（2018）年3月31日現在

指定番号	樹種名	名木の分類	所在地	めやす
39	タブノキ	①古くからある木	藤崎3丁目	愛宕様境内
40	タブノキ	①古くからある木	〃	〃
41	タブノキ	①古くからある木	〃	〃
43	アメリカスズカケノキ(プラタナス)	⑤地域のシンボルとなっている木	藤崎6丁目	大久保小学校校庭
44	セイヨウハコヤナギ(ポプラ)	⑥姿や形がきれいな木	本大久保3丁目	中央公園グラウンド脇
45	アカガシ	①古くからある木	屋敷3丁目	天津神社境内
46	クスノキ	②大きな木	屋敷5丁目	花の実園分場内
47	タブノキ	⑤地域のシンボルとなっている木	実靱本郷	実靱高校グラウンド付近
48	トウカイザクラ	④めずらしい木	実靱2丁目	実靱本郷公園内
49	タギョウショウ	⑥姿や形がきれいな木	〃	旧鴛田家住宅内
50	スダジイ	③いわれのある木	実靱1丁目	第二中学校正門脇
51	スダジイ	③いわれのある木	〃	〃
52	アカガシ	①古くからある木	大久保4丁目	菅田八幡神社境内
53	アカガシ	①古くからある木	〃	〃
54	アカガシ	①古くからある木	〃	〃
55	カヤ	①古くからある木	〃	アパート敷地
56	ユリノキ	②大きな木	泉町3丁目	街路
57	ソメイヨシノ	⑥姿や形がきれいな木	新栄1丁目	新栄1丁目児童遊園
58	アケボノスギ(メタセコイア)	⑤地域のシンボルとなっている木	〃	習志野借生園正門脇
59	センダン	④めずらしい木	実靱1丁目	実靱小学校校庭
60	ハリギリ	④めずらしい木	〃	実靱小学校斜面地
61	タブノキ	①古くからある木	〃	大原神社境内
62	アカガシ・クロマツ	④めずらしい木	〃	〃
63	ケヤキ	⑤地域のシンボルとなっている木	実靱4丁目	実靱3号公園
64	ソメイヨシノ	②大きな木	〃	〃
65	ダイオウマツ	④めずらしい木	東習志野1丁目	習志野高校正門脇
66	タイサンボク	⑤地域のシンボルとなっている木	東習志野2丁目	ブレーメン習志野敷地内
67	ヤマザクラ	⑥姿や形がきれいな木	東習志野3丁目	東習志野こども園内
68	アケボノスギ(メタセコイア)	②大きな木	東習志野3丁目	東習志野小学校内
69	アケボノスギ(メタセコイア)	⑥姿や形がきれいな木	〃	総合教育センター前
70	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	街路
71	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	〃	第四中学校校庭脇
72	クスノキ	②大きな木	東習志野6丁目	実花小学校正門脇
73	クロマツ	⑤地域のシンボルとなっている木	東習志野7丁目	実花緑地(クロマツ林)
75	ヒマラヤスギ	②大きな木	東習志野8丁目	東習志野ふれあい広場

<名木の分類>

- ①古くからある木（明治時代からある木）
- ②大きな木（胸の高さで太さが3m以上の木）
- ③いわれのある木（文献や言い伝えがある木）
- ④めずらしい木（市内では稀少な木、独特の形をしている木）
- ⑤地域のシンボルとなっている木（学校や公園、街の中にある目印となる木）
- ⑥姿や形がきれいな木（きれいな花やみごとな実をつける木、新緑や紅葉がすばらしい木、香りがよい木）

#### 4.2.8. 自然保護地区等の保全

都市化が進む本市では、宅地開発等により既存の緑が減少していることから、自然保護及び緑化の推進を図るための事業を行っています。自然景観に優れた地区の保全、市内に点在する斜面地の樹林や社寺林の保全、美観風致を維持するための樹木の保護を推進していくために、「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」（昭和47（1972）年条例第32号）に基づき、自然保護地区及び都市環境保全地区、保存樹木を指定し、本市に残された貴重な自然の保全に努めています。

##### (1) 自然保護地区

本市北東部の実籾地区に位置する実籾自然保護地区は、\*谷津田と呼ばれる自然景観にすぐれた原風景が広がっています。平成4（1992）年8月に農家の協力を得て、自然保護地区として指定しました。

この地区では、保護団体による休耕田の復元、田植えや稲刈りが行われています。

表 4.2.8 自然保護地区

平成30（2018）年3月31日現在

地区名	名称	所在地	指定面積（㎡）	指定年月日
実籾	実籾自然保護地区	実籾2丁目	10,283	平成4（1992）年8月1日

##### (2) 都市環境保全地区

市内に点在する斜面林や社寺林は、数少ない自然の一つで、身近な緑になっています。平成30（2018）年3月末現在、23か所54,327㎡を都市環境保全地区として指定し、保全に努めています。

表 4.2.9 都市環境保全地区（その1）

平成30（2018）年3月31日現在

地区名	名称		所在地	指定面積㎡	指定年月日
向山	1	東福寺都市環境保全地区	谷津2丁目	1,553	昭和52（1977）年4月1日
	小計	1か所		1,553	
谷津	1	丹生神社都市環境保全地区	谷津1丁目	2,324	昭和52（1977）年4月1日
	2	西光寺都市環境保全地区	〃 1丁目	1,874	昭和52（1977）年4月1日
	小計	2か所		4,198	
津田沼	1	菊田神社都市環境保全地区	津田沼3丁目	3,756	昭和52（1977）年4月1日
	2	津田沼3丁目都市環境保全地区	〃 3丁目	338	昭和52（1977）年4月1日
	3	東漸寺都市環境保全地区	〃 4丁目	3,034	昭和52（1977）年4月1日
	4	大六天都市環境保全地区	〃 4丁目	308	昭和52（1977）年4月1日
	小計	4か所		7,436	

表 4.2.10 都市環境保全地区（その2）

平成30（2018）年3月31日現在

地区名	名称	所在地	指定面積㎡	指定年月日	
鷺沼 鷺沼台	1	根神社都市環境保全地区	鷺沼1丁目	3,242	昭和52（1977）年4月1日
	2	八坂神社都市環境保全地区	〃 3丁目	180	昭和52（1977）年4月1日
	3	八剣神社都市環境保全地区	〃 3丁目	3,922	昭和52（1977）年4月1日
	4	慈眼寺都市環境保全地区	〃 3丁目	5,613	昭和52（1977）年4月1日
	5	源太塚都市環境保全地区	〃 1丁目	796	昭和52（1977）年4月1日
	6	鷺沼台都市環境保全地区	鷺沼台4丁目	280	昭和52（1977）年4月1日
	小計	6か所		14,033	
藤崎	1	子安神社都市環境保全地区	藤崎1丁目	3,239	昭和52（1977）年4月1日
	2	藤崎都市環境保全地区	〃 4丁目	3,483	昭和53（1978）年3月17日
	3	藤崎3丁目都市環境保全地区	〃 3丁目	1,231	平成2（1990）年8月27日
	小計	3か所		7,953	
大久保 泉町	1	誉田八幡神社都市環境保全地区	大久保4丁目	2,596	昭和52（1977）年4月1日
	小計	1か所		2,596	
花咲 屋敷	1	天津神社都市環境保全地区	屋敷3丁目	672	昭和52（1977）年4月1日
	小計	1か所		672	
実籾 新栄 実籾本郷	1	大原神社都市環境保全地区	実籾1丁目	9,733	昭和52（1977）年4月1日
	2	大宮神社都市環境保全地区	実籾本郷	100	昭和52（1977）年4月1日
	3	実籾都市環境保全地区	実籾2丁目	4,676	平成2（1990）年8月27日
	4	実籾本郷都市環境保全地区	実籾本郷	981	平成2（1990）年8月27日
	小計	4か所		15,490	
東習志野	1	八幡稻荷神社都市環境保全地区	東習志野2丁	396	昭和52（1977）年4月1日
	小計	1か所		396	
合計	23か所		54,327		

## (3) 保存樹木

点在する個々の樹木も貴重な緑であり、本市の歴史を伝える重要な役割も担っています。保存樹木として13本（5種類）を指定しています。

表 4.2.11 保存樹木

平成30（2018）年3月31日現在

指定 番号	樹種名	形状		指定年月日	所在地
		樹高(m)	幹周り(m)		
2	イチョウ	15.5	1.27	昭和52（1977）年12月28日	津田沼5-1397-1
3	ケヤキ	11.5	3.15	〃	津田沼4-1197
4	タブノキ	14.0	2.60	〃	藤崎1-188
5	〃	14.0	3.20	〃	〃
6	〃	13.5	3.70	〃	藤崎1-190
7	エノキ	15.0	1.96	〃	大久保1-392-1
9	クロマツ	6.5	0.50	昭和53（1978）年3月17日	東習志野3-340-4
10	〃	15.5	1.03	〃	〃
12	〃	10.5	0.70	〃	〃
38	〃	16.5	1.00	〃	市道11-041号線脇
56	〃	14.0	1.11	〃	東習志野3-310
59	〃	9.5	0.83	〃	〃
66	ケヤキ	14.5	1.84	昭和57（1982）年4月1日	藤崎1-66-1

### 4.3. 公園・緑地

#### 4.3.1. 緑の現況

##### (1) 都市公園の現況

都市公園とは、都市計画区域において、都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体または国が設置する公園及び緑地です。これらの都市公園は、良好な都市環境を形成し、大気汚染などの都市公害を緩和し、また、災害時の避難場所や延焼の防止として機能するとともに、レクリエーション空間として、スポーツ・文化等の多様な需要に応えるために不可欠なオープンスペースであり、都市における基幹的な公共施設です。

本市では街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地及び緩衝緑地等の都市公園を市内全域で平成29(2017)年度末現在220か所、1,195,314.56㎡整備しています。

##### (2) 地域花壇、道路緑化及び事業所緑化

###### ①地域花壇

街角を緑化し、生活に潤いと豊かさを与えるために、花壇を設置しています。市内全域で47か所、4,098.20㎡の地域花壇を整備しています。

###### ②道路緑化

道路の緑化は、道路の緑陰が歩行者に清涼感をあたえ、都市景観の向上を図り、快適な環境を確保するものです。

###### ③事業所緑化

事業所、とりわけ工場は「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、敷地面積の20%以上の緑地の確保が必要となり、事業者に対し、緑化協定の締結を指導するとともに、敷地内の緑化を推進するよう協力を求めています。

平成29(2017)年度末現在の緑化協定締結は113件で、敷地面積2,303,903.34㎡、緑化面積462,016.66㎡、緑化率20.05%となっています。

表 4.3.1 緑化協定締結状況（過去5か年の状況）

年度	件数	敷地面積(㎡)	緑地面積(㎡)	緑化率(%)
平成25(2013)	1	46,168	9,254	20.0
平成26(2014)	2	115,059	23,397	20.3
平成27(2015)	1	102,397	24,407	20.8
平成28(2016)	6	97,093	23,707	24.4
平成29(2017)	2	57,547	11,592	20.1

※件数、面積は、年度毎の新規・変更受付件数とその面積

表 4.3.2 公園・緑地等整備状況一覧表（その1）

平成30（2018）年3月31日現在 単位：㎡

種別 地区別	都市公園						
	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑道	都市緑地	緩衝緑地	都市公園 小計
谷津・奏の杜	14か所 11,943.68	1か所 22,000.00	1か所 38,354.28		2か所 9,142.40		17か所 43,086.08
向山	11か所 11,787.70				4か所 2,703.56	221,369.37	16か所 274,214.91
津田沼	15か所 17,822.93	1か所 6,089.60			2か所 607.01		18か所 24,519.54
藤崎	15か所 10,578.69	1か所 14,406.17					16か所 24,984.86
鷺沼・鷺沼台	15か所 8,596.19	1か所 14,484.33					16か所 23,080.52
大久保・泉町・ 本大久保1～2丁目	18か所 16,131.78			1か所 45,459.79			
花咲・屋敷・ 本大久保3～5丁目	19か所 18,438.50	1か所 20,444.49	1か所 41,328.74		4か所 6,836.40		25か所 91,179.18
実籾・新栄 実籾本郷	19か所 19,561.40	1か所 15,398.41			2か所 2,686.88		23か所 78,975.43
東習志野	16か所 15,622.75				1か所 235.64		17か所 15,858.39
実花	7か所 12,656.93		1か所 32,946.73		1か所 10,712.35		8か所 23,369.28
袖ヶ浦西	4か所 9,421.05	1か所 22,225.00			2か所 16,430.94		7か所 48,076.99
袖ヶ浦東	4か所 8,647.58	1か所 23,073.27	4か所 20,846.67	4か所 712.12	6か所 18,357.37		16か所 83,737.07
秋津・茜浜	6か所 14,907.26				1か所 84,270.10	162,909.40	12か所 282,933.43
香澄・芝園	4か所 9,987.88	2か所 34,945.57		3か所 20,622.28		94,794.36	9か所 160,350.09
計	168か所 186,239.33	10か所 173,066.84	4か所 158,089.54	11か所 42,181.07	25か所 151,982.65	全体1か所 479,073.13	220か所 1,195,314.56

表 4.3.3 公園・緑地等整備状況一覧表（その2）

平成30（2018）年3月31日現在 単位：㎡

種別 地区別	広場	都市緑地 以外の緑地	緑道 (km)	地域花壇
谷津・奏の杜				5か所 449.37
向山			0.23	5か所 441.11
津田沼			0.60	12か所 988.76
藤崎	2か所 1,237.00	1か所 13,612.57		5か所 126.49
鷺沼・鷺沼台	1か所 675.00		0.83	3か所 166.50
大久保・泉町・ 本大久保1～2丁目			1.88	6か所 751.87
花咲・屋敷・ 本大久保3～5丁目				4か所 652.55
実籾・新栄 実籾本郷		1か所 3,770.91	0.43	2か所 174.00
東習志野			0.63	2か所 108.95
実花			1.19	3か所 238.60
袖ヶ浦西			1.00	
袖ヶ浦東			0.18	
秋津・茜浜			3.89	
香澄・芝園		1か所 23,601.52	3.09	
計	3か所 1,912.00	3か所 40,985.00	13.95	47か所 4,098.20

#### 4.3.2. 都市公園等の整備

##### (1) 都市公園の整備

現在は財政状況が切迫し、更に一部地区を除き市域全体が市街化され、都市公園用地を確保することが難しくなる等の課題を抱えていますが、「習志野市緑の基本計画」や「習志野市長期計画」等により、都市公園の立地性を踏まえ、地域の特性を活かした都市公園の整備を積極的に推進していきます。

##### (2) 緑化の推進

都市の緑化を継続し、かつ現存する自然の保護を円滑に推進していくためには、市民の深い理解と強い協力が必要であり、本市では市民の良好な生活環境の保全に努めると同時に、緑化に対する啓発運動の展開や居住地の緑化の推進を図っていきます。



### (3) 習志野市谷津バラ園

谷津公園内にある習志野市谷津バラ園には、約 800 種類、7,500 株のバラが栽培されており、主に春と秋に美しい花を咲かせます。

谷津バラ園は、昭和 57（1982）年 12 月に谷津遊園の閉園に伴いバラ園も閉鎖されましたが、装いも新たに昭和 63（1988）年 5 月に市民の要望に応じて、本市の都市公園である谷津公園内に開設されました。特色はオールドローズを主体に、香りの庭コーナーや日本の皇室・世界の王室コーナー等があり、静かなバラに動的な水の流れを配し、花のない時期においても庭園の美しさを楽しめるよう塑像を配置するなど、一年を通して親しんでいただけるようにしました。平成 16（2004）年度は、市制 50 周年を記念した品種「ローズ 50・ならしの」が誕生しました。なお、谷津バラ園の管理運営は、平成 25（2013）年度より指定管理者が行っています。



習志野市谷津バラ園



ローズ 50・ならしの

表 4.3.4 年間入園者数

単位：人

年度	平成 25（2013）	平成 26（2014）	平成 27（2015）	平成 28（2016）	平成 29（2017）
入園者数	63,662	59,329	65,620	67,373	59,797

### 4.3.3. 緑化推進の啓発運動の展開

#### (1) 緑の啓発

家庭緑化の一環として子どもの誕生を記念し、市の花「アジサイ」の苗木を配布しています。

#### (2) 習志野市緑のふるさと基金

習志野市緑のふるさと基金（習志野市緑のふるさと基金条例（平成 5（1993）年 3 月制定））は、本市の市街化が進む中、本市の街づくりの基本理念である文教住宅都市憲章に定める緑豊かなまちづくりに基づき、民有地緑化の推進と合わせ、暮らしの中で緑を育て、緑への愛着を持つ心を養い、次世代に伝えていくため、市民と行政が協力して緑豊かなまちをつくることを目的としています。

平成 29（2017）年度は次の施策を実施しました。

- ・ 緑化普及啓発（花の種子配布）
- ・ 庁舎、各公民館への募金箱の設置
- ・ その他、緑のふるさと基金の活動

## 4.4. 廃棄物対策

### 4.4.1. ごみの収集

#### (1) 一般廃棄物の収集

本市では、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、有害ごみ（蛍光灯・水銀体温計、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、ライター、アスベスト含有家庭用品）、資源物（ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、古着類、食品用白色発泡トレイ）に分別し、収集をしています。

燃えるごみは週3回、燃えないごみは月2回、有害ごみは月1回、資源物は週1回の収集を実施しています。排出者は市の指定した日に市指定袋や透明または半透明の中身の分かる袋を利用し、ごみ集積所へ排出します。

粗大ごみの収集は、排出者があらかじめ粗大ごみ受付センターへ申込みをし、品目別に定められた手数料を支払うことにより、指定した日に戸別に行っており、食品用白色発泡トレイは、公民館等の拠点施設で定期的に回収をしています。

また、平成27（2015）年2月より市内10か所の公共施設において、使用済み小型家電の拠点回収を行っています。なお、事業系一般廃棄物は、排出者自ら、または市が許可した収集運搬業者がクリーンセンターへ搬入しています。

### 4.4.2. ごみの処理

#### (1) 平成29（2017）年度ごみ処理フロー

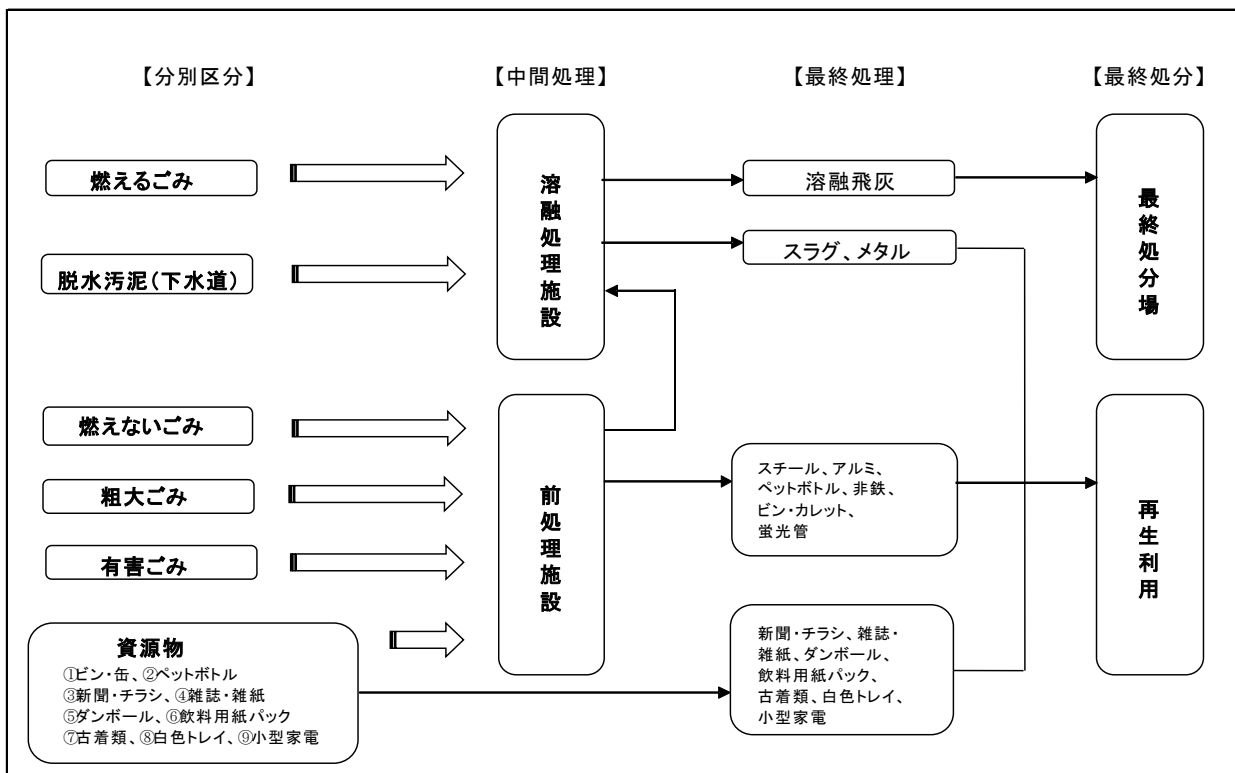


図 4.4.1 ごみ処理の流れ

(2) 処理量の年度別推移

ごみの総排出量は、平成 29 (2017) 年度において、対前年度と比べると 204t 増加しました。燃えるごみの増加がみられることから、市民一人ひとりのごみ減量に対する取組が必要です。

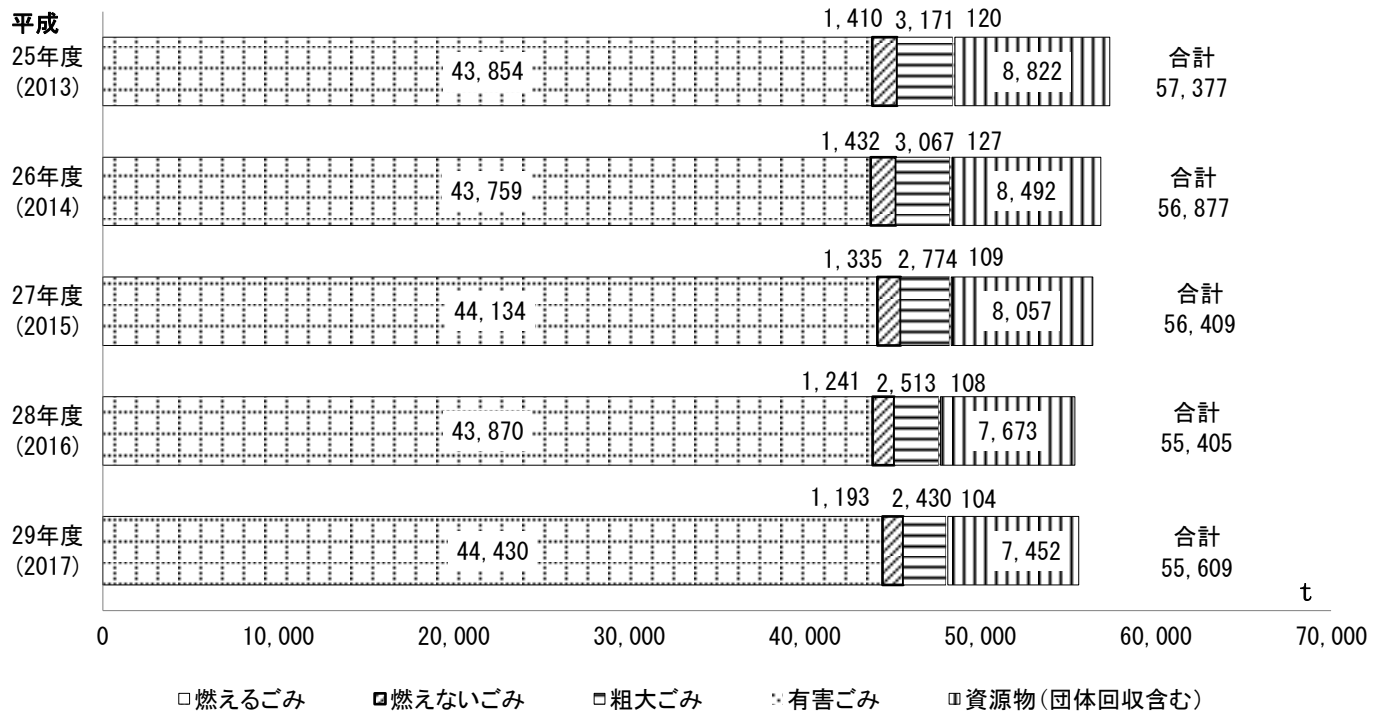


図 4.4.2 処理量の年度別推移

(3) ごみ処理経費

ごみや資源物などの収集や処理をするのには、多くの経費がかかります。平成 26 (2014) 年度より開始した清掃工場の老朽化に伴う工事等により、ごみ処理経費は一時的に増加しましたが、近年、少しずつではありますが減少しています。ごみの処理経費を更に減少させるには、3R を推進し、ごみの量を大幅に減らす必要があります。このことは環境負荷の低減にもつながります。

表 4.4.1 ごみ処理経費

年度	ごみ処理経費 (千円)	1t あたり経費 (円)	1人あたり経費 (円)
平成 25 (2013)	2,201,472	35,680	13,170
平成 26 (2014)	3,444,879	56,202	20,478
平成 27 (2015)	3,233,348	53,603	19,077
平成 28 (2016)	2,866,972	48,379	16,680
平成 29 (2017)	2,702,498	45,409	15,677

※平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在 常住人口 172,389 人

※ごみ処理経費は、決算事項別明細書より清掃総務費 (し尿処理に係る経費は除く) 及び塵芥処理費を合計した額 (人件費は職員数で按分して算出)

(4) ごみ質分析

可燃ごみに占める紙類の割合は、毎年高い状態が続いています。このことから紙類の減量に向けた対策が必要です。

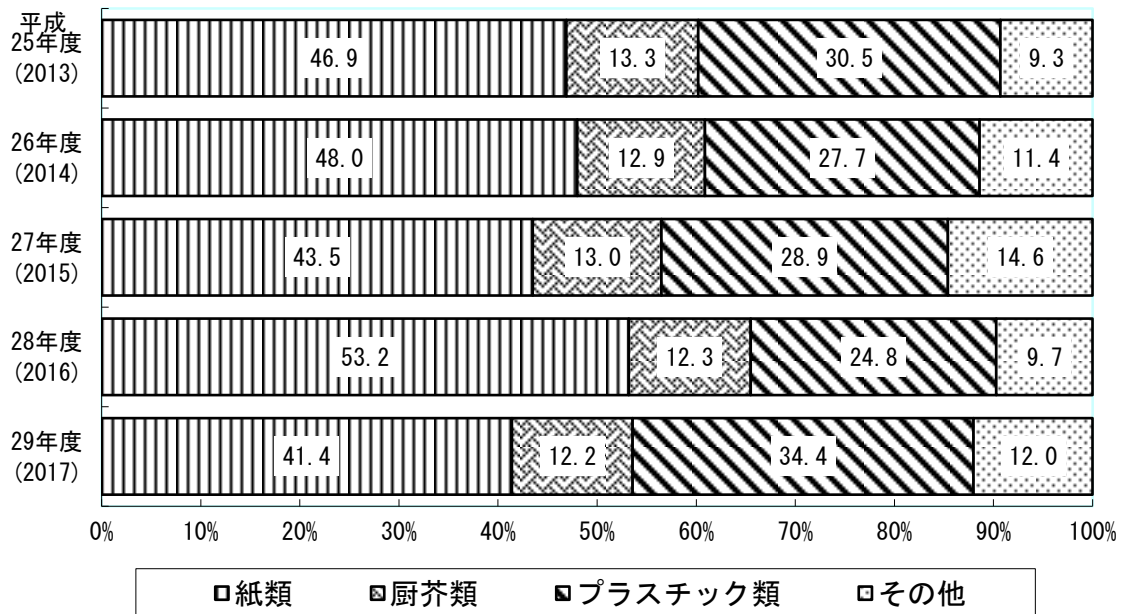


図 4.4.3 可燃ごみのごみ質分析の推移

(5) 一般廃棄物の処理施設

本市で発生した一般廃棄物は、次の施設において処理を行っています。

表 4.4.2 処理内容・施設名・所在地等

①焼却（溶融） 処理施設	施設名	芝園清掃工場
	所在地	習志野市芝園3丁目2番1号
	処理方式	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉
	処理能力(※)	219t/日 (73t/日×3炉)

※平成18(2006)年5月25日に処理能力を軽微変更しました。

②粗大ごみ・資源物・ 不燃ごみ処理施設	施設名	リサイクルプラザ(前処理施設)
	所在地	習志野市芝園3丁目2番2号
	処理方式	破碎及び選別(手選別を含む)
	処理能力(※)	49.65t/5h (粗大15.65t/5h+不燃19.05t/5h +ペットボトル4.85t/5h+ビン・缶10.1t/5h)

※平成21(2009)年8月10日に処理能力を軽微変更しました。

③し尿処理施設

※昭和63(1988)年に操業開始した茜浜衛生処理場は、平成28(2016)年3月31日をもって閉鎖しました。

(平成27(2015)年4月1日より市川市へ処理委託開始)

(6) その他一般廃棄物処理に関する事項

一般廃棄物と併せて、下水道脱水汚泥（※産業廃棄物）を3,906t処理しています。

(7) 処理施設の稼働状況

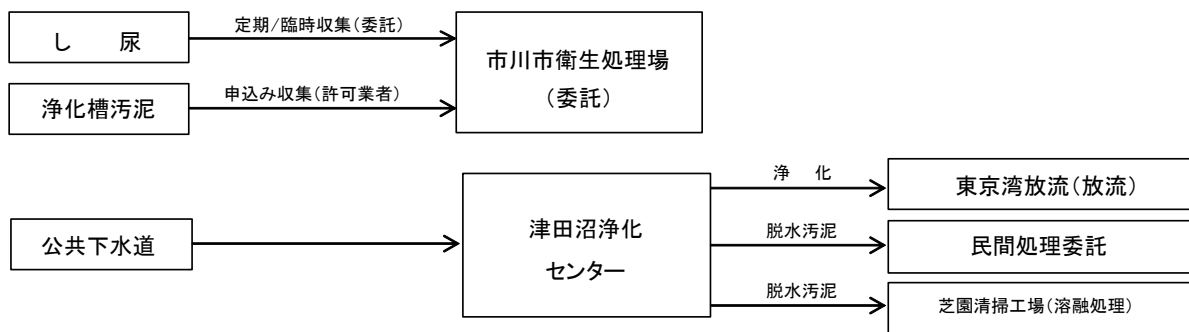
本市では、平成14（2002）年から芝園清掃工場を稼働させ、燃えるごみ及び前処理施設から出た残渣と下水道の脱水汚泥の溶融処理を行い、溶融飛灰については、他県の処分場で埋立てをしています。同工場ではダイオキシン類排出防止対策、ごみを処理する過程で発生する熱エネルギーの活用（施設内）、溶融生成物（スラグ・メタル）の再資源化を行っています。

芝園清掃工場における平成29（2017）年度の排ガスのダイオキシン類測定調査結果は、1号炉0.00095ng-※TEQ/m<sup>3</sup>N、2号炉0.0016ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、3号炉0.0018ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nであり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で定められた平成14（2002）年12月1日からの排出基準（0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）を下回っています。なお、厚生労働省が示す「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に運転指標として示されている燃焼管理等によって運転し、更なるダイオキシン類の削減策に努めています。

4.4.3. し尿処理の現況

本市のし尿は、公共下水道の普及による汲み取り量の減少から、平成8（1996）年度より全量を民間に委託し、収集しています。一方、浄化槽汚泥は、市の許可業者が市民等の申込みにより収集しています。

収集後のし尿及び浄化槽汚泥については、平成26（2014）年度までは茜浜衛生処理場において処理を行っていましたが、平成27（2015）年度からは市川市に委託して処理を行っています。



※し尿・浄化槽汚泥の処理等について、

平成27（2015）年3月31日までは茜浜衛生処理場で実施。

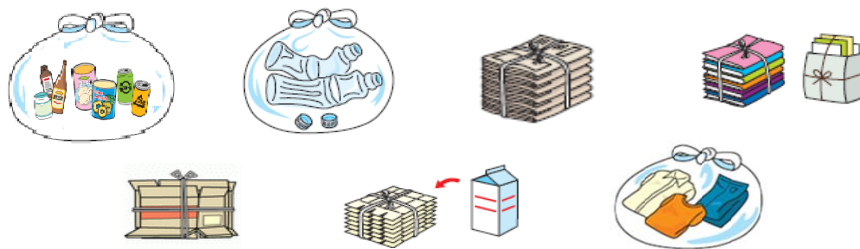
図 4.4.4 し尿処理の現況

#### 4.4.4. 資源循環型社会の形成

平成24(2012)年5月に策定した「一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」に基づき、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5か年の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示し、整備する施設の種類の種類、規模等の概要をまとめた「循環型社会形成推進地域計画」を平成24(2012)年12月に策定しました。同計画に基づき、平成25(2013)年度に芝園清掃工場の設備診断を実施し、「芝園清掃工場長寿命化計画」を策定しました。そして、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度にかけて、芝園清掃工場の老朽化対策事業を実施し、平成29(2017)年度から芝園清掃工場の延命化対策事業を実施しています。

##### (1) 集積所の資源物収集

ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、古着類に分別し、週1回「資源物収集日」に収集しています。このほか食品用白色発泡トレイや使用済み小型家電を公民館などで拠点回収し、循環型社会の形成を図っています。



##### (2) 使用済み小型家電のボックス回収

小型家電に含まれる希少金属(レアメタル)など資源の有効活用を目的に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、本市においても市内10か所の公共施設に設置した専用のボックスで回収を行っています。平成30(2018)年3月からは、東京オリンピック・パラリンピック協議大会組織委員会が実施する「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加しています。なお、小型家電はこれまでどおり、集積所に燃えないごみとして出すことも可能となっています。



##### <対象品目>

電話、ラジオ、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、小型電子機器、家庭用医療機器、理容用機器、電灯、時計、ゲーム機器、カーナビ、これら付属品など小型家電15品目で投入口(縦15cm、横30cm)に収まるもの。

＜回収ボックス設置場所＞

市役所庁舎 GF エントランスホール、習志野市リサイクルプラザ、市民課連絡所  
 （東部・西部・JR 津田沼駅南口）、公民館（菊田・大久保・実花・袖ヶ浦・谷津）  
 ※平成 30（2018）年度より、市役所庁舎 GF エントランスホールから市役所庁舎 1F  
 メイン入口横へ移転しています。

(3) 有価物回収運動奨励事業

アルミ缶、スチール缶、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、古着類、再利用ビン、雑ビン、カレットを有価物として分別回収した町会・PTA 等登録団体に対し、1kg あたり 4 円の奨励金を交付しています。また、回収事業者に対し、制度の安定を図るため 1kg あたり 4 円の補助金を交付しています。

(4) 廃棄物の抑制・啓発事業

3R 推進のため、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布、地区別収集カレンダー等のホームページへの掲載、環境美化推進員講習会における 3R 啓発品の配布を行いました。また、連合町会長等 18 名で組織された「習志野市をきれいにする会」とともに、清掃事業の円滑な推進及び市民の清掃思想の普及を図りました。

(5) 事業系一般廃棄物の減量対策

「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（平成 5（1993）年 12 月制定）に基づき、事業系一般廃棄物の減量及び資源化促進を図るため、多量排出事業所（床面積合計 1,000 m<sup>2</sup>以上かつ事業系一般廃棄物排出量 1 日平均 50kg 以上）に対し減量化・資源化計画書等の提出を求め、指導を実施しています。

(6) リサイクルプラザ啓発事業

① リサイクルプラザ見学等

ごみとリサイクルの現状などの啓発事業を実施しました。

来場者総数：8,785 名（見学者数 8,257 名、利用者数 528 名）

② イベントへの参加及び再生品の販売

家庭内不用品のリサイクル活用として、再生品の販売を行うとともにごみの減量と 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する各種イベントに参加し、再生品を提供しました。

再生品販売数：1,593 点      再生品提供数：140 点

③ リサイクル体験教室（22 回開催）

参加者総数：253 名（古布ぞうり作り、靴下で作るぬいぐるみ、ガラス細工他）

④ リサイクル品情報サービス

不用品に関する情報交換の場を提供し、有効活用の普及を図りました。

登録件数：29 件（「ゆずります」21 件、「ゆずってください」8 件）

(7) 習志野市まちをきれいにする行動計画に基づく実施内容

(通称) 習志野市まちをきれいにする条例に基づき「習志野市まちをきれいにする行動計画」を毎年度策定し、平成29(2017)年度は次の施策を実施しました。

① 歩きたばこ・ポイ捨て防止啓発用シートの路面貼付

場所：市内各駅周辺等

② 歩きたばこ・ポイ捨て防止駅周辺街頭キャンペーン

平成29(2017)年10月17日(火)(雨天中止)

JR新習志野駅、谷津駅

平成29(2017)年10月20日(金)(雨天中止)

京成大久保駅、実籾駅

平成29(2017)年10月24日(火) JR津田沼駅、京成津田沼駅、新津田沼駅

③ 近隣16市喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同キャンペーン

市内の大学(千葉工業大学・東邦大学・日本大学)と協働して、喫煙マナー向上・ポイ捨て防止キャンペーンを実施しました。

平成29(2017)年10月17日(火) 実籾駅

平成29(2017)年10月25日(水) JR津田沼駅、新津田沼駅(雨天中止)

平成29(2017)年10月27日(金) 京成大久保駅

④ 環境美化推進員を対象とした講習会

地域の環境美化活動において、市と町会・自治会の窓口としての役割を担っている環境美化推進員に対して講習会を実施しました。

日時：平成29(2017)年11月7日(火) 午後2時～午後4時

場所：市民会館 参加者：244人

内容：① 習志野市のごみ事情について ② 講演「粋な人生、エコな人生」

⑤ ごみゼロ運動の実施

平成29(2017)年4月24日～平成30(2018)年3月27日の間、市民・教育機関等がごみ拾いを随時実施しました。

参加者：延べ27,410名 総収集量：18,975kg

⑥ ごみの分け方・出し方の周知

3Rの推進を図り、収集日や分別方法などをお知らせするため、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸配布しました。

(8) 不法投棄対策

過去5年間の不法投棄廃棄物は、一般廃棄物から有害物質を含む産業廃棄物まで多種多様であり、それが不法投棄されることにより、様々な環境への悪影響を生じさせています。

ごみ集積所及び公共施設において、不法投棄が多くみられる場所については、禁止看板を設置し、啓発を図るとともに、巡回パトロールを実施し、不法投棄の防止に努めています。





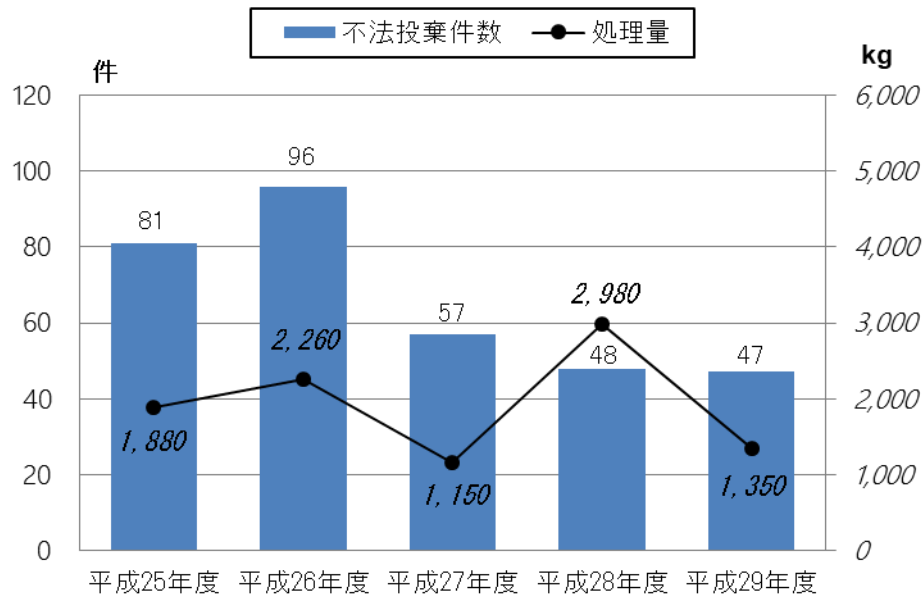


図 4.4.5 不法投棄件数及び処理量の推移

#### 4.4.5. その他の衛生

##### (1) 消毒事業

病虫害の発生源及び成虫の駆除対策として、ごみ集積所や流れの悪い道路の側溝などの消毒を実施しています。

##### (2) 空地に繁茂した雑草の除去に関する指導

火災・犯罪・病虫害の発生防止のため、空地に繁茂した雑草の実態調査とともに、パトロールを行い、土地所有者もしくは、土地管理者に責任ある管理を指導しています。

##### (3) その他の事業

###### ①不良広告物の撤去

環境美化の観点から、パトロールを行い、電柱等に設置してある不動産広告等を違反広告物として簡易除去しています。

###### ②清掃の日

地域の方々が環境美化活動で行った、道路や公園などから排出されたごみの収集運搬を行っています。

## 4.5. 公害の未然防止と苦情相談

### 4.5.1. 環境保全条例の運用

本市では、公害発生 of 未然防止のため、工場等 で使用する金属加工機械や廃液処理施設といった公害の発生源となりうる施設について、条例で\*規制基準を設け、また、このような施設を設ける場合は、事前認可（許可）制をとっています。事業者は、事前に施設の内容を市に申請し、本市はこれを審査し、認可（許可）の可否を決定するとともに、その後も基準を守るよう指導を行っています。

表 4.5.1 工場等設置・変更認可件数内訳

単位：件

年度	平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)	平成28(2016)	平成29(2017)
工場等設置認可件数	18	16	23	20	21
工場等変更認可件数	16	18	25	17	18
合計	34	34	48	37	39

平成 29（2017）年度の認可対象施設を大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動の内容別にみると、空調機や圧縮機といった騒音・振動に係るものが、延べ件数で全体の 8 割以上を占めています。

表 4.5.2 認可内容別延べ件数内訳

単位：件

	大気汚染	悪臭	水質汚濁	騒音	振動	その他	合計
延べ件数	4	3	1	37	31	2	78
割合（%）	5.1	3.8	1.3	47.4	39.7	2.6	100

### 4.5.2. 公害等に係る苦情相談

#### (1) 公害苦情相談の処理体制

公害は相当範囲にわたる複数の者を対象とするものですが、公害紛争処理法では環境法令規制対象外であるものや、今後起こるかもしれない事への不安を公害苦情相談として扱い、公害紛争処理法による処理を進める方向を示しています。

本市も、この方針により苦情相談を行っています。中には内容があまりにも私的で公害とは言えない場合もあります。そのような場合でも、本市としては現地の被害実態を把握まで行う必要があり、苦情相談の処理に係る負担が年々増加しています。

#### (2) 公害苦情相談内容と件数の経年変化

平成 29（2017）年度の苦情件数は 74 件あり、工事に関する苦情が目立ちました。

表 4.5.3 典型7公害種類別苦情件数

単位：件

種類 年度	総苦情 件数	大気汚染 (粉じん含)	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
平成25(2013)	50	6	0	27	2	8	0	0	7
平成26(2014)	89	9	0	56	4	14	0	1	5
平成27(2015)	68	2	0	49	4	8	0	0	5
平成28(2016)	76	8	0	39	10	16	0	0	3
平成29(2017)	74	11	1	37	8	13	0	0	4

典型7公害種類別で見ると、騒音が最も多く全体の半数を占めています。

表 4.5.4 用途地域別苦情発生件数

単位：件

項目 年度	総苦情 件数	典型7公害									典型 7公害 以外
		1種 住専	2種 住専	住居	近隣 商業	商業	準工業	工業・ 工専	調整・ その他	小計	
平成25(2013)	50	17	1	8	0	0	0	1	16	43	7
平成26(2014)	89	33	7	17	2	1	0	0	24	84	5
平成27(2015)	68	24	4	10	1	1	1	4	18	63	5
平成28(2016)	76	30	1	19	2	0	1	0	20	73	3
平成29(2017)	74	27	3	17	0	2	0	0	21	70	4

用途地域では住居地域が全体の半数以上を占め、特に住居専用地域の苦情相談が多くを占めています。

表 4.5.5 近隣公害苦情種類別推移

単位：件

項目	年度	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
スナック等営業音		0	3	5	3	3
ピアノ・楽器の音		2	1	0	2	1
自動車の空ふかし		0	1	1	0	0
物売りなどの拡声器音		1	3	1	0	2
ペットの鳴き声		1	0	0	0	0
冷暖房器具の音		0	0	0	0	1
家庭浄化槽のおいや音		0	0	0	1	0
家庭焼却などの煙		2	1	2	0	2
その他		6	21	12	5	2
計		12	30	21	11	11

近隣公害は11件ありました。これらはいわゆる都市生活型公害で、近隣同士の生活に係る問題であり、当事者同士の話し合いが基本となりますが、近所づきあいが希薄になっていることから、その解決方法を市に求めてくるものです。このような相談に対しては、当事者間の話し合いを前提に状況確認や関係機関との調整を行っています。

## 4.6. 大気

### 4.6.1. 大気汚染の概要

大気汚染は、主に燃料等の燃焼により発生し、人の呼吸器障害等の原因となります。その発生源は、工場等の固定発生源と、自動車などの移動発生源の2つに大別されます。

本市は、隣接する京葉工業地帯の影響を受けています。東京湾臨海部は昭和40年代（1960年代後半）に急激に工業化が進み、大気環境の悪化が見られましたが、以降、工場の排出規制に対する法令や条例が整備されたことで、固定発生源による汚染は改善されてきました。

一方で、近年、特に都市部において、自動車交通量の増加に伴い、排気ガスによる大気汚染が大きな問題となってきました。国は都市部地域を対象として平成13（2001）年に「自動車NOx・PM法」を制定、千葉県は平成15（2003）年に「自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を策定しました。また、平成25（2013）年には2020年度までに、二酸化窒素及び※浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を目標にした「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、対策に取り組んだ結果、浮遊粒子状物質と二酸化窒素の改善が見られます。

### 4.6.2. 大気汚染の現況

大気汚染の常時監視は、下記に示す市内4局で行っています。

表 4.6.1 測定局の概要

設置者	千葉県	習志野市			
測定局名	①鷺沼	②東習志野	③谷津	④秋津	
所在地	鷺沼台 1-591	東習志野 3-4	谷津 3-25	秋津 4-20	
位置づけ	一般環境	一般環境	一般環境	自動車排出ガス	
測定項目	二酸化硫黄	○	○	—	—
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○
	微小粒子状物質	○	—	—	○
	オキシダント	○	—	—	—
	窒素酸化物	○	○	○	○
	炭化水素	○	—	—	—
	風向・風速	○	○	○	○
	温度・湿度	○	○	—	—
	日射量	—	○	—	—
	降水量	—	○	—	—
	酸性雨	—	○	—	—

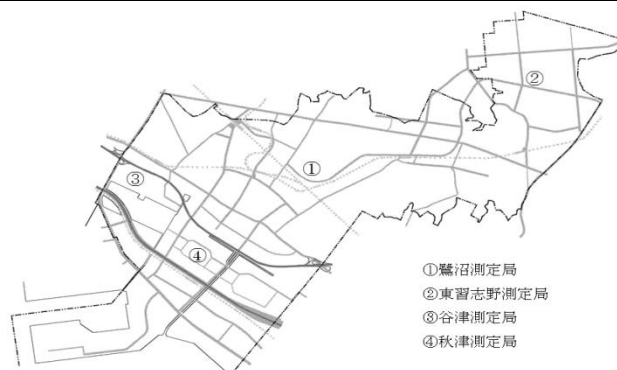


図 4.6.1 大気測定局位置図

4.6.3. 各大気汚染物質の動向

(1) ※硫黄酸化物

習志野市生活環境保全計画では、環境基準の達成を目標としています。本市の二酸化硫黄は昭和49(1974)年度から平成29(2017)年度まで、環境基準を達成しています。

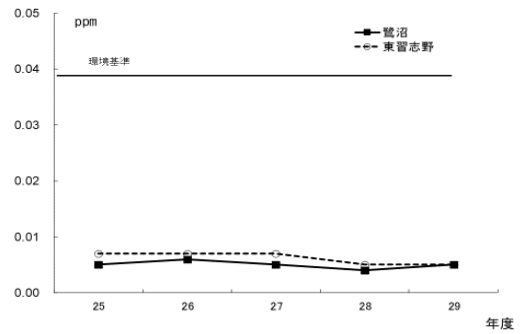


図 4.6.2 二酸化硫黄経年変化

(2) 窒素酸化物

大気中の窒素酸化物は、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)を主体としており、酸性雨及び光化学スモッグの原因物質となります。

本市の二酸化窒素は、平成12(2000)年度より環境基準を全局で達成しています。

しかし、千葉県環境目標値については、秋津測定局は平成25(2013)年度から未達成が続いています。

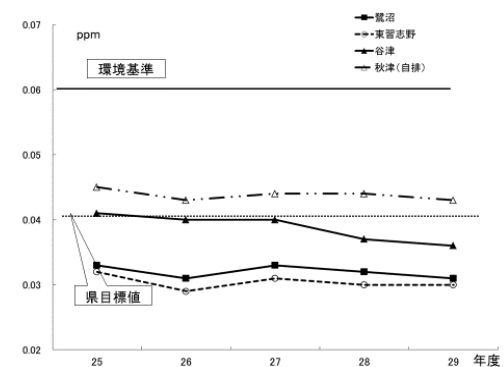


図 4.6.3 二酸化窒素経年変化

(3) ※光化学オキシダント

光化学オキシダントは、光化学スモッグの主要な原因物質です。平成29(2017)年度においては、本市を含む葛南地域で光化学スモッグ注意報が4回発令されました。また、光化学オキシダント濃度は、測定開始以来環境基準を達成できていない状況が続いています。

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径が10μm以下で大気中における沈降速度が小さく、滞留時間が長いいため、気道または肺胞に付着して気管支炎等の呼吸器系障害を引き起こすといわれています。

平成29(2017)年度は環境基準を全局で達成しています。

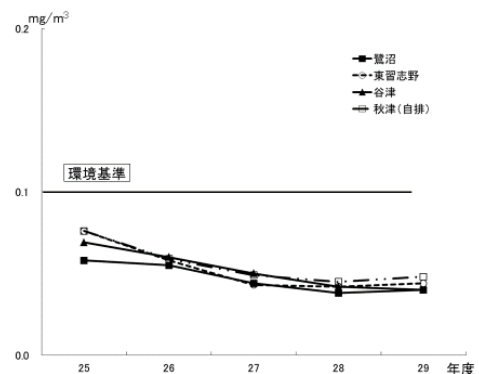


図 4.6.4 浮遊粒子状物質経年変化

(5) 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、粒径が 2.5 μm以下のものをいい、浮遊粒子状物質よりも粒径が更に小さいことから、呼吸器のみならず循環器にも影響があると考えられています。平成 21（2009）年 9 月に環境基準が定められ、その後測定方法の詳細等が決定され、平成 23（2011）年以降、ようやく全国的に順次常時監視測定局が設置され始めました。習志野市内では、平成 24（2012）年 2 月から鷺沼測定局（県設置一般測定局）で、平成 25（2013）年 8 月から秋津測定局（市設置道路沿道測定局）で測定が開始されました。

平成 25（2013）年 2 月、環境省から「注意喚起のための暫定的な指針」が示され、日平均値が 70 μg/m<sup>3</sup>を超えると予想される場合に注意喚起を行うこととされました。千葉県では、平成 25（2013）年 3 月から、午前 5 時、6 時、7 時までの 1 時間値が（日平均値 70 μg/m<sup>3</sup>に対応する 1 時間値）85 μg/m<sup>3</sup>を複数の一般測定局で超えた場合に、午前 9 時を目途に注意喚起を行うこととされ、平成 25（2013）年 11 月 4 日に、この判断基準に基づいて注意喚起が行われました。

その後、平成 25（2013）年 11 月に環境省から「注意喚起のための暫定的な指針に係る判断方法の改善」が示されました。これを受けて千葉県では、平成 25（2013）年 12 月から、県内を 2 地域に分け、各地域内の一般測定局において、午前 5 時から 7 時までの 1 時間値の平均値の中央値が 85 μg/m<sup>3</sup>を超える場合に朝の注意喚起を行うとともに、各地域内の一般測定局において、いずれか 1 局の午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が 80 μg/m<sup>3</sup>を超える場合には昼の注意喚起を行うこととされました。

表 4.6.2 注意喚起のための暫定的な指針（環境省）

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値 ※3	
			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
	日平均値 (μg/m <sup>3</sup> )		5 時～7 時 1 時間値 (μg/m <sup>3</sup> )	5 時～12 時 1 時間値 (μg/m <sup>3</sup> )
II	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85 超	80 超
I	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85 以下	80 以下
(環境基準)	35 以下 ※1			

※1 環境基準は環境基本法第 16 条第 1 項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準 PM2.5 に係る環境基準の短期基準は日平均値 35 μg/m<sup>3</sup>であり、日平均値の年間 98 パーセント値で評価

※2 高感受性者：呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

平成 29（2017）年度の測定結果は下記のとおり、どちらの局とも環境基準を達成しています。

表 4.6.3 微小粒子状物質の測定結果

環境基準	測定局	鷺沼測定局 (一般局)			秋津測定局 (自排局)		
		年平均値	達成	達成	年平均値	達成	達成
15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		11.7	○	達成	11.5	○	達成
日平均値の98%値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		27.3	○		29.8	○	

(6) ※炭化水素類

大気中に存在する炭化水素類の中でも非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質とされています。環境基準は定められていませんが、大気中の濃度が午前6時から午前9時までの平均値で0.20ppmC～0.31ppmCの範囲にあることとされています。

平成 29（2017）年度の午前6時から午前9時における年平均値は、鷺沼測定局で0.14ppmCでした。（自排局の秋津測定局は平成 28（2016）年6月で測定終了）

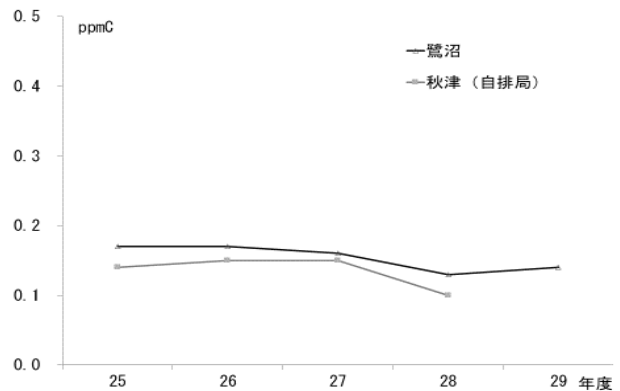


図 4.6.5 非メタン炭化水素経年変化

(7) 酸性雨

酸性雨は、主として化石燃料の燃焼により生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸・硝酸等へ変化し、雨に取り込まれて降下する

※pH5.6以下の降雨のことです。本市では、平成 2（1990）年11月より降雨時の pH 測定を行っています。

平成 29（2017）年度の酸性雨は、年間平均値 pH5.1 であり、ほぼ横ばいで推移しています。

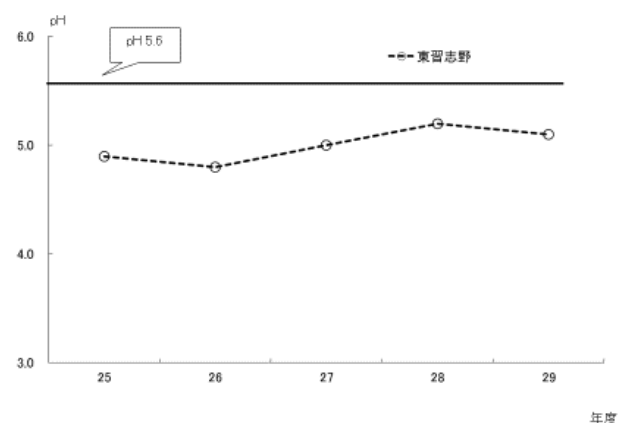


図 4.6.6 酸性雨 pH 年間平均値



#### 4.6.4. 大気汚染防止に関して講じた施策

##### (1) 市の取組

本市では、習志野市環境保全条例による規制を実施し、大気公害発生の未然防止に努めるとともに、千葉県環境保全条例とあわせ※アイドリング・ストップ推進運動を積極的に進めています。

##### (2) 企業指導

市内の工場等には、表 4.6.4 にある※ばい煙発生施設がありますが、これらに対しては、重油から天然ガス等への、硫黄分や※ばいじん量の発生が少ない燃料の使用又は転換を指導しています。

表 4.6.4 習志野市環境保全条例に定めるばい煙発生施設の認定状況

施設名	施設数		施設名	施設数	
	工場	指定作業場		工場	指定作業場
ボイラー	64	115	乾燥炉	16	0
溶解炉	1	0	電気炉	2	0
金属加熱炉	63	0	廃棄物焼却炉	5	0
焼成炉	1	0	鉛溶解炉	0	0
内燃機関	5	58			
総数：330施設（工場157施設、指定作業場173施設）・108事業場					

#### 4.6.5. 光化学スモッグ

光化学スモッグの発生は気象条件に大きく影響され、風が弱く日射が強く、気温が高いときに発生しやすいとされています。防止対策として、法により揮発性有機化合物に関する規制が行われ、一方で光化学オキシダントの発生メカニズムについて、国や県が研究を進めています。

光化学スモッグの監視は県が行い、一定濃度に達すると注意報等を発令します。その内容は、同時に各市町村に周知され、大規模工場・事業場に対しては、燃料使用削減の要請がなされます。

本市は市川市、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市及び浦安市を含めた葛南地域として、千葉県から光化学スモッグ注意報等の発令等を受けます。発令情報は、防災行政用無線、市のホームページ、携帯電話による緊急情報メール、ケーブルテレビ等により迅速に市民へ周知し、健康被害の発生を未然に防止するよう努めています。

表 4.6.5 光化学スモッグの緊急時における発令基準

予報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化する恐れがあると判断されるとき
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき
警報	オキシダント濃度 0.24ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき

表 4.6.6 光化学スモッグ注意報発令状況の年度別推移

単位：日

地域	年度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)
(葛南) 習志野市		7	6	9	0	4
千葉県全域		14	12	15	2	15

表 4.6.7 光化学スモッグによる急性健康障害届出状況

単位：日

地域	年度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)
葛南地域	習志野市	0	0	0	0	0
	その他	0	0	1	0	0
千葉県全域		0	0	1	0	0

## 4.7. 水質

### 4.7.1. 水質汚濁の概要

本市の公共用水域には河川と海域があります。河川については、規模が小さく国や県で定める環境基準が適用されるものではありませんが、習志野市生活環境保全計画では、環境基準に準じた目標を掲げ調査を継続し、習志野市環境保全条例に基づく事業者への指導を通じ水質の浄化を図っています。

### 4.7.2. 水質汚濁の現況

#### (1) 公共用水域の現況

平成 29 (2017) 年度の水質環境調査は、河川 3 地点（八千代都市下水路の「八千代市境」、浜田川 I の「実籾高校下」、浜田川 II の「千葉市境」）、汽水域 2 地点（谷津干潟の「干潟出口」、菊田川下流部の「第七中学校脇」）、海域 1 地点（「茜浜地先」）の 6 地点で、四季（汽水域については、春及び秋のみ）の調査を実施しました。

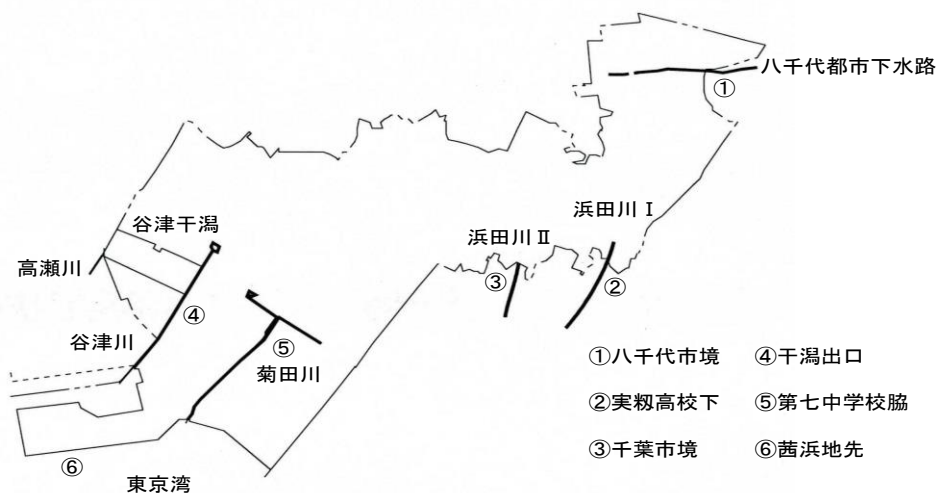


図 4.7.1 水質環境調査地点図

表 4.7.1 平成 29 (2017) 年度 公共用水質調査地点

水 域 名	No.	地点名	所在地
河 川	①	八千代市境	東習志野 7-2
	②	実籾高校下	実籾本郷
	③	千葉市境	屋敷 1-1
河川 (汽水域)	④	干潟出口	秋津 5-16
	⑤	第七中学校脇	香澄 6-1
海 域	⑥	茜浜地先	茜浜 3-6

(2) 河川 (3 地点)

平成 29 (2017) 年度に実施した河川 3 地点の環境調査の結果、\*健康項目については、環境基準を満たしていました。

\*BOD 等の\*生活環境項目については、生活排水による汚染を把握するため調査を行っています。水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量 (以下「BOD」) の年間 75%値は、八千代都市下水路の八千代市境の地点で 10.7 mg/L と、河川で習志野市生活環境保全計画の目標値を達成できておりません。浜田川 I の実籾高校下の地点で 3.1 mg/L、浜田川 II の千葉市境の地点で 3.0 mg/L となっており、目標値を達成しました。水素イオン濃度 (以下「\*pH」)、溶存酸素量 (以下「\*DO」) も、3 地点とも目標を達成しました。また、平成 25 (2013) 年 3 月に生活環境項目に追加された直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (以下「LAS」) についても測定を行いました。これらの結果は、表 4.7.2 のとおりです。

表 4.7.2 平成 29 (2017) 年度 河川の生活環境項目調査結果

水 域	pH	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	LAS (mg/L)
	年平均値	日平均値の 75%値	年平均値	年平均値
生活環境保全計画目標	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	2 以上	-
八千代都市下水路 八千代市境	※3/4	10.7 (未達成)	※4/4	0.035
浜田川 I 実籾高校下	※4/4	3.1 (達成)	※4/4	0.049
浜田川 II 千葉市境	※4/4	3.0 (達成)	※4/4	0.053

※pH と DO は、日平均値で評価するため、(達成数) / (調査数)

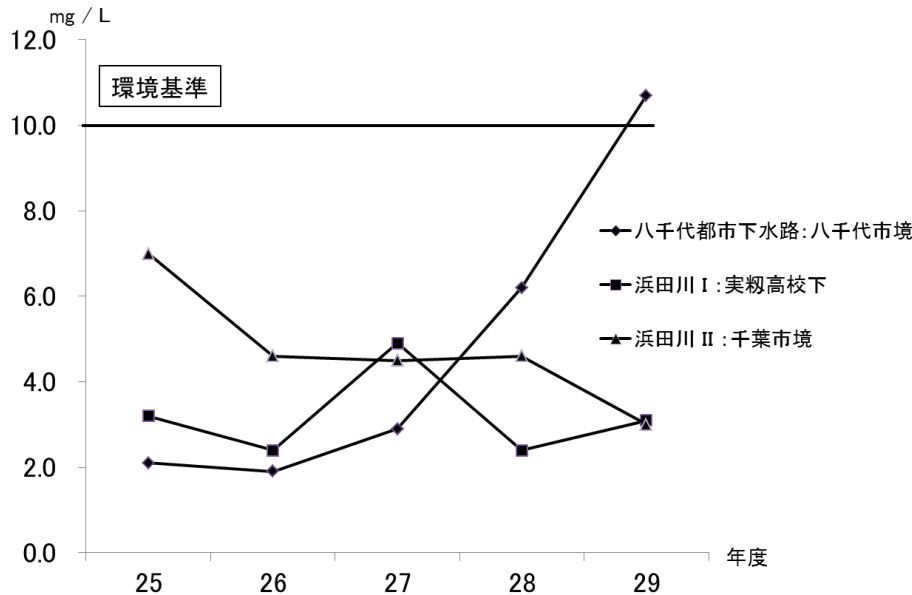


図 4.7.2 河川 3 地点の BOD の経年変化 (75%値)

## (3) 汽水域 (2 地点)

汽水域 2 地点については、習志野市生活環境保全計画の目標値の定めはありません。谷津干潟周辺の水質環境を把握するために調査をしています。

pH 及び<sup>※</sup>COD、DO については、表 4.7.3 のとおりです。また LAS についても測定を行いました。

表 4.7.3 平成 29 (2017) 年度 汽水域の水質

地 点 名	年平均値			
	pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	LAS (mg/L)
干潟出口 (秋津 5-16 地先)	8.3	3.7	9.8	<0.0001
第七中学校脇 (香澄 6-1 地先)	7.9	4.1	6.4	<0.0001

## (4) 海域 (1 地点)

本市の調査地点である茜浜地先は、海域 C 類型、海域 IV 類型及び海域生物 A 類型の環境基準が適用されています。海域 C 類型の調査結果では、COD、DO はともに環境基準を達成していましたが、pH が春季及び夏季に環境基準を未達成でした。

表 4.7.4 平成 29 (2017) 年度 海域 C 類型の環境基準達成状況

地点	環境基準 海域 C 類型	pH 7.0 以上 8.3 以下	COD (75%値) 8mg/L 以下	DO 2mg/L 以上
東京湾	茜浜地先	※4/4	5.2 (達成)	※4/4

※pH と DO は、日平均値で評価するため、(達成数) / (調査数)

茜浜地先での栄養塩類についての海域 IV 類型の環境基準の達成状況は、全窒素、全りんともに未達成でした。東京湾全体でも、環境基準が達成されていない状況があることから、今後も監視が必要です。

表 4.7.5 平成 29 (2017) 年度 海域 IV 類型の調査結果

地点	環境基準 海域 IV 類型	全窒素 (1mg/L 以下)	全りん (0.09mg/L 以下)
		年平均値	年平均値
東京湾	茜浜地先	1.07 (未達成)	0.12 (未達成)

海域生物 A 類型の調査では、LAS についても測定を行いました。全亜鉛は環境基準を未達成でしたが、ノニルフェノール、LAS は環境基準を達成しました。

表 4.7.6 平成 29 (2017) 年度 海域生物 A 類型の調査結果

地点	環境基準 海域生物 A 類型	全亜鉛 (0.02 mg/L 以下)	ノニルフェノール (1 mg/L 以下)	LAS (0.01mg/L 以下)
		年平均値	年平均値	年平均値
東京湾	茜浜地先	0.009 (達成)	不検出 (達成)	0.0002 (達成)

#### 4.7.3. 水質汚濁に関して講じた施策

##### (1) 条例に基づく規制

習志野市環境保全条例では、水質汚濁に係る特定施設を有する工場等は、排出水の規制基準が設けられ、本市では排出水の立入調査を実施しています。

平成 29 (2017) 年度は、延べ 30 箇所（工場延べ 21 箇所、指定作業場延べ 9 箇所）に立入調査を行い、違反 1 件に対し、文書指導を行いました。

違反の原因は、排水処理施設の維持管理の不備等によるもので、本市の指導に従い施設管理の見直しを行い、排水が改善されたことを確認しています。

##### (2) 生活排水対策

生活排水に含まれる窒素・りん等の栄養塩類は、東京湾で植物プランクトンの増殖を誘引し、\*赤潮の発生といった 2 次汚濁の発生原因となっています。千葉県では、\*閉鎖性水域である東京湾の水質改善のため、第 8 次総量削減計画により、COD、窒素、りんの削減目標を定め、公共下水道の整備促進などの施策を進めています。

## 4.8. 地質

### 4.8.1. 地下水汚染の概要

地下水は、飲用、農業用水、工業用水等に利用され、私たちにとって貴重な地下資源です。

国は、地下水汚染に対して法規制の整備を進め、水質汚濁防止法に定める地下浸透の規制（平成元（1989）年）、地下水の水質汚濁に係る環境基準の制定（平成9（1997）年）を行いました。

千葉県は、水質汚濁防止法と千葉県環境保全条例により、水質監視及び事業者に対する規制・指導を行っています。本市は、千葉県と協力し、汚染の解明と浄化に取り組んでいます。

習志野市生活環境保全計画では、地下水から環境基準を超える汚染物質が検出されないことを目標としています。

### 4.8.2. 地下水汚染の現況

本市では、昭和61（1986）年度より、※トリクロロエチレン等に係る工場・事業場の立入調査を実施してきました。平成元（1989）年度に屋敷・実籾・新栄地区及び東習志野地区の2か所で環境基準を超える汚染地域があることを確認しました。いずれも工業地域及びその隣接地域でした。その他、狭あいな汚染地域が、市内2地区で確認されています。

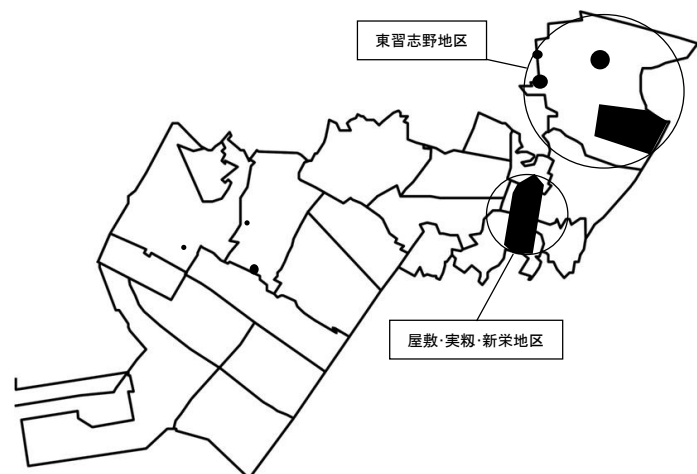


図 4.8.1 地下水汚染地区

これらの地域については、地域に点在する井戸の水質調査や、この地域及び周辺でトリクロロエチレン等を取り扱う事業場の立入調査、地中ガス確認調査などを実施し、汚染が確認された井戸や事業場については、千葉県とともに地下水浄化対策指導を行っています。

トリクロロエチレン等以外の項目については、平成20（2008）年度に東習志野地区で民間井戸へのほう素汚染の拡大が確認されたことから、東習志野地区及びメッキ工場のある屋敷地区でのほう素、※ふっ素を対象に水質調査を行いました。

表 4.8.1 平成 29 (2017) 年度 地下水汚染に係る民間井戸調査結果表

	検査井戸本数			検出井戸本数			基準超過本数		
	トリクロロ エチレン等	ほう素	ふっ素	トリクロロ エチレン等	ほう素	ふっ素	トリクロロ エチレン等	ほう素	ふっ素
東習志野	47	5	1	17	1	1	7	1	0
実籾(本郷)	30	1	1	12	1	1	8	0	1
新栄	2	0	0	1	0	0	0	0	0
屋敷	5	2	0	5	2	0	5	0	0
津田沼	3	-	-	0	-	-	0	-	-
谷津	5	-	-	2	-	-	1	-	-
上記以外	1	-	-	0	-	-	0	-	-
合計	93	8	2	37	4	2	21	1	1

※トリクロロエチレン等は、千葉県（屋敷、芝園各1本）の調査結果を含む。

### 4.8.3. 地下水汚染の原因及び汚染機構の解明調査及び除去対策

#### (1) 屋敷・実籾・新栄地区

本市は平成元（1989）年度に行った地質ボーリング調査の結果を踏まえ、平成 5（1993）年度までに※観測井戸を 12 地点に 36 本設置し、以降の観測結果をもとに汚染源を概ね確認することができました。

汚染除去については、屋敷 4 丁目に曝気方式による地下水浄化施設を設け、平成 7（1995）年度に浄化を開始しました。また、汚染源とされる 2 事業所のうち、一方の事業所が平成 8（1996）年度に地下水浄化施設を設置し、汚染源の土地を取得していたもう一方の事業者が平成 11（1999）年度に地下水浄化施設を設置し、浄化を継続しています。

平成 29（2017）年度は、地区全体で観測井戸 10 か所 29 本及び民間井戸 36 本の水位・水質を測定しました。その結果、浄化は進んでいるものの、地層に複雑に入り込んでいる汚染の解消には、今後も企業指導を含めた除去作業の継続が必要となることがわかっています。

#### (2) 東習志野地区

本市は平成元（1989）年度より民間井戸の水質調査及び事業場等の調査を実施し、2 事業場において表層地層の土壤汚染を確認しました。当該 2 事業場については、工場敷地全体の土壤汚染の状況把握、地下水汚染の確認調査を実施するよう指導し、平成 9（1997）年度から汚染土壤の浄化対策を開始しました。その結果、平成 17（2005）年 2 月に日鉄住金 SG ワイヤ（株）、平成 18（2006）年 8 月に JFE 建材（株）は土壤汚染対策を完了し、引き続き地下水浄化作業を実施しています。

また、JFE 建材（株）跡地については、平成 19（2007）年度よりマンション建設工事が始まりました。地下水汚染の残る区域での工事について、くい打ちによる汚染物質の拡大を防ぐため、千葉県、本市、事業者で協議し、観測井戸を設ける等の



対策をとりながら工事を進めてもらいました。

平成 29（2017）年度も、地区全体の民間井戸 47 本について水位・水質を測定し、汚染源の解明にむけた基礎調査を実施しました。

#### 4.8.4. 土壌汚染の概要

土壌汚染による人への健康被害は、農作物への有害物質の蓄積、大気への有害物質の揮散、地下水の有害物質による汚染等により発生します。習志野市生活環境保全計画では、土壌から環境基準を超える汚染物質が検出されないことを目標としています。

##### (1) 土壌汚染の現況

市街地等についての土壌汚染対策の法規制は、平成 3（1991）年に「土壌汚染に係る環境基準」が定められ、平成 29（2017）年 4 月現在で 29 項目の物質が環境基準に規定されています。次いで平成 15（2003）年には土壌汚染対策法が施行されました。土壌汚染対策法では、水質汚濁防止法に定める有害物質を使用する工場が廃止される際に、土壌汚染調査が義務付けられましたが、その後、法によらない自主調査も行われたことから、これも法の対象として平成 22（2010）年に改正されました。

本市では、昭和 48（1973）年度から平成 11（1999）年度にかけて、農用地や市内の公園を中心に土壌調査を行い、農用地土壌汚染対策地域の指定要件または土壌汚染に係る環境基準を超える地点はありませんでした。また、土壌汚染対策法においては、平成 29（2017）年度末時点で、市域内に土壌汚染対策法に定める「要措置区域（健康被害の恐れがある）」はありませんが、茜浜 1 丁目の一部が「形質変更時要届出区域（健康被害の恐れがなく、除去等の必要が無い）」に区域指定されています。

##### (2) 土壌汚染の防止対策

土壌汚染対策法は千葉県の所管ですが、本市でも情報を収集し、汚染があった場合は、適正な処理を行うよう土地所有者に要請しています。なお、現在操業している工場等について、汚染が地下水まで及んでいる場合は、汚染源を調査し、原因者等に汚染除去等を要請しています。

なお、土地造成等の際に搬入される「土砂」に有害物質が含まれていた場合、土壌汚染の原因となります。このことから、本市では、「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成 11（1999）年 4 月 1 日施行）を制定し、搬入する土砂の土壌分析を義務付けており、平成 29（2017）年度の許可申請は 2 件でした。

#### 4.8.5. 地盤沈下の概要

地盤沈下の主な原因は、主に地下水の採取や※天然ガスかん水の採取といった人為的要因若しくは、地震や自然圧密等の自然的要因またはこれらの要因が複合的に合わされたものと考えられます。

千葉県では、昭和40年代（1970年頃）には人口の増加に伴う地下水の採取や天然ガスかん水の採取により、年間の地盤沈下量が20cmを超える時期もありましたが、地下水採取の削減の法整備や指導及び天然ガスかん水の採取抑制の指導等を行い、沈下量は大幅に減少し、沈静化の傾向にありました。平成23（2011）年度の調査結果に限っては沈下量が例年に比べ大きく、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による自然的要因が大きいと思われるものとなりましたが、平成24（2012）年度においてはほぼ例年通りの傾向となりました。

##### （1）地盤沈下の現況

千葉県では毎年1月1日を基準日として「地盤変動調査」を実施しており、平成29（2017）年1月1日の調査結果では、地盤変動調査精密水準測量を47市町村（※水準点数1,125基、測量面積3,207.9km<sup>2</sup>）で実施しました。本市域では15調査地点（水準点15基）の全地点で沈下はありませんでした。

##### （2）地盤沈下の防止対策

地盤沈下は、一度起こると復元が困難であることから、未然に防止することが重要となります。本市では昭和47（1972）年に「千葉県公害防止条例」、昭和49（1974）年に「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（ビル用水法）の地域指定を受けました。そして、地下水採取量の削減を図るため、規制対象地下水の採取に対しては、地下水の代替となる水源が確保された時点で、全面的に他の水源に転換しました。

この結果、「ビル用水法」の対象事業所については、江戸川を水源とした「東葛工業用水道」への転換がされました。

また、習志野市企業局については、「北千葉広域水道企業団」から供給を受け、年々水源に占める地下水の割合を減少させてきました。更に、ガス供給事業として行っていたガスの採取を中止し、全てのガス井戸を廃止しています。

一方、本市は、習志野市環境保全条例を改正し、法及び千葉県環境保全条例の規制対象外である小規模揚水施設について、平成17（2005）年1月より、法令等より厳しい基準を設け、届出制とする等の規制強化を行いました。

表 4.8.2 関係法令規制内容の対照表

法令名	規制基準		規制対象
	ストレーナーの位置	吐出口面積	
工業用水法	650m以深	6cm <sup>2</sup> (径 2.76 cm) を超え 21cm <sup>2</sup> (径 5.17cm) 以下	工業用水 (工業とは製造業 (物品の加工修理を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう)
ビル用水法	650m以深		冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水 (浴室の床面積の合計が 150 m <sup>2</sup> 以上のもの)
千葉県環境保全条例	650m以深		工業用水法、ビル用水法に規定される用水、水道用水、農業用水、ゴルフ場 (10ha 以上) における散水の用途
習志野市環境保全条例	550m以深	6cm <sup>2</sup> 以下	千葉県環境保全条例に定める用途で、揚水機の定格出力が 0.75kW を超えるもの

## (3) その他の対策

地盤沈下は、地下水位の変動や各地層の圧密現象と密接な関係があるため、これらの観測を行うことが重要です。市内では、東習志野7丁目に深さ180mの地下水位観測井戸を設置しています。また、地層の圧密現象と地下水位とを観測するため、千葉県との共同事業で、藤崎1丁目に深さ145mと235mの2本の井戸を設置しています。

## 4.9. 騒音・振動・悪臭

### 4.9.1. 騒音・振動の概要

騒音の主な発生源は①機械プレス等工場・事業場の操業音やくい打ち等の建設作業音、②自動車による交通騒音、③深夜における飲食店のカラオケ等の深夜営業騒音、④隣家のピアノの音等の近隣生活騒音です。

これらのうち、①と②は公害として法律や条例で規制を設けてあり、③については「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により対策が講じられています。

振動についての揺れの大きさは、騒音と同じくデシベルという単位で表わされます。

公害としての振動発生源は、工場・事業場、建設作業、自動車交通で、多くの場合、騒音とあわせて発生します。これらについても法律及び条例で規制が設けられています。

### 4.9.2. 騒音・振動の現況

#### (1) 道路に面する地域の騒音・振動環境

平成 29 (2017) 年度の道路に面する地域の騒音調査は平成 29 (2017) 年 10 月から平成 30 (2018) 年 2 月にかけて 12 地点で実施し、うち 6 地点では振動調査も実施しました。また、自動車交通量調査は平成 29 (2017) 年 11 月 21 日から 22 日にかけて 13 路線 14 地点で実施しました (調査結果の詳細は資料編 5.7. を参照)。

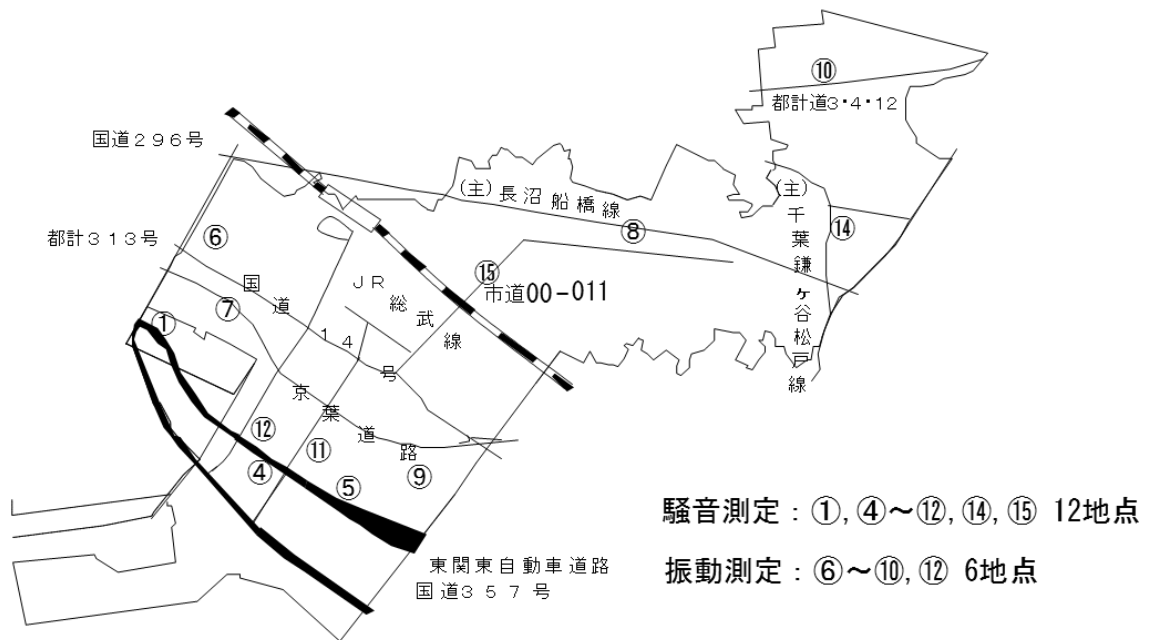


図 4.9.1 道路に面する地域の騒音・振動調査地点

(2) 騒音

習志野市生活環境保全計画では、環境基準を達成することを目標としています。

12地点のうち、昼間・夜間ともに環境基準を超えた地点が2地点、夜間のみ環境基準を超えた地点が2地点ありましたが、要請限度値を超えた地点はありませんでした。

表 4.9.1 道路に面する地域の騒音調査結果

【道路に面する地域の騒音】A地域のうち2車線以上の道路に面する地域(dB)								
時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	60	70	①	東関東・国道357号・船橋都計道	53	⑤	東関東・国道357号	60
夜間	55	65		財務局宿舍南	51		香澄公園	53
昼間	60	70	④	東関東・国道357号	56	⑮	市道00-011	67
夜間	55	65		秋津公園	54		本大久保2丁目2号公園	63
【道路に面する地域の騒音】C地域のうち車線を有する道路に面する地域(dB)								
時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値			
昼間	65	75	⑩	習志野都計道3・4・12	68			
夜間	60	70		企業局第3給水場	63			
【道路に面する地域の騒音】幹線交通を担う道路に近接する空間(dB)								
時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	70	75	⑥	国道296号	67	⑪	習志野都計道3・3・3	65
夜間	65	70		新日鐵住金社宅	67		第7中学校西側	61
昼間	70	75	⑦	国道14号	69	⑫	都計道3・3・2	66
夜間	65	70		浜宿児童遊園	68		秋津公園	62
昼間	70	75	⑧	主要地方道長沼船橋線	66	⑭	主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線	68
夜間	65	70		誉田八幡神社	64		実籾4丁目	65
昼間	70	75	⑨	京葉道路	56			
夜間	65	70		袖ヶ浦汚水中継ポンプ場	54			
【道路に面する地域の騒音】背後地(dB)								
時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	65	75	⑥	国道296号	56	⑧	主要地方道長沼船橋線	53
夜間	60	70		新日鐵住金社宅	56		誉田八幡神社	46

※アンダーラインは環境基準値未達成を示す。昼間は6時～22時を、夜間は22時～6時を示す。

要請限度：指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動が、道路周辺の生活環境を著しく損なうと認められるとき、道路管理者等に改善措置を講じるよう要請することができる限度である。

(3) 面的評価

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23（2011）年法律第105号）」により、道路交通騒音の面的評価業務が平成24（2012）年度に県から市へ移譲されました。

「面的評価」とは、道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示すもので、道路に面する地域での騒音を、道路端から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価します。

市域にある幹線道路（国道、県道、4車線以上の市道）について、5年間のうちに面的評価を終えることとされていることから、平成29（2017）年に、1路線1地点の評価を平成28（2016）年度の実測値を基に、地図データおよび環境省から提供された面的評価システムを使用し作業を実施しました。

表 4.9.2 面的評価結果

路線名	住居等戸数	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
国道14号線	1,607	855	53.2	101	6.3	0	0.0	651	40.5

(4) 振動

振動については、環境基準はなく要請限度が設定されています。習志野市生活環境保全計画では、人が揺れを感じ始める55dB以下であることを目標としています。

平成29（2017）年度においても、全ての調査地点で要請限度を下回っており、また、習志野市生活環境保全計画の目標値も下回っていました。

表 4.9.3 道路に面する地域の振動調査結果

【道路に面する地域の振動】第1種区域(dB)							
時間帯	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	65	⑥	国道296号	51	⑨	京葉道路	47
夜間	60		新日鐵住金社宅	52		袖ヶ浦污水中継ポンプ場	44
昼間	65	⑦	国道14号	44	⑫	習志野都計道3・3・2	45
夜間	60		浜宿児童遊園	42		秋津公園	41
昼間	65	⑧	主要地方道長沼船橋線	45			
夜間	60		誉田八幡神社	41			
【道路に面する地域の振動】第2種区域(dB)							
時間帯	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値			
昼間	70	⑩	習志野都計道3・4・12	46			
夜間	65		企業局第3給水場	42			

(5) 一般地域の騒音

一般地域の騒音 10 地点のうち、昼間・夜間ともに環境基準を超えた地点はありませんでしたが、夜間のみ環境基準を超えた地点が 5 地点ありました。

表 4.9.4 一般地域の騒音環境調査結果

【一般地域の騒音】A地域及びB地域 (dB)							
時間帯	環境基準	No.	調査地点	測定値	No.	調査地点	測定値
昼間	55	①	天津児童遊園	52	⑤	鷺沼城址公園	53
夜間	45			53			46
昼間	55	②	梅林園	46	⑥	菊田公園	52
夜間	45			40			48
昼間	55	③	八幡公園	54	⑦	谷津5丁目公園	48
夜間	45			48			41
昼間	55	④	藤崎4丁目児童遊園	50	⑧	袖ヶ浦4号児童遊園	49
夜間	45			40			49
【一般地域の騒音】C地域 (dB)							
時間帯	環境基準	No.	調査地点	測定値	No.	調査地点	測定値
昼間	60	⑨	東習志野ふれあい広場	55	⑩	実籾1号公園	53
夜間	50			42			46

※アンダーラインは環境基準値超過を示す。

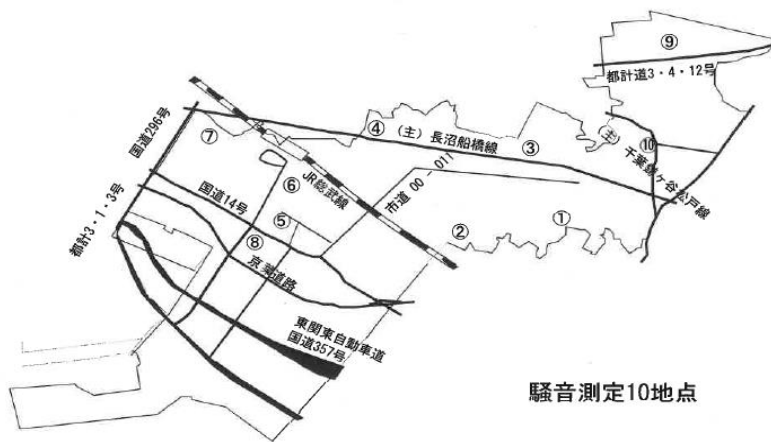


図 4.9.2 一般地域の騒音調査地点

(6) 低周波音

低周波音とは、一般には人の耳に聞こえにくい、波長が長く、周波数の低い空気振動をさします。発生源としては、風車、機械プレス、空調室外機、道路高架橋等があります。特徴としては障害物の影響を受けにくく、遠距離まで伝わることです。また、身体的にも頭痛や不快感等の変調を起こすといわれていますが、因果関係については明確にされていません。低周波音は発生及び影響のメカニズムが複雑であるため、対策については今後とも千葉県環境研究センターと協力して進めていきます。

4.9.3. 騒音・振動に関して講じた施策

(1) 企業指導

本市では習志野市環境保全条例に基づき、工場の設置及び変更認可時において、騒音・振動の適正配置と公害防止対策について技術指導を行っています。また、騒音・振動を伴う作業については「特定建設作業」とし、許可申請時において、作業に伴う騒音・振動の軽減について指導を行っています。

表 4.9.5 平成29(2017)年度習志野市環境保全条例に基づく騒音・振動特定施設認定状況

単位：件

施設の種類	騒音	振動
金属加工機械	1	0
粉砕機	24	24
圧縮機	2	2
送風機	96	
冷凍機	132	96
空調機	467	339
走行クレーン	2	
合計	724	461

習志野市環境保全条例では、ブルドーザー等騒音や振動の原因となる建設機械を使用する工事を特定建設作業と定め、事前に許可申請をすることとし、その際窓口で低騒音・低振動機械の使用及び周辺住民への事前説明等を行うよう指導しています。

表 4.9.6 特定建設作業許可件数の経年状況

単位：件

年度		平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
特定建設作業許可件数		396	418	421	465	496
作業別内訳	くい打機、若しくはくい抜き機を使用する作業	30	32	34	52	53
	びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業	23	20	24	30	16
	さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業	209	225	237	271	261
	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	364	381	392	439	447
	空気圧縮機を使用する作業	5	8	4	8	10
	振動ローラー、タイヤローラー等の締め固め機械及び振動プレート、振動ランマ等の転圧機を使用する作業	207	215	210	213	219
	コンクリートプラントを設けて行う作業又はコンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業	54	82	68	87	114
	電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業	135	123	105	95	96
	動力、火薬もしくは鉄球を使用して建物その他工作物を解体し、又は破壊する作業	141	149	154	194	195
	浚渫作業	0	0	0	0	1
ディーゼルエンジンを使用する作業	23	32	20	29	19	
作業別内訳合計	1,191	1,267	1,248	1,418	1,431	



## (2) 道路騒音・振動対策

平成29(2017)年度の調査結果から、市内の主要道路周辺の騒音状況は、依然厳しい状況下にあります。自動車本体から発生する騒音に、交通量、通行車種、速度、道路構造、沿道土地利用等の各種の要因が複雑に絡みあって自動車騒音として問題になっています。これらの防止対策としては、車両本体の騒音規制、道路構造の改善や交通規制、発生源対策等国や県レベルの対応に期待するところが多いというのが現状です。また、道路交通振動については、道路舗装が悪くなって発生する場合があります。また、道路管理者へ路面の改修を要請し、対策を実施しています。

## 4.9.4. 悪臭の現況

悪臭の多くは、その現象が極めて狭い範囲に限られ、また一過性であることから、騒音等のような環境基準値は定められていません。悪臭の現状は、公害苦情相談という形で表われます。平成29(2017)年度の悪臭に関する公害苦情相談は13件でした。

なお、平成29(2017)年度については、谷津干潟のアオサの枯死及び東京湾の赤潮に起因する悪臭の問い合わせが多数ありましたが、ここではこれらの自然現象を除き、更に現地調査を行ったものを件数として扱いました。

表 4.9.7 本市における年間の悪臭公害苦情受付件数

発生源	年度	単位：件				
		平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
農業		1	0	1	4	5
化学工業		0	0	0	0	0
その他の製造業		0	2	0	0	0
サービス業・その他		0	3	0	2	3
移動発生源		0	0	0	0	0
建設作業現場		3	2	0	0	0
下水用水		1	0	1	1	0
ゴミ集積場		0	0	0	0	0
個人住宅・アパート・寮		1	6	3	1	0
不明		2	1	3	8	5
合計		8	14	8	16	13

#### 4.9.5. 悪臭の防止対策

##### (1) 法及び条例による規制

本市は、習志野市環境保全条例で臭気指数による規制基準を定め、悪臭に関する特定施設を設置する場合に計画段階での事前審査をすることで、悪臭防止をすすめています。また、環境政策課に臭気パネルを配置し、現地調査を行ってより正確な把握に努めています。

表 4.9.8 臭気指数の規制基準値（環境保全条例施行規則、別表第4より抜粋）

地域の区分	許容限度の区分	工場等の敷地の境界線における臭気指数	排水の臭気指数
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、 及び準住居地域 田園住居地域		12	28
近隣商業地域、商業地域、準工業地域 及び用途地域の定めのない地域		13	29
工業地域及び工業専用地域		14	30

気体排出口における許容限度は、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数または臭気排出強度とする。

備考1 「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気強度の算出方法に定める方法とする。

##### (2) 悪臭苦情相談への対応

悪臭の多くが一過性であることから、苦情相談があった場合は現場に赴き、その原因を見つけ出すことが重要になります。その原因は事業活動のみならず、野焼き等の家庭生活を発生源とするものもあり、法や条例の規制外のものが増えています。

##### (3) 東京湾沿岸広域異臭対策

東京湾沿岸地域に、南風に乗って、東京湾方向から広域的なガス臭がすることがあります。原因について、ケミカルタンカーのガスフリーとされていますが、因果関係は明確にされていません。千葉県並びに本市を含む臨海部の10市は、監視体制及び情報の共有化を図っています。本市では、市民等からの情報を迅速に収集し、発生時の追跡調査体制を強化しています。平成29（2017）年度の東京湾沿岸広域異臭の発生は、浦安地域を中心に8回あり、苦情件数は262件ありましたが、習志野市域においては、広域異臭の発生はありませんでした。

## 4.10. 有害化学物質

### 4.10.1. ダイオキシン類

#### (1) 概要

ダイオキシン類の発生源は、物の燃焼過程や化学物質の合成過程等様々です。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下等の毒性があります。習志野市生活環境保全計画では大気、水質、土壌から環境基準を超えるダイオキシン類が検出されないことを目標としています。

#### (2) 調査・監視

国は、ダイオキシン類対策特別措置法にて、大気、水質、水底の底質、土壌の環境基準を定めるとともに、排出基準を定めました。千葉県では、ダイオキシン類常時監視計画を策定し、大気、公共用水域の水質、水底の底質、地下水、土壌の調査を実施しています。平成29(2017)年度においては、千葉県及び20市(本市を含む)がそれぞれ実施し、結果を公表しています。

#### (3) 習志野市における環境調査

##### ①大気

平成29(2017)年度のダイオキシン類大気環境調査は、夏と冬の年2回、市内4地点で実施しました。評価は年平均値で行い、平成11(1999)年度の測定開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

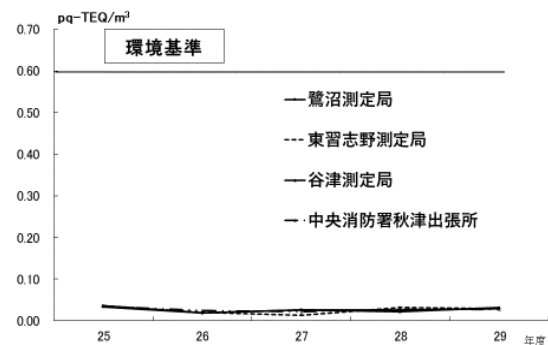


図 4.10.1 ダイオキシン類大気環境調査結果の年平均推移

##### ②水質

平成29(2017)年度は、夏と冬の年2回、市内河川3地点で調査を実施しました。評価は年平均値で行い、平成12(2000)年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

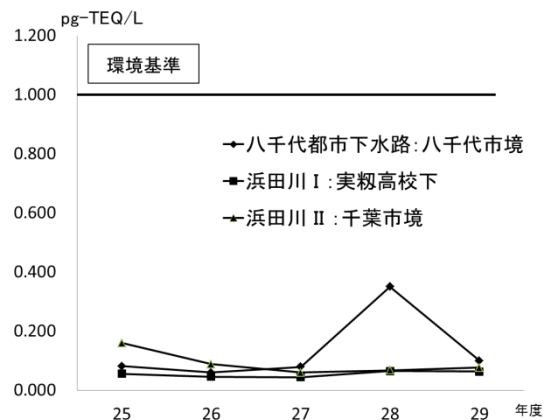


図 4.10.2 ダイオキシン類水質調査の年平均推移

③水底の底質

平成 29 (2017) 年度のダイオキシン類水底の底質調査は、水質調査地点と同じ 3 地点で夏に調査を実施しました。平成 13 (2001) 年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4.10.1 ダイオキシン類水底の底質調査の推移

単位：pg-TEQ/g

調査地点	年度	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
	所在地					
八千代都市下水路：八千代市境	東習志野7-2地先	2.5	2.1	4.0	2.8	4.2
浜田川Ⅰ：実籾高校下	実籾本郷地先	1.3	1.4	13	0.48	0.73
浜田川Ⅱ：千葉市境	屋敷1-1地先	1.3	0.57	0.70	0.50	1.5

環境基準：150pg-TEQ/g

④土壌

土壌調査については、毎年公園の地点を変えて調査しています。平成 29 (2017) 年度は茜浜緑地で調査を実施しました。平成 12 (2000) 年度に調査を開始してから、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4.10.2 ダイオキシン類土壌調査の推移

単位：pg-TEQ/g

年度	調査地点名	住所	結果
平成25 (2013)	藤崎三丁目児童遊園	藤崎3-27	1.7
平成26 (2014)	東習志野ふれあい広場	東習志野8-30	1.0
平成27 (2015)	秋津1号児童公園	秋津1-15-2	1.5
平成28 (2016)	中央公園附属児童公園	本大久保3-666-1	0.22
平成29 (2017)	茜浜緑地	茜浜3-33-1	0.90

環境基準：1000pg-TEQ/g

#### 4.10.2. 旧陸軍習志野学校跡地等の毒ガス弾等調査状況について

##### (1) 旧陸軍習志野学校跡地（泉町2、3丁目）について

環境省は、平成15（2003）年7月に毒ガス弾による被害の未然防止を図るため、全国的なフォローアップ調査を行い、その報告書の中で、泉町2丁目及び3丁目の旧陸軍習志野学校の跡地を「毒ガス弾の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案（A事案）」区域に分類されました。

これを受け、平成15（2003）年度から平成16（2004）年度にかけて国（環境省及び財務省）は、当該地域の毒ガス関連物質及び不審物調査を実施した結果、毒ガス関連物質及び不審物は確認されず、「現状においては日常生活を行う上で危険性はない。」とされました。

しかし、この調査時期に建築物等が存在していたことで、調査が不可能であった区域や調査が終了している区域において、今後掘削等を伴う土地改変を実施する場合について、国が「土地改変指針」を定め、建物等の解体や掘削等の土地改変時に、土地所有者等の要望を受け、環境省により環境調査を進めることとしました。

平成21（2009）年および平成24（2012）年において、これに該当する調査が行われ、民有地から「\*あか筒の可能性のある物体」が発見されました。

本市では、泉町2丁目及び3丁目の土地所有者及び土地改変事業者に、環境省の本調査制度の周知を図るため、環境省リーフレット等を配布し、土地改変指針のPRに務めています。

##### (2) 陸上自衛隊習志野演習場（八千代市、船橋市の市域）について

平成17（2005）年4月、新たに「陸上自衛隊習志野演習場」が「A事案」に追加されました。

これを受け、防衛省は平成17（2005）年度から平成19（2007）年度の間、同演習場内の地下水調査、旧陸軍毒ガス訓練地と思われる区域の約17haで、物理探査（レーダー探査及び磁気探査）調査、表層土壌の成分分析を実施しました。更に、物理探査で反応のあった258か所について、掘削による不審物確認調査を実施しましたが、毒ガス関連物質及び不審物は確認されませんでした。

##### (3) 習志野市における旧陸軍毒ガス弾等の関連物質調査について

本市では旧陸軍毒ガス弾等の影響を確認するため、平成17（2005）年度より平成21（2009）年度までの5年間、毒ガスの関連物質であるヒ素について、土壌及び地下水の調査を実施しました。その結果、10か所の土壌のヒ素はすべて不検出で、10本の地下水のヒ素についても、不検出及び環境基準以下の値で、異常値はありませんでした。

### 4.10.3. 放射性物質対策

#### (1) 放射性物質による習志野市の対応について

東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放射性物質が放出され、私たちの生活環境に影響を及ぼし、その範囲は大気にとどまらず、水道水、農産物、食品にまで広がり、市民に不安を与える結果となりました。

本市では、放射性物質の影響から市民を守り、市民の健康と安全・安心な生活環境を確保するため、放射性物質検査等に取り組んでいます。

#### (2) 平成 29 (2017) 年度の取組について

##### ①空間放射線量等調査

市内の空間放射線量状況の変化を監視するため、定期的に公園 16 箇所・市民の広場において定点測定調査を行いました。

結果は、いずれも国の基準値をもとに定めた市の基準値を下回っています。

また、放射性物質が集積する下水処理施設（津田沼浄化センター）における脱水汚泥及びごみ焼却場（芝園清掃工場）における溶融飛灰に含まれる放射性物質量の分析調査を定期的に行いました。

結果は、いずれも国が定めた「埋立て処理基準 1kg 当たり 8,000 ベクレル」を下回っています。

表 4.10.3 習志野市の空間放射線量低減化の基準

	国基準 (特措法 H24 (2012) 年 1 月 1 日施行)	習志野市基準 (H24 (2012) 年 1 月)
校庭・園庭中心	0.23 $\mu$ Sv/時以上 (汚染状況重点調査地域指定要件※1) 測定高さは 50cm~1m。 (環境省ガイドライン※2)	地表高さ 50cm 又は 1m で 0.23 $\mu$ Sv/時以上。  砂場については、地表高さ 5 cm で 0.23 $\mu$ Sv/時以上。
雨水桝等周辺より 線量の高い箇所	高さ 1m で、周辺より 1 $\mu$ Sv/時以上高い 場合は、文科省に報告。(文科省対応方 針※3)	高さ 50cm で 0.23 $\mu$ Sv/時以上とする が、それ未満であっても直上 5cm で 1 $\mu$ Sv/時以上は低減対策を行う。

※1:「汚染廃棄物対策地域の指定の要件を定める省令

平成 23 (2011) 年 12 月 14 日省令第 34 号」第 4 条

※2:「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン

平成 23 (2011) 年 12 月第 1 版 環境省」

※3:「福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応について

平成 23 (2011) 年 10 月 21 日 文部科学省・原子力対策本部」

②内部被ばく

平成 29 (2017) 年度は、国の食品に含まれる放射性物質 (セシウム) の基準値のもと、水道水検査、保育所、こども園の給食事前食材検査及び 1 食丸ごと検査の調査を行いました。結果は、いずれも基準値を下回っています。

その他、市民の皆さんが口にする食品等への不安を解消するため、持ち込み食品等 (自家消費品・流通食品) の放射性物質 (セシウム) 検査を無料で実施しました。

平成 29 (2017) 年度は 2 検体の検査を行った結果、厚生労働省の定めた「スクリーニングレベル 50 ベクレル/kg」を超えた検体はありませんでした。

表 4.10.4 食品に含まれる放射性物質の基準値 (平成 24 (2012) 年 4 月 1 日改定)

放射性セシウムの基準値 (Bq/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

表 4.10.5 主な調査結果 (空間放射線量等・内部被ばく)

調査名		結果
空間放射線量等	① 定点調査 市民の広場と 16 公園(広場、砂場)	高さ 1m 0.05(0.04-0.08)μ Sv/時 50cm 0.05(0.04-0.07)μ Sv/時 5cm 0.05(0.03-0.08)μ Sv/時 砂場 5cm 0.04(0.03-0.06)μ Sv/時
	② 脱水汚泥含有量検査(津田沼浄化センター)	セシウム合計値 不検出-49Bq/kg (埋立処分基準 8000Bq/kg 以下)
	③ 溶融飛灰含有量検査(芝園清掃工場)	セシウム合計値 153-434Bq/kg (埋立処分基準 8000Bq/kg 以下)
	① 水道水含有量検査(習志野市企業局)	ヨウ素、セシウム合計値「不検出」
内部被ばく	② 水道水含有量検査(千葉県水道局)	ヨウ素、セシウム合計値「不検出」
	③ 給食食材検査(5 品目をサンプリング) 翌月予定する保育所、こども園給食食材検査	年間 60 品目「いずれも不検出」
	④ 給食丸ごと検査(5 日分を 1 検体とし検査) 給食 1 食を丸ごとミキシング検査	「いずれも不検出」
	⑤ 市民持込食品等検査 食品・井戸水を対象に、市民の希望により検査	2 検体 (スクリーニングレベル 50Bq/kg 超検体なし)





# 第5部 資料編



地下水調査



## 5. 資料編

## 5.1. 環境行政の推移

## 環境行政の推移(1)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
		S32.11	「騒音防止条例」制定	S33.12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」制定
		34.9	県衛生民生部環境衛生課に「公害係」を設置	37.6	「ばい煙の排出等の規制に関する法律」制定
		38.4	「千葉県公害防止条例」制定 (昭和38年10月施行)		
		38.10	「千葉県公害対策審議会」設置	39.3	総理府に「公害対策推進会議」を設置
		39.9	「ばい煙規制法」に基づく規制地域を指定(習志野市等6市町村)		
		40.3	県衛生部に「公害課」を設置	40.6	「公害防止事業団法」制定
S41.12	京葉港第1次埋立てにより袖ヶ浦地区誕生				
42.7	民生部に公害課を新設 (係員3名)			42.8	「公害対策基本法」制定
43.7	袖ヶ浦に公害課移転			43.6	「大気汚染防止法」及び「騒音規制法」制定
		43.8	「千葉県公害研究所」設置	44.2	「硫酸酸化物に係る環境基準」閣議決定
44.4	公害課に試験所係を設置 (公害係、試験所係)	44.4	「騒音規制法」7市へ事務委任 (習志野・松戸・市川・船橋・柏・千葉・市原)		
〃	「習志野市公害対策審議会条例」制定			44.12	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」制定
〃	「騒音規制法」に基づく政令市となる			45.2	「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定
44.5	「習志野市公害対策審議会」結成			45.4	「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定
		45.3	「千葉県公害防止条例」全面改正	45.6	「公害紛争処理法」制定
45.4	「習志野市公害防止条例」制定			45.12	第64回国会 通称「公害国会」で、公害関係法14法律の制定及び改正 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定(上記14法律の一つ)
45.5	「公害対策専門委員会」結成	45.9	「千葉県公害防止条例施行規則」 (規制基準)制定		
		46.1	「千葉県公害白書」作成	46.5	「騒音に係る環境基準」閣議決定
46.3	公害課3係となる(庶務係、調査規制係、試験研究係)				

環境行政の推移(2)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
				S46. 5	「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(財特法) 制定
				46. 6	「悪臭防止法」制定
				〃	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定
		S46. 7	「千葉県公害防止条例」全面改正	46. 7	環境庁が発足
		〃	「千葉県環境保全条例」制定	〃	「海洋汚染防止法」制定
S46. 11	「14市2町公害担当者会議」発足			46. 9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
46. 12	「習志野市・八千代市公害防止に関する協定」調印	46. 12	「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乗せ条例) 制定		
47. 4	「習志野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全面改正	47. 4	「千葉県水質保全研究所」設置	47. 1	「浮遊粒子状物質に係る環境基準」制定
〃	習志野市内自然環境調査(3か年事業)				
47. 6	光化学スモッグ医療体制確立			47. 6	第1回国連人間環境会議開催(於ストックホルム)
47. 7	「習志野市公害防止条例」一部改正			〃	「自然環境保全法」制定
〃	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」制定				
48. 1	公害課を3係に改組(対策指導係、調査規制係、試験分析係)				
48. 2	「習志野市公害白書」作成	48. 4	「千葉県自然環境保全条例」制定	48. 5	「大気の汚染に係る環境基準」制定
48. 6	日本道路公団へ京葉道路の騒音対策(遮音壁)を陳情	48. 6	「東京湾岸自治体公害対策会議」開催	48. 7	第5次公害防止計画の策定指示(千葉臨海地域等)
				48. 9	「都市緑地保全法」制定
				48. 10	「公害健康被害補償法」制定
				〃	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法) 制定
49. 4	「習志野市公害問題等連絡会議」設置			49. 3	「国立公害研究所」設置
49. 8	市全域が「工業用水法」及び「ビル用水法」の指定地域となる	49. 12	「千葉臨海地域公害防止計画」(昭和49年~昭和53年度) 策定	49. 6	「生産緑地法」制定
50. 5	「悪臭防止法」に基づく政令市となる	50. 5	悪臭防止法に基づく規制地域の指定を制定		
50. 6	第1回習志野市環境週間開催			50. 7	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」制定

環境行政の推移(3)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
S50. 8	工場集団化移転事業として公害防止事業団事業の2号、3号事業を申請(昭和52年度事業)				
51. 2	「習志野市公害防止計画」策定			51. 6	「振動規制法」制定
51. 8	硫黄酸化物*総量規制の地域指定	S51. 8	「硫黄酸化物に係る総量削減計画」及び「総量規制基準等」制定		
52. 10	地盤沈下観測井戸設置(藤崎地区に2本)				
52. 11	振動規制法に基づく政令市となる	52. 11	「振動規制法に基づく規制地域、規制基準等」制定		
52. 12	ビル用水法に基づき、総武線以南の地下水採取が全面禁止				
"	京葉港第2次埋立てにより、秋津、香澄、茜浜、芝園地区誕生	53. 1	国道357号開通	53. 6	「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入)
				53. 7	「二酸化窒素に係る環境基準」改定(0.02ppmを0.04~0.06ppmへ)
		54. 4	二酸化窒素に係る千葉県環境目標値(0.04ppm)を設定		
		"	若松・谷津公害阻止協議会が東京湾岸道路市川・潮来線の建設に係る公害調停を申請	54. 6	「東京湾等のCODに係る総量削減基本方針」策定
54. 9	「習志野市公害防止計画(中期計画)」の見直し				
55. 3	東京湾岸の水質保全のための無リン洗剤使用を市の公共施設に指示するとともに、市民に無リン洗剤使用を要請	55. 4	東京湾に係る「第1次COD総量削減計画」を制定	55. 10	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)発効
		55. 12	「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」制定	55. 11	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)発効
56. 4	公害課を公害センターに改名し、試験分析係を試験研究第一係とする(対策指導係、調査規制係、試験研究第一係)				
56. 5	公害センター庁舎完成				
56. 10	「深夜営業騒音対策連絡会議」設置	57. 2	「千葉県空き缶等対策推進要綱」制定		
57. 3	秋津測定局を設置				
57. 4	東関東自動車道(市川市~千葉市宮野木)供用開始	57. 5	5月30日(ごみゼロ)運動を1都9県で実施	57. 5	ばいじんの排出基準を強化

環境行政の推移(4)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
S57. 6	習志野市公害対策審議会（平川陽三会長）が千葉県環境賞を、東習志野・実花連合町会長が環境庁の環境保全功労賞を受賞	S57. 6	東京湾岸道路建設に係る公害審査会において、公害調停が合意する（申請人は若松・谷津公害阻止協議会、被申請人は建設省、日本道路公団、県企業庁）		
57. 12	習志野市公害防止条例及び同施行規則の一部改正				
58. 3	谷津測定局を設置	58. 4	千葉県「美しいふるさとづくり」運動推進要綱が制定		
58. 8	芝園清掃工場（旧工場）操業開始			S59. 7	「湖沼水質保全特別措置法」制定
59. 6	津田沼浄化センター（終末処理場）が運用開始			59. 8	「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
				59. 9	環境庁が谷津干潟を「バードサンクチュアリ（野鳥の楽園）」として整備する方針を発表
59. 12	習志野市が日本初の自然干潟サンクチュアリ計画の事業主体となること決定			60. 2	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」一部改正
		60. 3	「千葉臨海地域公害防止計画」（昭和59年～昭和63年度）策定		
		61. 3	「ふるさと千葉環境プラン」策定		
61. 4	機構改革で公害センターが2係となる（指導規制係、試験研究係）				
〃	習志野市自然環境調査開始				
62. 1	地内地下水汚染（トリクロロエチレン等）の実態調査3か年事業開始			62. 1	「東京湾等のCODに係る第2次総量削減基本方針」策定
62. 4	習志野緑地第1期事業「香澄公園」供用開始	62. 4	「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」制定		
62. 6	習志野市公害対策審議会（平川陽三会長）が、環境庁の「地球環境保全功労賞」を受賞			62. 10	大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」一部改正
				63. 3	環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」発表
63. 4	習志野緑地第1期事業「秋津運動公園」供用開始			63. 5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（オゾン層保護法）制定
63. 5	習志野市公害防止計画を新たに策定			63. 8	「水質汚濁防止法」一部改正（規制対象事業所として、共同調理場、飲食店等を追加）
63. 9	茜浜衛生処理場操業開始	H1. 1	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」制定		
63. 11	谷津干潟が「国設鳥獣保護区」に指定される	1. 3	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」改正	H 1. 3	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（有害物質としてトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを追加）

環境行政の推移(5)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H1. 6	地下水汚染範囲確定調査開始			H1. 6	「大気汚染防止法」一部改正 (アスベストを特定粉じんとして規制)
1. 8	一般家庭の井戸水質調査開始				
1. 9	地下水汚染原因究明調査開始	H1.12	窒素酸化物に係る冬期暫定対策実施(東京湾岸地域14市町村)		
2. 3	「習志野保健所管内環境行政担当実務者会議」発足	2. 3	「千葉地域公害防止計画」(平成元年～平成3年度)策定		
2. 4	機構改革で公害センターは経済環境部公害センターとなる				
"	東習志野測定局移設(実叡分遣所から東習志野小学校へ)				
"	地下水流動調査開始	2. 5	「千葉県地球環境問題連絡会議」設置	2. 6	「水質汚濁防止法」一部改正 (生活排水対策等を追加)
2.10	「習志野市トリクロロエチレン等地下水汚染等健康調査委員会設置要綱」施行				
2.12	自然環境調査ダイジェスト版「習志野市の自然環境」発行				
3. 3	トリクロロエチレン等地下水汚染健康調査開始	3. 3	「千葉県みどりの基金条例」制定		
"	トリクロロエチレン等地下水汚染健康調査結果判定会議				
"	「習志野市公害防止条例」及び「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正			3. 4	「再生資源の利用の促進に関する法律」(リサイクル法)制定
3. 4	光化学スモッグ広報用防災行政無線遠隔操作システムを公害センターに設置			3. 8	「土壌の汚染に係る環境基準」制定
3.10	公害センターを環境保全センターに名称変更				
"	NHK テレビで「習志野市環境情報システム」について報道				
3.12	「習志野市公害白書」を「習志野市環境白書」に改称	4. 2	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定		
4. 3	公害パトロール車に電気自動車を導入	4. 3	「千葉県環境学習基本方針」策定		
		4. 6	「千葉県環境会議」設置	4. 6	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx削減法)制定
4. 8	ホテルの自生地である実叡町本郷の水田を「実叡自然保護地区」に指定			"	国連環境開発会議(地球サミット)(於リオデジャネイロ)開催
4.11	自衛隊習志野駐屯地航空機騒音調査(習志野市・八千代市合同調査)実施				
5. 3	「習志野市新基本計画」策定	5. 3	「千葉地域公害防止計画」(平成4年～平成8年度)策定	5. 3	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(健康項目15項目の追加等)
5. 6	谷津干潟が「ラムサール条約登録湿地」となる			5. 6	第5回ラムサール条約締約国会議(於釧路市)開催

環境行政の推移(6)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H5. 10	「習志野市地域環境管理計画」(快適ふるさとプラン) 策定			H5. 8	「水質汚濁に係る環境基準」及び「水質汚濁防止法施行令」一部改正(海域の窒素、リンに係る環境基準及び排水基準の設定)
		H5. 11	「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定	5. 11	「環境基本法」制定
		〃	「千葉県地球環境保全行動計画」策定		
		〃	習志野保健所新庁舎開所		
5. 12	「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」制定			5. 12	「アジェンダ 21 行動計画」策定
				〃	「水質汚濁防止法施行令」等一部改正(ジクロロエタン等 13 物質の排水基準を設定)
6. 3	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正				
6. 6	市制施行 40 周年を記念し、エコ・コミュニケーションイヤー'94 実施(6/1~8/31)	6. 6	JR 津田沼駅南口サンベデッキ前広場において「環境の日」の街頭キャンペーンを実施		
	〃 「習志野市環境審議会条例」制定				
	〃 「習志野市公害防止条例」及び「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正				
6. 7	谷津干潟自然観察センター開設				
	〃 「習志野市・八千代市公害防止に関する協定」一部改正				
		6. 8	環境基本法に基づく「千葉県環境審議会」設置	6. 12	「環境基本計画」閣議決定
				7. 2	「東京湾及び大阪湾の全窒素及び全リンに係る環境基準の水域類型の指定について」制定
		7. 3	「千葉県環境基本条例」及び「千葉県環境保全条例」制定		
7. 4	地下水汚染除去対策開始			7. 6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定
		7. 9	「千葉県のごみ減量化行動計画」策定	7. 9	「悪臭防止法施行令」一部改正
7. 10	フロンガス回収開始				
8. 3	第 6 回ラムサール条約締約国会議(於ブリスベン市)に習志野市長が出席				
8. 4	機構改革で環境部を設置 環境調整課、公園緑地課を新設 清掃課、リサイクル推進課、環境保全センターを各部より移管 環境保全センターに自然保護係を設置				
	〃 リサイクルプラザ(粗大ごみ処理施設棟) 操業開始				
	〃 ペットボトル再資源化開始				
8. 6	リサイクルプラザ(再生施設棟) オープン	8. 6	習志野文化ホールで、「美しいふるさとづくり運動推進県民大会」を開催	8. 5	「大気汚染防止法」一部改正
				8. 6	「水質汚濁防止法」一部改正
		9. 3	「千葉県環境保全率先行動計画～ちば新時代エコ・オフィスプラン～」策定	9. 3	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」制定
9. 4	実籾自然保護地区自然調査開始				



環境行政の推移(7)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H9. 6	6月10日を「谷津干潟の日」と宣言			H9. 6	「環境影響評価法」制定
				〃	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正
9. 7	東京湾でタンカー座礁による原油流出事故	H9. 7	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」制定		
9. 9	ダイオキシン対策として、市内公共施設の小型焼却炉を廃止			H9. 8	「ダイオキシン対策に関する五ヶ年計画」公表
〃	全小学4年生に、リサイクルプラザ・谷津干潟自然観察センター等を利用した環境教育を実施			9. 9	「第1回ダイオキシン類総合調査検討会」開催
9.12	窒素酸化物を除去する酸化チタンインターロッキングブロックを歩道に一部使用開始(津田沼1丁目、市道00-003号)			9.12	気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)開催
10. 2	「千葉県習志野市、日本およびクイーンズランド州ブリスベン市、オーストラリア両市に於ける谷津干潟およびブーンドル・ウェットランド湿地提携に関する協定」締結	10. 2	「千葉地域公害防止計画」策定(平成9年～平成13年度)		
10. 4	機構改革で環境部にクリーン推進課とクリーンセンターを新設			10. 6	「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)制定
		10. 6	「千葉県環境影響評価条例」制定	10. 6	「地球温暖化対策推進大綱」策定
10. 7	「習志野市環境保全率先行動計画検討会」設置	10. 7	「千葉県ダイオキシン類対策取組方針」策定		
		10. 8	「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」制定	10.10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
10.11	市内小型焼却炉実態調査開始(H11年2月まで)				
		11. 1	「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」策定		
11. 2	「習志野エコオフィスプラン」策定				
11. 3	「習志野市とブリスベン市の湿地提携に関する第1次5か年計画」調印				
11. 4	「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」制定	11. 4	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」一部改正		
		11. 6	「千葉県レッドデータブック植物編」公表	11. 7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定
11. 9	「習志野市環境基本条例」制定			〃	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
〃	「習志野市公害防止条例」一部改正				
12. 2	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正	12. 1	千葉県環境研究所 ISO14001 認証取得		

環境行政の推移(8)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H12. 3	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正	H12. 3	「ちば21ごみゼロプラン」(第二次千葉県ごみの減量化と再資源化を進める基本方針)策定 「騒音規制法第17条第1項」の規定に基づく指定地域内における区域を制定	H12. 3	「振動規制法施行規則の一部を改正する総理府令」制定
		12. 4	鳥獣飼養許可及びヤマドリの販売許可の権限を市町村に委譲		
		12. 5	「千葉県レッドデータブック動物編」公表	12. 6	「循環型社会形成推進基本法」制定
		12. 12	「千葉県地球温暖化防止計画」策定	13. 1	環境省発足
13. 4	環境部に自然保護課を設置			13. 3	「悪臭防止法施行規則」一部改正
		13. 5	「千葉県レッドデータブック-普及版-」公表	13. 4	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」一部改正
13. 6	環境部に天然ガス車を配備	13. 6	「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」策定	13. 6	「排水基準を定める環境省令」一部改正(ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の追加) 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」制定 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」制定 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定
13. 10	第5回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議(於習志野市)開催「谷津干潟宣言」を採択 天然ガス専用ガススタンド「東習志野*エコ・ステーション」オープン	14. 3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」制定 「東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領」策定	13. 11	「水質汚濁防止法施行令」及び「水質汚濁防止法施行規則」一部改正
14. 6	習志野市・プリズベン市の小学校間で、インターネットを利用して、湿地及び水鳥の情報交換を行うために、「教育交流覚書」を交換	14. 7	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」制定	14. 7	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)制定 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が改正され、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」制定

環境行政の推移(9)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H14.10	谷津パラ園に「日本の皇室・世界の王室展示コーナー」を設置	H14.10	「千葉県資源循環型社会づくり計画」策定		
14.11	芝園清掃工場(新工場)稼働開始				
"	「習志野市名木百選」において75本を選定				
14.12	「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例」制定			H14.12	燃料電池自動車を政府が導入
15.1	中国・韓国・日本(習志野市)の子どもたちが湿地に関する情報交換をする「子ども湿地交流 in 習志野」を開催			15.1	「自然再生推進法」制定
		15.3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」一部改正(猶予期間を12年とする車両の拡大)	15.2	「土壌汚染対策法」制定
		"	「千葉県特定鳥獣保護管理計画」策定		
		"	「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」制定		
		15.4	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定		
15.6	粗大ごみ収集のメール申込み開始				
"	谷津干潟ラムサール条約登録10周年となる				
15.7	市立大久保保育所所庭の毒ガス成分土壌調査	15.7	「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定	15.7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
15.10	「千葉県習志野市、日本およびクイーンズランド州ブリスベン市、オーストラリア両市における、谷津干潟およびブーンドル・ウェットランド湿地提携に関する協定書のための第2次5か年行動計画」及び「クイーンズランド州教育相及びブリスベン市並びに習志野市教育委員会及び習志野市における教育交流覚書2003年～2006年」調印			15.11	「昭和48年の『旧陸軍毒ガス弾等の全国調査』のフォローアップ調査結果について」公表
				16.2	旧陸軍習志野学校跡地の毒ガス成分調査
				16.3	「ヒートアイランド対策大綱」決定
16.4	「習志野市地球温暖化防止率先行動計画」策定	16.4	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正		
16.6	市制施行50周年記念バラ誕生「ローズ50ならしの」				
16.10	「習志野市公害防止条例」を改正、改称し、「習志野市環境保全条例」制定(小規模揚水施設規制はH17年1月1日施行)				
16.12	クリーンセンターへの自己搬入ごみが全て有料となる	16.12	「三番瀬再生会議」設置		

環境行政の推移(10)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H17. 3	「習志野市環境保全条例施行規則」一部改正 悪臭規制基準（臭気指数規制の導入）改正他 悪臭規制はH17年7月1日施行	H17. 3	「悪臭防止法」に基づく規制基準の改正（臭気指数による規制の導入：平成17年7月1日）	H17. 2	「京都議定書」発効
17. 4	粗大ごみ個別収集が有料となるスプレー缶等を有害ごみとして分別収集			17. 4	環境省及び財務省は、旧陸軍習志野学校跡地の毒ガス問題について、平成15年、平成16年度に実施した環境調査の結果「現状においては日常生活を行う上で危険性が無いことが確認された」と公表 また、土地改変に際しての「土地改変指針」を作成
17. 6	習志野市環境審議会、習志野市廃棄物減量等推進審議会及び習志野市自然保護審議会の3審議会を統合し、新たに環境審議会を設置	17. 6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）施行	17. 6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）施行
		17. 7	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正		
		”	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」一部改正	17. 11	ラムサール条約第9回締約国会議にて、国内のラムサール条約登録湿地が33か所となる
17. 12	アスベスト含有家庭用品を有害ごみとして分別収集			18. 3	「石綿による健康被害の救済に関する法律」制定
18. 6	「地球温暖化防止を考えるつどい」（第1回）開催			18. 4	「第3次環境基本計画」閣議決定
18. 10	教育交流覚書に基づき、クイーンズランド州のアンショウ校生徒、教員訪問団（12名）が習志野市を訪問（10月2日～10月5日）			18. 7	防衛省による陸上自衛隊習志野演習場の毒ガス調査の実施について、八千代市、船橋市、習志野市の合同で住民説明会を開催（会場 八千代市）
		18. 12	「三番瀬再生計画」（基本計画）策定	18. 9	「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」一部改正（石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」を「0.1%を超えて含有するもの」と規制を拡大）
19. 2	「習志野市新エネルギービジョン」策定	19. 2	「三番瀬再生計画」（事業計画）策定		
19. 3	平成18年度末までに、公共施設9施設のアスベストを撤去	19. 3	「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」、「手賀沼に係る湖沼水質保全計画」（第5期：平成18年～平成22年）策定		
”	「習志野市環境基本計画」 「習志野市緑の基本計画」策定				
”	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」改定				

環境行政の推移(11)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H19. 4	谷津干潟自然観察センター指定管理者制度を導入				
19. 6	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第2回)開催	H19. 6	東京湾に係る「第6次COD総量削減計画」策定		
		19. 9	「千葉県環境学習基本方針」全面改正		
		19. 10	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」制定	H19. 10	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収・破壊法)一部改正
		20. 3	「生物多様性ちば県戦略」策定	19. 12	防衛省は、「習志野演習場における旧陸軍毒ガスの環境調査」が終了したと、八千代市、船橋市、習志野市の合同住民説明会で報告(会場 八千代市)
		〃	「千葉県環境基本計画」策定		
		〃	「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」制定		
20. 4	機構改革により、自然保護課を環境政策課に改編			20. 5	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)一部改正
				20. 7	第34回主要国首脳会議(北海道洞爺湖サミット)開催
20. 9	2008 習志野市市民環境大学～3大学連携講座～開校	20. 9	「第7次千葉県廃棄物処理計画」(～平成22年度)策定	20. 10	国指定谷津鳥獣保護区の更新及び同谷津特別保護地区の指定
20. 11	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第3回)開催				
21. 3	「習志野市生活環境保全計画」策定				
21. 6	「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」策定				
21. 7	「千葉県習志野市とオーストラリア・クイーンズランド州ブリスベン市の谷津干潟およびブーンデル・ウエットランド湿地提携に関する協定第3次5か年行動計画」調印			21. 7	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」制定
21. 9	2009 習志野市市民環境大学～3大学連携講座～開校				
21. 10	「習志野市地球温暖化防止実行計画」策定				
21. 11	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第4回)開催			21. 12	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)及び京都議定書第5回締約国会合(CMP5)(於コペンハーゲン)開催
				22. 3	「地球温暖化対策基本法案」閣議決定
				〃	「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ～環境大臣試案～」公表
22. 9	2010 習志野市市民環境大学～3大学連携講座～開校			22. 9	平成22年度国指定谷津鳥獣保護区保全事業計画策定等業務の開始
				22. 10	※生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)(於名古屋市)開催

環境行政の推移(12)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H22. 12	習志野市市民環境大学 ～3 大学連携講座～閉校				
"	「地球温暖化防止を考えるつどい」 (第5回)開催(平成18年から平成22年まで5年連続で開催)			H23. 2	平成22年度国指定谷津鳥獣保護区保全事業計画策定等業務に係る事業説明会開催
23. 3	11日、東日本大震災発生、習志野市は震度5強を計測 特に国道14号以南では液状化現象による甚大な被害を受ける	H23. 3	「第8次千葉県廃棄物処理計画」策定		
23. 5	福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染対策として「習志野市放射能等対策委員会」設置	23. 7	「千葉県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付事業」開始	23. 11	気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)及び京都議定書第7回締約国会合(CMP7)(於ダーバン)開催
24. 3	天然ガス専用ガススタンド 「東習志野エコ・ステーション」閉鎖			24. 3	「国指定谷津鳥獣保護区保全事業計画書」策定
24. 5	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」改訂			24. 7	ラムサール条約第11回締約国会議にて、国内のラムサール条約登録湿地が46か所となる
24. 10	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議(於習志野市)開催 (主催:那覇市)			24. 10	環境税を導入
25. 4	谷津バラ園指定管理者制度を導入	25. 3	「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」作成	25. 4	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行
25. 6	谷津干潟のラムサール条約登録20周年を記念し、「谷津干潟の日」開催				
25. 8	平成25年度ラムサール条約登録20周年記念・谷津干潟の日事業 第2弾「8・24 愛で包もう谷津干潟」開催				
25. 10	平成25年度ラムサール条約登録20周年記念・谷津干潟の日事業 第3弾「アオサについて考える集い」開催	25. 11	千葉県内にてPM2.5注意喚起発令	25. 11	気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)及び京都議定書第9回締約国会合(CMP9)(於ワルシャワ)開催 政府が2020年の温室効果ガス削減目標を「2005年比3.8%減」とすることを発表
26. 3	芝園清掃工場設備診断及び長寿命化計画策定				
26. 6	芝園清掃工場緊急対策委託実施(平成26～28年度3カ年継続事業)				
27. 2	市内10カ所の公共施設にて使用済小型家電のボックス回収を開始				
27. 3	し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する基本協定の締結(4月より市川市に処理委託開始)				
27. 3	「習志野市緑の基本計画」改定				
27. 3	市制施行60周年記念サクラ植樹式				

環境行政の推移(13)

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
				H27. 7	日本は約束草案にて 2030 年度に 2013 年度比で 26%温室効果ガスを削減する目標を掲げた
				27. 12	気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) にてパリ協定が採択 2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み 歴史上はじめて、全ての国が参加する公平な合意
H28. 3	茜浜衛生処理場閉鎖 「習志野市放射能等対策委員会」廃止				
28. 4	谷津奏の杜公園供用開始			28. 5	地球温暖化対策計画を閣議決定
		H28. 9	千葉県地球温暖化対策実行計画策定		
29. 2	「千葉県習志野市およびクイーンズランド州ブリスベン市における谷津干潟ならびにブーンデル湿地提携協定書 長期実施計画」調印				
29. 5	森林公園の池、初の水抜き外来生物駆除作業				
29. 6	芝園清掃工場延命化対策委託(第 1 期)実施				
		30. 3	千葉県災害廃棄物処理計画策定		

## 5.2. 廃棄物処理

表 5.2.1 一般廃棄物処理基本計画(平成24(2012)年5月策定)における実績値及び目標値

区 分	単 位	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	2021年度
		中間目標	実績値	計画目標
1人1日あたりのごみ総排出量 ※1	g/人・日	931	884	882
再生利用率 ※2	—	30%以上	25.0%	31%以上
最終処分量	t/年	1,499	1,581	1,416

※1 ごみ総排出量÷常住人口÷365日

※2 再資源化量÷ごみ総排出量×100

表 5.2.2 区分別排出量

単位：t

年度	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	小計	団体回収	脱水汚泥(生活排水)	合計
平成25(2013)	43,854	1,410	3,171	120	5,412	53,967	3,410	4,324	61,701
平成26(2014)	43,759	1,432	3,067	127	5,223	53,608	3,269	4,356	61,233
平成27(2015)	44,134	1,335	2,774	109	5,160	53,512	2,897	3,911	60,320
平成28(2016)	43,870	1,241	2,513	108	4,996	52,728	2,677	3,856	59,261
平成29(2017)	44,430	1,193	2,430	104	4,966	53,123	2,486	3,906	59,515

※小数点以下の関係で差異が生じます。



表 5.2.3 処理量の年度別推移

単位：t 右欄は前年度比

年度		平成25(2013)		平成26(2014)		平成27(2015)		平成28(2016)		平成29(2017)		
常住人口(人)		167,153	101%	168,224	101%	169,491	101%	171,876	101%	172,389	100%	
家庭系ごみ	収集	燃えるごみ	30,460	99%	30,349	100%	30,382	100%	30,131	99%	30,055	100%
		燃えないごみ	1,185	101%	1,233	104%	1,183	96%	1,096	93%	1,077	98%
		粗大ごみ	454	105%	364	80%	347	95%	339	98%	352	104%
		有害ごみ	120	95%	127	106%	109	86%	108	99%	104	96%
		資源物 (収集・拠点回収)	5,356	102%	5,170	97%	5,112	99%	4,949	97%	4,918	99%
		資源物 (団体回収)	3,410	98%	3,269	96%	2,897	89%	2,677	92%	2,486	93%
	搬入	燃えるごみ	51	93%	70	137%	38	54%	61	161%	87	143%
		燃えないごみ	26	63%	15	58%	12	80%	28	233%	21	75%
		粗大ごみ	1,096	113%	1,026	94%	1,009	98%	957	95%	911	95%
計		42,158	100%	41,623	99%	41,089	99%	40,346	98%	40,011	99%	
(公共系含む)	燃えるごみ	13,343	101%	13,340	100%	13,714	103%	13,678	100%	14,288	104%	
	燃えないごみ	199	88%	184	92%	140	76%	117	84%	95	81%	
	粗大ごみ	1,621	112%	1,677	103%	1,418	85%	1,217	86%	1,167	96%	
	資源物	56	93%	53	95%	48	91%	47	98%	48	102%	
	計	15,219	102%	15,254	100%	15,320	100%	15,059	98%	15,598	104%	
総排出量 A		57,377	100%	56,877	99%	56,409	99%	55,405	98%	55,609	100%	
再資源化量	選別資源	5,238	104%	4,914	94%	4,832	98%	4,706	97%	4,677	99%	
	団体回収	3,410	98%	3,269	96%	2,897	89%	2,678	92%	2,486	93%	
	メタル・スラグ	7,127	118%	6,085	85%	6,241	103%	5,213	84%	6,754	130%	
	合計 B	15,775	108%	14,268	90%	13,970	98%	12,597	90%	13,917	110%	
再生利用率 B/A		27.5%		25.1%		24.8%		22.7%		25.0%		
あたり一日	家庭系 (団体回収を含む)	691g		678g		664g		643g		636g		
	事業系 (公共系を含む)	249g		248g		248g		240g		248g		
	総排出量	940g		926g		912g		883g		884g		
	家庭系 (資源物を除く)	547g		540g		535g		522g		518g		
に生活 に伴う 排水 処理 量	収集	し尿脱水汚泥等	325	77%	359	110%	48	13%	0	0%	0	0%
		下水道脱水汚泥	3,999	100%	3,997	100%	3,863	97%	3,856	100%	3,906	101%
		合計	4,324	98%	4,356	101%	3,911	90%	3,856	99%	3,906	101%
最終処分量		1,549	103%	1,747	113%	1,660	95%	1,551	93%	1,581	102%	

※常住人口は「千葉県毎月常住人口調査」の年度末の数値

表 5.2.4 資源物回収量の推移

単位：t

年度		平成 25(2013)	平成 26(2014)	平成 27(2015)	平成 28(2016)	平成 29(2017)
資源物回収量	ビン・缶	1,612	1,688	1,670	1,644	1,591
	ペットボトル	579	574	576	585	591
	新聞・チラシ	974	811	733	645	617
	雑誌・雑紙	1,034	951	936	875	903
	ダンボール	1,030	1,027	1,073	1,090	1,102
	飲料用紙パック	17	15	15	16	17
	古着類	166	156	156	140	145
	白色トレイ(拠点回収)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.1
	小型家電(拠点回収)	—	0.3	1	1	1
合計	5,412	5,223	5,160	4,996	4,967	

表 5.2.5 有価物団体回収量の推移

単位：t

年度		平成 25(2013)	平成 26(2014)	平成 27(2015)	平成 28(2016)	平成 29(2017)
有価物団体回収量	アルミ缶	41	39	38	37	36
	スチール缶	16	15	13	12	12
	新聞・チラシ	1,641	1,511	1,284	1,108	973
	雑誌・雑紙	733	724	638	595	558
	ダンボール	733	758	713	730	716
	飲料用紙パック	24	23	23	23	20
	古着類	152	133	121	106	105
	再利用ビン	7	7	6	6	5
	雑ビン	0	0	0	0	0
	カレット	63	59	61	60	62
	合計	3,410	3,269	2,897	2,677	2,486
交付団体数	136	135	136	130	126	
奨励金(千円)	13,635	13,073	11,586	10,698	9,937	

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

表 5.2.6 処理施設の稼働状況

年度	溶融処理量 (t)	溶融生成物量 (t)		発電量 (kWh)	最終処分量 (t) ※
		スラグ	メタル		
平成 25(2013)	55,656.0	6,388.7	737.5	17,634,240	1,549.2
平成 26(2014)	56,116.3	5,429.9	654.9	16,755,840	1,747.0
平成 27(2015)	54,763.5	5,565.7	674.6	17,026,960	1,659.7
平成 28(2016)	53,970.9	4,494.6	718.3	17,141,010	1,550.9
平成 29(2017)	54,936.3	6,040.4	713.9	17,319,930	1,581.0

※最終処分(溶融飛灰)については、平成 16(2004)年度から平成 18(2006)年度は銚子市・秋田県、平成 19(2007)年度は銚子市・秋田県・青森県、平成 20(2008)年度から平成 23(2011)年度は銚子市・秋田県・群馬県、平成 24(2012)年度は秋田県・群馬県、平成 25(2013)年度以降は秋田県・群馬県・山形県で埋立処分しています。

表 5.2.7 ダイオキシン測定結果

年度	排ガス中のダイオキシン濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)				測定年月日		
	1号炉	2号炉	3号炉	平均	1号炉	2号炉	3号炉
平成 25(2013)	0.0011	0.0002	0.0140	0.0051	H25.12.17	H25.10.29	H26. 2.13
平成 26(2014)	0.0004	0.0003	0.0004	0.0004	H26. 7.25	H26.12.17	H26.10.22
平成 27(2015)	0.0065	0.0003	0.0002	0.0023	H27. 7. 7	H27. 9. 4	H27. 9. 3
平成 28(2016)	0.0027	0.0010	0.0028	0.0022	H28.12. 2	H29. 2. 3	H28.11. 2
平成 29(2017)	0.00095	0.0016	0.0018	0.0015	H29. 9. 1	H29. 7.28	H29. 6.30

※規制基準値：0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup> N

表 5.2.8 清掃関係車両保有状況

平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在

所属		内容	車両	台数
クリーンセンター	業務課	ごみ収集	2トンパッカー車	5台
			2トン深ボディーダンプ	3台
			2トン平ボディーダンプ	1台
		環境衛生	軽トラック	2台
			軽ワゴン	1台
		事務連絡、パトロール	ライトバン	1台
	クリーン推進課	スラグ積込作業	ホイルローダー・ 4トン深ボディーダンプ	各1台
			事務連絡、パトロール	ライトバン
			ワゴン・軽トラック	各1台

表 5.2.9 年度別生活排水処理人口の推移

年度	水洗化人口(人)		非水洗化人口(人)		常住人口 e
	公共下水道※1 a	浄化槽※2 b	計画収集※3 c	自家処理 d	
平成 25(2013)	147,436	19,050	667	0	167,153
平成 26(2014)	150,917	17,307	577	0	168,224
平成 27(2015)	155,083	13,874	534	0	169,491
平成 28(2016)	157,983	13,392	501	0	171,876
平成 29(2017)	158,635	13,307	447	0	172,389

※1 水洗化人口(下水道接続済)

※2 常住人口 e - 公共下水道人口 a - 計画収集人口 c

※3 家庭系「手数料台帳」+事業系「収集量÷1.4(L/人/日)」の人数

表 5.2.10 し尿収集量と処理経費の推移

年度	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	総収集量 (kl)	処理経費 (千円)	1kl 当り経費 (円)
平成 25(2013)	747	6,228	6,975	149,150	21,384
平成 26(2014)	668	6,068	6,736	141,076	20,944
平成 27(2015)	638	5,734	6,372	174,975	27,460
平成 28(2016)	569	4,359	4,928	148,329	30,099
平成 29(2017)	608	3,465	4,073	95,442	23,433

※処理経費は、決算事項別明細書よりし尿処理に係る経費を合計した額。(人件費は職員数で按分して算出)

### 5.3. 衛生処理

表 5.3.1 狂犬病予防法に基づく犬の登録数

単位：頭

年度	平成 25(2013)	平成 26(2014)	平成 27(2015)	平成 28(2016)	平成 29(2017)
登録数	6,990	6,979	7,076	6,980	6,784

表 5.3.2 ペット等小動物の死骸処理状況

単位：体

年度	平成 25(2013)	平成 26(2014)	平成 27(2015)	平成 28(2016)	平成 29(2017)
処理数	472	462	519	461	443

表 5.3.3 雑草刈り取り指導状況

単位：件

年度	平成 25(2013)	平成 26(2014)	平成 27(2015)	平成 28(2016)	平成 29(2017)
指導件数	176	266	154	89	116

表 5.3.4 屋外広告物許可状況

単位：枚

年度	平成 25(2013)	平成 26(2014)	平成 27(2015)	平成 28(2016)	平成 29(2017)
広告板等	509	534	513	297	582
電柱類の広告板	1,989	1,702	1,524	1,416	1,322
計	2,498	2,236	2,037	1,713	1,904

表 5.3.5 不良広告物撤去状況

単位：枚

年度	平成 25(2013)	平成 26(2014)	平成 27(2015)	平成 28(2016)	平成 29(2017)
撤去枚数	2,243	2,841	1,306	1,390	1,674

表 5.3.6 道路側溝残土処理状況

年度	平成 25(2013)	平成 26(2014)	平成 27(2015)	平成 28(2016)	平成 29(2017)
実施箇所	126	118	94	49	47
処理量 (kg)	8,400	5,200	3,360	1,720	1,160

表 5.3.7 消毒実施状況

単位：箇所

年度	平成 25(2013)	平成 26(2014)	平成 27(2015)	平成 28(2016)	平成 29(2017)
マンホール	1	5	3	4	1
側溝	72	66	66	66	66

5.4. 気象状況

表 5.4.1 習志野市気象概況年度別一覧表（東習志野測定局）

項目	気温(°C)			湿度(%)		風向(16方位)		風速(m/s)		降水量(mm)			天候(日)			
	最高	最低	平均	最低	平均	最多風向	最多風向率(%)	最高	平均	合計	日最大降水量	時間最大降水量	晴れ	曇り	雨	雪
平成20(2008)	35.6	-2.6	15.4	10	70	NE	11.3	10.5	2.5	1,486	78	33	204	133	28	0
平成21(2009)	32.7	-2.7	15.3	10	72	SW	12.5	14.8	2.6	1,571	91	33	222	109	34	0
平成22(2010)	36.5	-3.4	15.6	10	67	SW	16.9	11.5	2.8	1,404	156	44	239	88	36	2
平成23(2011)	35.4	-4.4	15.2	11	68	SW	15.5	12.3	2.7	1,275	101	32	219	108	37	2
平成24(2012)	34.7	-2.8	15.4	9	66	SW	12.1	12.0	2.7	940	58	35	231	96	36	2
平成25(2013)	39.3	-2.5	15.7	10	64	SW	13.6	10.7	2.7	1,413	213	54	243	77	42	3
平成26(2014)	36.7	-2.3	15.8	10	66	SW	13.9	11.1	2.6	1,226.5	114.5	24.5	198	130	37	0
平成27(2015)	37.7	-1.4	16.4	13	69	SW	13.4	12.5	2.6	1,371.5	98.5	38.5	189	136	40	1
平成28(2016)	37.5	-2.8	16.6	17	69	NNW	10.4	12.1	2.8	1,085	73	31	182	145	36	2
平成29(2017)	36.8	-2.2	16.2	19	71	SW	13.5	10.9	2.7	1,110	108.5	35.5	202	123	39	1

〈平成20(2008)年度から平成29(2017)年度の10年間における記録〉

(降水量)

- ①年間平均降水量<sup>注</sup> 1,327 mm
- ②年間最大降水量 平成21年 1,571 mm
- ③月最大降水量 平成25年10月 486 mm
- ④日最大降水量 平成25年10月16日 213 mm
- ⑤1時間最大降水量 平成25年10月16日6時 54 mm

(気温)

- ①年間平均気温 15.8°C
- ②最高気温 平成25年8月11日14時 39.3°C
- ③最低気温 平成24年2月19日5時 -4.4°C

(風速)

- 最大風速 平成21年3月21日5時 14.8m/s

注)平成24(2012)年度の降水量は、雨量計の故障により37日間分のデータが欠測したため、平成24(2012)年度分を除き平均値算定

表 5.4.2 習志野市気象概況月別一覧表（東習志野測定局）

項目	気温(°C)			湿度(%)		風向(16方位)		風速(m/s)		降水量(mm)			全日射量	天候(日)			
	最高	最低	平均	最低	平均	最多風向	最多風向率(%)	最高	平均	合計	日最大降水量	時間最大降水量	平均日射量(MJ/m <sup>2</sup> )	晴れ	曇り	雨	雪
平成29年4月	25.6	4.9	14.8	24	68	SW	25.8	9.2	3.2	112.5	31.5	8.0	17.78	15	12	3	0
5月	30.7	9.6	20.3	29	73	SW	22.9	6.8	2.7	34.0	24.5	6.5	20.19	16	13	2	0
6月	30.9	15.6	22.3	23	74	SW	12.5	7.6	2.7	25.5	11.5	4.0	17.50	15	11	4	0
7月	34.6	22.0	27.6	37	79	SW	36.6	6.3	2.8	76.5	54.0	29.0	19.70	19	12	0	0
8月	36.8	19.9	26.8	41	83	NE	16.8	8.3	2.8	85.0	37.0	35.5	13.19	7	20	4	0
9月	31.5	16.4	23.2	36	80	NE	16.3	9.0	2.6	160.0	76.0	22.5	12.62	12	12	6	0
10月	29.3	9.7	17.2	32	83	N	21.4	10.9	2.9	373.0	108.5	19.0	8.42	13	8	10	0
11月	22.3	2.7	12.4	30	69	N	17.5	7.5	2.2	50.5	35.0	7.0	9.45	22	6	2	0
12月	16.8	-0.6	6.9	25	57	NNW	20	6.9	2.4	13.5	9.5	5.0	9.66	24	7	0	0
平成30年1月	15.3	-2.2	4.8	21	56	NNW	19.2	7.6	2.6	29.5	17.0	8.0	10.38	23	5	2	1
2月	14.5	-2.1	5.5	19	57	N	14.7	7.1	2.6	9.0	5.5	1.0	12.32	16	11	1	0
3月	23.6	1.9	11.7	21	69	SW	20.3	8.2	3.1	141.0	35.5	10.5	15.29	20	6	5	0
年間	36.8	-2.2	16.2	19	71	SW	13.5	10.9	2.7	1,110.0	108.5	35.5	13.88	202	123	39	1

(降水量)

- ①年間合計降水量 1110.0 mm
- ②月最大降水量 10月 373.0 mm
- ③日最大降水量 10月29日 108.5 mm
- ④1時間最大降水 8月6日19時 35.5 mm

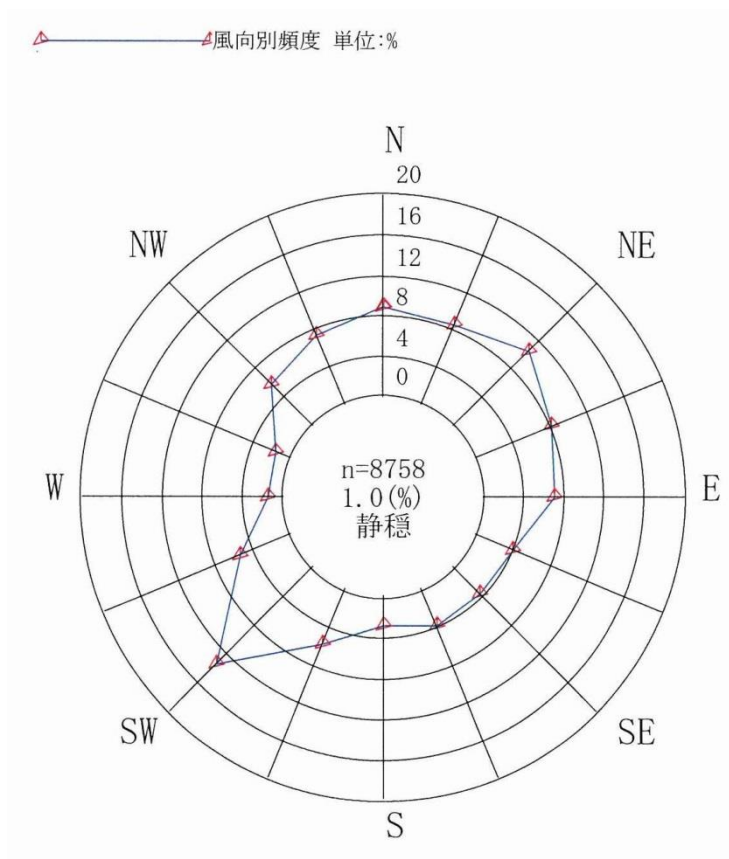
(気温)

- ①年間平均気温 16.2°C
- ②最高気温 8月25日14時 36.8°C
- ③最低気温 1月25日3時 -2.2°C

(風速)

- 最大風速 10月23日5時 10.9m/s

年間（平成29（2017）年4月～平成30（2018）年3月）



CALM=0.9%

（注）単位：％、CALMとは風速0.4m/s以下の割合

図 5.4.1 東習志野測定局の風配図

## 5.5. 大気関係汚染物質測定結果

### 5.5.1. 常時監視測定結果

#### (1) 二酸化窒素

表 5.5.1 二酸化窒素年間値測定結果（平成 29（2017）年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				時間	%	時間	%			日	%	日	%		
鷺沼	362	8,667	0.011	0	0.0	0	0.0	0.059	0.041	0	0.0	1	0.3	0.031	0
東習志野	361	8,627	0.012	0	0.0	0	0.0	0.057	0.038	0	0.0	0	0.0	0.030	0
谷津	362	8,618	0.016	0	0.0	0	0.0	0.070	0.053	0	0.0	2	0.6	0.036	0
秋津 (自排局)	360	8,601	0.020	0	0.0	0	0.0	0.082	0.059	0	0.0	15	4.2	0.043	0

#### (2) 二酸化硫黄

表 5.5.2 二酸化硫黄年間値測定結果（平成 29（2017）年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の年間最高値	日平均値の年間最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				時間	%	日	%					
鷺沼	363	8,675	0.001	0	0.0	0	0.0	0.025	0.007	0.005	無	0
東習志野	359	8,646	0.002	0	0.0	0	0.0	0.012	0.006	0.005	無	0

#### (3) 光化学オキシダント

表 5.5.3 光化学オキシダント年間値測定結果（平成 29（2017）年度）

測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
鷺沼	365	5,464	0.035	92	456	4	7	0.159	0.051



(4) 浮遊粒子状物質

表 5.5.4 浮遊粒子状物質年間値測定結果（平成 29（2017）年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
	日			時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	%					
鷺沼	362	8,695	0.016	0	0.0	0	0.0	0.105	0.058	0.040	無	0
東習志野	361	8,664	0.018	1	0.0	0	0.0	0.202	0.055	0.044	無	0
谷津	363	8,669	0.017	0	0.0	0	0.0	0.160	0.056	0.040	無	0
秋津 (自排局)	356	8,561	0.019	0	0.0	0	0.0	0.103	0.064	0.048	無	0

(5) 微小粒子状物質（PM2.5）

表 5.5.5 微小粒子状物質年間値測定結果（平成 29（2017）年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が35.0 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数
				日	%				
鷺沼	362	8,711	11.7	3	0.8	95	43.7	27.3	0
秋津 (自排局)	360	8,627	11.5	3	0.8	65	46.8	29.8	0

(6) 炭化水素類

表 5.5.6 非メタン炭化水素年間値測定結果（平成 29（2017）年度）

測定局名	測定時間	年平均値	6～9時における平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値最高値最低値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		備考
					ppmC	ppmC	日	%	日	%	
鷺沼	8,683	0.13	0.14	364	1.11	0.02	71	19.5	21	5.8	

5.5.2. 酸性雨調査結果

表 5.5.7 酸性雨自動測定結果（平成 29（2017）年度） 測定地点：東習志野測定局

項目 月別	pH 月平均値	電気 伝導率 月平均値 (mS/m)	降水 (mm)	(注1) pH一降雨平均値		(注2) pH瞬時値	
				最高値	最低値	最高値	最低値
平成29(2017)年4月	4.9	1.0	112.5	5.4	4.3	5.7	4.2
5月	4.9	1.6	34.0	5.6	4.5	6.2	4.4
6月	4.8	1.2	25.5	5.7	4.5	5.9	4.1
7月	5.0	0.9	76.5	7.0	4.5	7.0	4.2
8月	4.7	1.0	85.0	5.9	4.1	6.2	4.0
9月	5.2	0.7	160.0	5.7	4.0	7.4	4.0
10月	5.4	0.8	373.0	7.4	4.7	7.7	4.3
11月	5.4	0.5	50.5	7.0	4.9	7.0	4.6
12月	5.5	1.2	13.5	5.5	5.5	6.3	5.2
平成30(2018)年1月	5.3	0.6	29.5	5.4	5.1	6.5	4.7
2月	5.4	0.6	9.0	5.5	5.2	6.6	4.6
3月	5.0	1.2	141.0	5.6	4.5	7.0	4.2
年間平均	5.1	0.9	92.5	-	-	-	-
年間最高	5.5	1.6	373.0	7.4	-	7.7	-
年間最低	4.7	0.5	9.0	-	4.0	-	4.0
年間合計	-	-	1,110.0	-	-	-	-

(注) 1. 一降雨とは、降雨開始から降雨終了までの測定値の平均値。

2. 瞬時値とは、0.5mm降水の測定値をいう。

## 5.6. 水質環境調査結果

表 5.6.1 生活環境項目・その他の項目（その1）

測定項目		水域名	習志野市生活環境 保全計画目標値	八千代都市下水路	浜田川(Ⅰ)	浜田川(Ⅱ)
		地点名		八千代市境	実籾高校下	千葉市境
				年平均値 ( 目標達成状況 )	年平均値 ( 目標達成状況 )	年平均値 ( 目標達成状況 )
現地調査項目	水温 ( °C )	-	-	22.4 ( - )	17.6 ( - )	18.3 ( - )
	流速 ( m/s )	-	-	0.40 ( - )	0.19 ( - )	0.11 ( - )
	流量 ( m <sup>3</sup> /s )	-	-	0.14 ( - )	0.05 ( - )	0.03 ( - )
	透視度 ( cm )	-	-	34.7 ( - )	>50 ( - )	>50 ( - )
生活環境項目	pH	6.0 ~ 8.5	-	7.8 ( 3/4 )	7.9 ( 4/4 )	7.6 ( 4/4 )
	DO ( mg/L )	2 以上	-	6.5 ( 4/4 )	8.7 ( 4/4 )	6.5 ( 4/4 )
	BOD(※) ( mg/L )	10 以下	-	10.7 ( × )	3.1 ( ○ )	3.0 ( ○ )
	SS ( mg/L )	ごみ等の浮遊が 認められないこと	-	28 ( 4/4 )	2 ( 4/4 )	2 ( 4/4 )
	大腸菌群数 ( MPN/100mL )	-	-	3,200,000 ( - )	50,000 ( - )	46,000 ( - )
	全亜鉛 ( mg/L )	-	-	0.056 ( - )	0.013 ( - )	0.014 ( - )
	ノニルフェノール ( mg/L )	-	-	0.00018 ( - )	不検出 ( - )	不検出 ( - )
	LAS ( mg/L )	-	-	0.035 ( - )	0.049 ( - )	0.053 ( - )

※BODは日間平均値の75%値を表す。pH、DO、SSIは日間平均値で評価するため、達成状況欄は達成数/調査数である。

測定項目		水域名	谷津干潟	菊田川
		地点名	干潟出口	第七中学校脇
			年平均値 ( 最小値~最大値 )	年平均値 ( 最小値~最大値 )
現地調査項目	水温 ( °C )	-	20.9 ( 15.3 ~ 26.8 )	21.4 ( 18.0 ~ 24.8 )
	透視度 ( cm )	-	46 ( 34.0 ~ >50 )	>50 ( >50 )
生活環境項目	pH	-	8.3 ( 7.8 ~ 8.8 )	7.9 ( 7.8 ~ 8.1 )
	DO ( mg/L )	-	9.8 ( 6.0 ~ 13.6 )	6.4 ( 5.1 ~ 7.6 )
	COD ( mg/L )	-	3.7 ( 2.7 ~ 4.7 )	4.1 ( 2.8 ~ 5.4 )
	SS ( mg/L )	-	7 ( 4 ~ 11 )	7 ( 3 ~ 11 )
	大腸菌群数 ( mg/L )	-	810 ( 220 ~ 1,400 )	2,400 ( 460 ~ 4,300 )
	全亜鉛 ( mg/L )	-	0.015 ( 0.0010 ~ 0.020 )	0.018 ( 0.017 ~ 0.018 )
	ノニルフェノール ( mg/L )	-	不検出 ( - )	不検出 ( - )
	LAS ( mg/L )	-	不検出 ( - )	不検出 ( - )

表 5.6.2 生活環境項目・その他の項目（その2）

測定項目		水域名 地点名	環境基準	海 域	
				茜浜地先	
				年平均値（目標値達成状況）	
現 項 地 目 調 査	水温（℃）		-	19.1	（ - ）
	透視度（cm）		-	>50	（ - ）
生 活 環 境 項 目	pH		7.0 ~ 8.3	8.1	（ 4/4 ）
	DO（mg/L）		2 以上	8.0	（ 4/4 ）
	COD（mg/L）	海域C類型	8 以下	5.2	（ ○ ）
	大腸菌群数（MPN/100mL）		-	87	（ - ）
	n-ヘキサン抽出物質（mg/L）		-	不検出	（ - ）
	全窒素（mg/L）	海域IV類型	1 以下	1.07	（ × ）
	全りん（mg/L）		0.09 以下	0.12	（ × ）
	全亜鉛（mg/L）	海域生物A類型	0.02 以下	0.009	（ ○ ）
	ノニルフェノール（mg/L）		0.001 以下	不検出	（ ○ ）
	LAS（mg/L）		0.01 以下	0.0002	（ ○ ）

※CODの年平均値は75%値を表す。

pH、DOは日間平均値で評価するため、達成状況欄は 達成数/調査数 である。

表 5.6.3 健康項目

測定項目 (mg/L)	水域名 地点名	環境基準 (河川E類型)	八千代都市下水路		浜田川(I)		浜田川(II)		谷津川		菊田川	
			八千代市境		実籾高校下		千葉市境		干潟出口		第七中学校脇	
			平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況
カドミウム		0.003 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
全シアン		検出されないこと	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
鉛		0.01 以下	0.004	○	0.002	○	0.003	○	不検出	○	不検出	○
六価クロム		0.05 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
砒素		0.01 以下	0.001	○	不検出	○	不検出	○	0.002	○	0.001	○
総水銀		0.0005 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
アルキル水銀		検出されないこと	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
PCB		検出されないこと	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
ジクロロメタン		0.02 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
四塩化炭素		0.002 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
トリクロロエチレン		0.01 以下	0.0007	○	0.01	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
テトラクロロエチレン		0.01 以下	不検出	○	0.0002	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
チウラム		0.006 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
シマジン		0.003 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
チオベンカルブ		0.02 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
ベンゼン		0.01 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
セレン		0.01 以下	不検出	○	不検出	○	0.001	○	0.003	○	0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		10 以下	3.1	○	4.7	○	4.4	○	0.78	○	1.10	○
ふっ素		0.8 以下	0.65	○	0.27	○	0.46	○	-	-	-	-
ほう素		1 以下	0.2	○	0.2	○	0.7	○	-	-	-	-
1,4-ジオキサン		0.05 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○

※習志野市環境保全計画目標値は環境基準値。達成○、未達成×で表示。

河川は年間平均値、汽水域は春季及び秋季の平均値を示す。

5.7. 自動車交通量年度別推移

表 5.7.1 自動車交通量年度別推移

年度	道路名 項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		東関東自動車道路	国道357号	京葉道路	国道296号	主要地方道船橋我孫子線	国道14号	主要地方道長沼船橋線
平成27 (2015)	台/日	101,734	36,712	101,924	54,992	30,724	20,448	7,846
	大型 %	24.1	16.3	3.8	6.9	12.5	3.0	4.3
平成28 (2016)	台/日	86,548	38,290	90,190	48,206	29,458	20,510	10,592
	大型 %	19.6	16.7	5.3	8.8	12.8	2.5	3.7
平成29 (2017)	台/日	81,418	38,652	97,568	50,494	27,158	19,322	9,534
	大型 %	18.8	14.1	5.4	9.8	12.7	2.1	5.0

年度	道路名 項目	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		習志野都市計画道路3・4・12号	習志野都市道00-011	主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線-1	主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線-2	習志野都市計画道路3・3・2号	主要地方道千葉船橋海浜線	習志野都市計画道路3・3・3号
平成27 (2015)	台/日	13,280	9,786	11,876	24,748	16,736	28,828	14,558
	大型 %	3.1	2.8	0.9	3.7	5.2	17.1	3.1
平成28 (2016)	台/日	14,576	9,602	11,836	27,532	17,454	27,048	15,032
	大型 %	2.5	1.9	0.9	2.0	6.0	13.2	2.2
平成29 (2017)	台/日	12,690	9,398	12,944	26,184	17,246	25,482	14,870
	大型 %	2.8	2.6	0.6	2.8	5.3	16.9	3.4

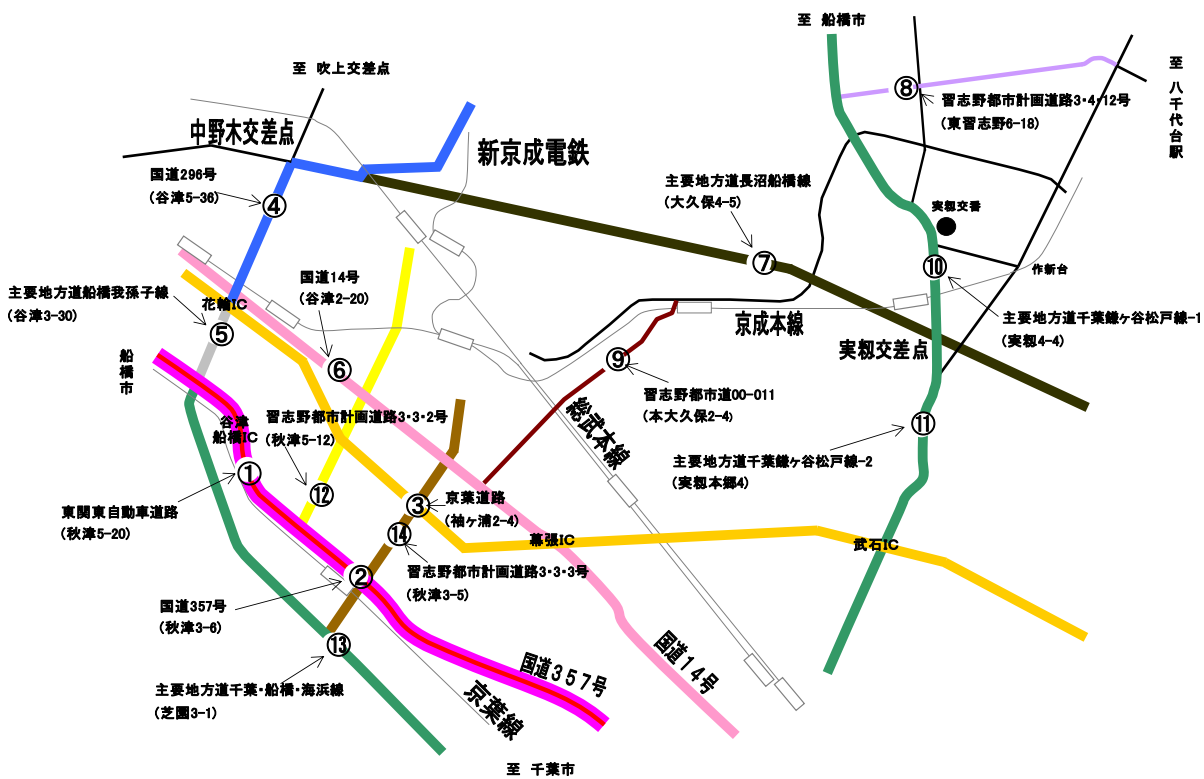


図 5.7.1 自動車交通量調査地点図

### 5.8. 地盤沈下調査結果

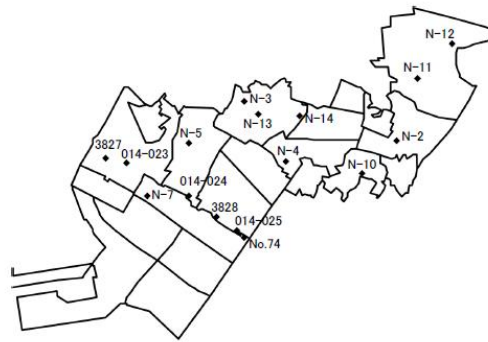


図 5.8.1 習志野市水準点配置図

表 5.8.1 水準測量の成果表

標石番号	N-2		N-3		N-4		N-5	
	所在地	実籾 2-776 京成電鉄踏切際鉄塔下	藤崎 3-2-19 藤崎児童公園内	本大久保 2-47-3 富士見公園内	津田沼 3-995 菊田神社内	標高 m	変動量 mm	標高 m
H27(2015)	17.5412	+2.9	8.2358	+3.9	14.7658	+6.6	6.1190	+4.0
H28(2016)	17.5347	-6.4	8.2303	-7.3	14.7604	-6.0	6.1136	-5.3
H29(2017)	17.5283	-	8.2230	-1.8	14.7544	-1.5	6.1083	-1.9
	-	-	8.2212	-	14.7529	-	6.1064	-

標石番号	N-7		N-10		N-11		N-12	
	所在地	袖ヶ浦 1-11 袖ヶ浦 9号緑地内	屋敷 3-3440 天津神社内	東習志野 2-18-13 旧 JFE 建材(株)内	東習志野 8-1-6 中央分離帯	標高 m	変動量 mm	標高 m
H27(2015)	2.9330	+3.8	23.4286	+9.3	27.8260	+2.8	27.3595	+4.8
H28(2016)	2.9282	-2.4	23.4232	-5.0	27.8194	-3.5	27.3529	-1.9
H29(2017)	2.9258	-0.9	23.4182	-2.8	27.8159	-1.5	27.3510	-1.6
	2.9249	-	23.4154	-	27.8144	-	27.3494	-

標石番号	N-13		N-14		No. 74		014-023	
	所在地	藤崎 1-286-1 習志野地区観測井	藤崎 6-9-28 大久保小学校	袖ヶ浦 6-1749-2 幕張インター内	谷津 2-17-10 やしろクリーニング店前	標高 m	変動量 mm	標高 m
H27(2015)	15.1367	+5.3	25.5409	+5.1	3.2621	+5.7	3.6649	+3.8
H28(2016)	15.1310	-5.2	25.5351	-4.4	3.2572	-3.5	3.6601	-3.3
H29(2017)	15.1258	-0.3	25.5307	-0.6	3.2537	-1.7	3.6568	-2.2
	15.1255	-	25.5301	-	3.2520	-	3.6546	-

標石番号	014-024		014-025		3827		3828	
	所在地	津田沼 6-7-9 マルエツ津田沼南店	鷺沼 5-5-50 幕張インター内	谷津 4-4-23 ローズベイ谷津	鷺沼 1-12-15 中台企業(株)前	標高 m	変動量 mm	標高 m
H27(2015)	2.3872	+3.5	3.6088	+5.1	3.8672	+4.2	3.2951	+3.5
H28(2016)	2.3823	-2.7	3.6039	-3.4	3.8624	-3.1	3.2901	-2.8
H29(2017)	2.3796	-1.6	3.6005	-1.9	3.8593	-1.5	3.2873	-1.5
	2.3780	-	3.5986	-	3.8578	-	3.2858	-

- (注) 1. 標高は、水準点の高さを示すもので、真の地表面とは若干異なる。  
 (地表面は、水準点が地下埋設の場合は若干上に、地上設置の場合は下になる。)
2. 測量基準日は、各年の1月1日である。
3. 平成27(2015)年の下段は、国土交通省国土地理院において、平成26(2014)年度に固定水準点標高値を変更したが、それに対応した値。

(資料：千葉県環境生活部水質保全課)

5.9. 環境基準

5.9.1. 大気汚染に係る環境基準

表 5.9.1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続していない。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続していない。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続していない。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下である。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の98%値が0.06ppm以下である。
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値の98%値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下である。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

- ①二酸化窒素に係る千葉県環境目標値（昭和54（1979）年4月1日 大第114号）  
日平均値の年間98%値が、0.04ppm以下であること。
- ②非メタン炭化水素の中央公害対策審議会指針値（昭和51（1976）年8月17日公布）  
炭化水素の測定については、非メタン炭化水素を測定することとし、光化学オキシダントの生成防止のための濃度レベルは、午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

5.9.2. 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

表 5.9.2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
1 カドミウム	0.003mg/L 以下	15 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
2 全シアン	検出されないこと	16 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
3 鉛	0.01mg/L 以下	17 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
4 六価クロム	0.05mg/L 以下	18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
5 砒素	0.01mg/L 以下	19 チウラム	0.006mg/L 以下
6 総水銀	0.0005mg/L 以下	20 シマジン	0.003mg/L 以下
7 アルキル水銀	検出されないこと	21 チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
8 PCB	検出されないこと	22 ベンゼン	0.01mg/L 以下
9 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	23 セレン	0.01mg/L 以下
10 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
11 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	25 ふっ素	0.8mg/L 以下
12 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	26 ほう素	1mg/L 以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレ	0.04mg/L 以下	27 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		



(2) 生活環境の保全に関する環境基準

表 5.9.3 生活環境の保全に関する環境基準

①河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる。) 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 3~4. 省略					

- ※①自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 ②水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 ③水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 ④工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの  
 ⑤環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考	1. 基準値は、年平均値とする。(海域もこれに準ずる。)			

②海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考	1~2. 省略					

- ※①自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 ②水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用  
 ③環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考	1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

- ①自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- ②水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- ③生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

5.9.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 5.9.4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
1 カドミウム	0.003mg/L以下	14 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
2 全シアン	検出されないこと。	15 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
3 鉛	0.01mg/L以下	16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
4 六価クロム	0.05mg/L以下	17 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
5 砒素	0.01mg/L以下	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
6 総水銀	0.0005mg/L以下	19 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
7 アルキル水銀	検出されないこと。	20 チウラム	0.006mg/L以下
8 PCB	検出されないこと。	21 シマジン	0.003mg/L以下
9 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	22 チオベンカルブ	0.02mg/L以下
10 四塩化炭素	0.002mg/L以下	23 ベンゼン	0.01mg/L以下
11 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	24 セレン	0.01mg/L以下
		25 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
		26 ふっ素	0.8mg/L以下
12 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	27 ほう素	1mg/L以下
13 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	28 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

5.9.4. 土壌の汚染に係る環境基準

表 5.9.5 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
1 カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	14 1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
		15 1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
2 全シアン	検液中に検出されないこと。	17 1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
3 有機燐	検液中に検出されないこと。	18 1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
4 鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	19 トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
5 六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	20 テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
6 砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	21 1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
		22 チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
		23 シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
7 総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	24 チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
8 アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	25 ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
9 PCB	検液中に検出されないこと。	26 セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
10 銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	27 ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
		28 ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
11 ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	29 1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
12 四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
13 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		

## 5.9.5. 騒音に係る環境基準

表 5.9.6 騒音に係る環境基準

## (1) 一般地域（道路に面する地域以外）

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

AAを当てはめる地域：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

Aを当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域

Bを当てはめる地域：主として住居の用に供される地域

Cを当てはめる地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

## (2) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考)

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
幹線道路の近接空間	70デシベル以下	65デシベル以下

(備考)  
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

※幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）等をいう。

5.9.6. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁  
(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

表 5.9.7 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
(備考)		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</li> <li>2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。</li> <li>3. 省略</li> <li>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</li> </ol>		

## 用語の解説

文中の※がついている用語の解説を掲載しています。

各用語の脇に記載しているページ番号は、その用語が最初に掲載されているページを表しています。

## < あ行 >

### ■アイドリング・ストップ推進運動 P81

駐停車や信号待ち等の間に自動車のエンジンを停止させることで、燃料の節約や二酸化炭素排出の削減を推進する運動。

### ■アオサ P49

各地の海岸に生育する緑色をした大きさ10~30cmの膜状の海藻で、日本に広く分布します。生育条件がそろえば短期間のうちに大繁殖して緑潮（グリーンタイド）となります。近年では、谷津干潟で大繁殖し、底生生物や腐敗臭による近隣住民への影響が発生しています。

### ■青潮 P49

東京湾では春から秋にかけて多く見られます。大量に発生したプランクトンの死骸が海底に沈み分解する過程で、酸素の消費により酸素濃度は次第に低下します。この貧酸素状態になった水塊が、陸から沖に向かって吹く風等の気象条件によって、沿岸部の表層に上昇し、海水が青白く見える現象をいいます。青潮の発生により、沿岸部に生息する貝類や魚類が大量に酸欠死することがあります。

### ■赤潮 P86

海域における※富栄養化現象のひとつで、海中の微小な生物（主に植物プランクトン）の異常増殖により海面が変色す

る現象をいいます。赤色に変色することが多いですが、プランクトンの種類により黄褐色や緑色等にも変色することがあります。

主として夏に多発し、魚介類のえらをつまらせたり、酸欠などの悪影響を及ぼすこともあります。

### ■あか筒 P101

筒状の容器にあか剤（くしゃみ剤：ジフェニルシアノアルシン）と加熱剤等が充填され、点火薬に着火するとあか剤が加熱し、これが微粒子となって煙状に拡散する構造を有する有毒発煙筒。あか筒に充填されたあか剤は常温では固体であり、熱を加えない限り微粒子となって拡散することはありません。

### ■硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>） P78

石炭や石油等の、硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）の総称です。SO<sub>2</sub>は亜硫酸ガスともいい、無色、刺激性の強い気体で、粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎や気管支ぜんそくの原因となります。

### ■一般廃棄物 P30

廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物は更に商店、オフィス等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類されます。

### ■エコ・ステーション P114

低公害車の一つである代替燃料自動車や電気自動車等のクリーンエネルギー自動車に燃料や電気を供給する場所の総称。

■温室効果ガス P28

地表から放射された赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体の総称で、増加すると地球温暖化を引き起こします。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類が削減の対象となっています。

< か行 >

■環境基準 P41

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準のことで、環境基本法第16条に基づき定められています。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境基準が定められています。

なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11（1999）年法第105号）第7条の規定に基づき定められています。この基準は行政上の目標であり、公害発生源（工場等）に対する規制基準とは異なります。

■観測井戸 P88

地層の状況を検討し、観測すべき※帯水層の位置に合致する部分にストレーナーを設けたケーシングを挿入して、目的とする帯水槽の水位や水質等のデータを得るための井戸をいいます。

■規制基準（排出基準・排水基準） P74

工場や事業場等が遵守すべき公害の発生に係る許容限度をいいます。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法及び振動規制法

では規制基準といます。

■京都議定書 P28

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、第1約束期間（平成20（2008）年～平成24（2012）年）の間に、先進国等に対して温室効果ガスを一定数値（日本は6%）以上削減することを義務付けた議定書です。平成17（2005）年2月に発効しました。

■グリーン購入 P25

製品等を購入する際に、環境を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

■健康項目 P84

水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいいます。カドミウム等の重金属類を中心に27項目あります。

■光化学オキシダント P78

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線の作用により光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン（O<sub>3</sub>）、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性物質の総称です。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、春から夏にかけ日差しが強くて風の弱い日に発生しやすく、目やのどを刺激します。

■公害（典型7公害） P15

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤



沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることです。  
(環境基本法第2条第3項)

#### ■公共用水域 P21

水質汚濁防止法によると、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、終末処理場を有する公共下水道は除きます。

### ＜ さ行 ＞

#### ■産業廃棄物 P69

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油等20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、処理に特別な技術を要するものが多く、排出事業者は責任を持って適正に処理する責務があります。

#### ■酸性雨 P21

大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化されたものです。清浄な雨水は、大気中の炭酸ガスにより水素イオン濃度(pH)5.6程度の弱酸性であることから、pHがそれ以下の雨を酸性雨といいます。

#### ■循環型社会 P19

廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正処分を図ることにより、環境への負荷を低減するシステムを持つ社会のことです。

#### ■水準点 P90

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられます。地盤の変動状

況を測定するにはこの水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動量を出します。

#### ■生活環境項目 P84

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいいます。pH、BOD、COD、D<sub>0</sub>、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全リンの9項目があり、河川・湖沼・海域別に、また、利水目的に応じて基準値が定められています。

#### ■生物多様性条約 P117

生物の多様性(生態系・生物群系又は地球全体に、多様な生物が存在していることを示します。)に関する条約の略称で、1. 生物多様性の保全、2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする国際条約です。日本は平成5(1993)年に締結国になりました(同年条約発効)。

平成22(2010)年6月当時は192か国及び欧州連合(EU)が締結し、平成28(2016)年12月現在は194か国、欧州連合(EU)及びパレスチナが締結しています(米国は未締結)。この条約の締約国会議がほぼ2年毎に開催されています。

#### ■総量規制 P109

環境基準を達成するため、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、大気汚染防止法(硫黄酸化物と窒素酸化物)と水質汚濁防止法(COD、窒素及びリン)に基づく総量規制があります。

< た行 >

■炭化水素類 (HC) P80

炭素と水素からなる有機化合物の総称で、メタン、エタン、プロパン、ベンゼン、トルエン等があります。塗料、溶剤、ガソリン等から直接大気に放出されるほか、自動車等の排出ガスにも含まれています。窒素酸化物とともに、光化学オキシダントの原因物質のひとつです。

■帯水層 P144

実際に地下水を含んでいる地層で、地下水を通しやすくなっている地層です。逆に地下水を通しにくい地層は難透水層といえます。

■窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) P21

燃焼に伴って発生し、その多くは一酸化窒素 (NO) として排出され、空気中の酸素に触れると酸化され、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) に変化します。

NO は、空気よりやや重い無色の気体で、刺激性はありませんが、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害します。NO<sub>2</sub> は、赤褐色、刺激性の気体で、水に溶けにくく、肺深部まで侵入するため、肺に対する毒性が強いです。

■鳥獣保護区 P49

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣を積極的に保護繁殖させる場所として、環境大臣又は都道府県知事が指定します。このうち、国際的又は全国的な見地から重要な区域については、環境大臣が国指定鳥獣保護区に指定します。本市では、谷津干潟が国指定鳥獣保護区に指定されています。

■天然ガスかん水 P90

天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものです。ヨウ素が多く含まれており、千葉県一帯の上総層群 (300~40万年くらい前に海底で堆積した地層) 中に存在しています。

■トリクロロエチレン等 P87

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素等の有機塩素系化合物で、環境基準が定められているものをいいます。主に金属・機械部品の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われていました。これらが原因で全国的に地下水汚染が問題となっています。

< は行 >

■ばい煙 P81

物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、そのほか窒素酸化物等の有害物質をいいます。一般的には、ガス状の黒煙をいいます。

■ばいじん P81

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するスス等をいいます。

■ビオトープ P20

生物を意味する「Bio (バイオ)」と場所を意味する「Tope (トープ)」を合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間をいいます。

■微小粒子状物質 P41

浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下の小さいものをいいます。健康への影

響が懸念されています。

### ■ふっ素 (F) P42

常温では淡黄色、特異臭のある気体で天然には単体としては産出せず、蛍石、水晶石などのふっ化物として存在します。土壌、水、空気、更に動植物体内のほとんどすべてに含まれています。

### ■富栄養化 P143

閉鎖性水域において、水中の窒素、りん等の栄養塩類が増えすぎてしまうことです。富栄養化になると、水中のプランクトンや植物が異常増殖・繁殖し、赤潮やアオコが発生しやすくなり、水道や漁業に悪影響をもたらします。

### ■ブーンドル湿地 P53

オーストラリア連邦クイーンズランド州ブリスベン市の北 15km の場所にあります。周囲にモートン湾、ケドロン、キャペットリー運河、ケドロン排水路及びゲートウェイ幹線道路が走っています。ブーンドル湿地はブリスベン最大の湿地であり、近くのチンチタンバ湿地やデーゴン湿地とともに沿岸や低地に生息する動物の広大な生息地です。

### ■浮遊粒子状物質 P77

(SPM : Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径  $10\mu\text{m}$  以下のものと定義しています。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガス等の人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災等）のものがあります。また、粒子として排出

される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子とがあります。

### ■閉鎖性水域 P86

地形等により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいいます。一般的に水質汚濁が進行しやすくなっています。

### ■ほう素 (B) P42

自然界に存在し、植物及び動物の必須元素です。温泉水や海水には比較的高い濃度で含まれています。

### < や行 >

#### ■谷津田 P49

平地に突き出た丘と丘の間に、低湿地が挟まれた地形を谷津あるいは谷戸といい、地名の由来となっています。そこに設けられた田を谷津田といいます。

### < ら行 >

#### ■ラムサール条約 P18

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」をいい、イランのラムサールにおいて昭和 46 (1971) 年に締結されました。

この条約では、湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系としてとらえ、幅広く保全・再生を呼び掛けています。

平成 5 (1993) 年 6 月の釧路会議において、わが国では本市の「谷津干潟」を含めた 5 か所が登録されました。平成 30 (2018) 年 11 月現在、国内の登録地は 52 か所あります。

< 英略語等 >

■BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量) P84

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川や工場排水の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が著しいです。

■COD (Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量) P85

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、海域、湖沼の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が著しいです。

■DO (Dissolved Oxygen : 溶存酸素量) P84

水中に溶解している酸素の量のことです。水中に有機物が増えると、それを分解する微生物に酸素が消費され、溶存酸素は減少します。

■pH (水素イオン濃度) P80

酸性やアルカリ性を示す指標で、pH7が中性、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示します。

■TEQ (Toxicity Equivalency Quantity : 2, 3, 7, 8-TCDD 毒性等価濃度) P69

ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDD (テトラクロロジベンゾジオキシン) を1として、ダイオキシン各種の毒性を数値化したものです。その数値に各濃度を掛けた値の総和を、ダイオキシン類濃度のTEQ換算値といいます。

---

## 習志野市 環境白書 平成 30 (2018) 年版

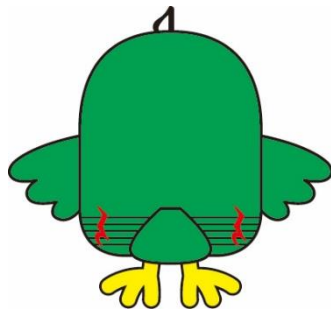
編集・発行 千葉県習志野市都市環境部環境政策課

問合せ先 習志野市鷺沼 2-1-1

電話 047(451)1151 (内線 258)

F A X 047(453)9311

---



習志野市は、環境保全に関する普及啓発のシンボルとしてエコマークを使用しています。

この冊子は再生紙を利用しています。

印刷インキはベジタブルインキを使用しています。